
第8編

資料編

第8編 資料編 目次

第1部 防災上注意すべき自然条件	8- 1
1. 町内の主要な山岳・河川	8- 3
(1) 山岳	8- 3
(2) 河川	8- 3
2. 気象	8- 4
(1) 震度計設置場所	8- 4
(2) 雨量観測所一覧	8- 4
(3) 降雨量	8- 4
(4) 主な台風経路図	8- 5
(5) 月別の台風主要経路傾向図	8- 6
3. 急傾斜地崩壊危険区域一覧	8- 7
4. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧	8- 8
(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	8- 8
(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	8-12
5. 地すべり防止区域一覧	8-21
6. 地すべり危険箇所一覧	8-21
7. 砂防指定地一覧	8-22
8. 山地に起因する災害危険箇所一覧	8-23
(1) 山地崩壊危険地区	8-23
(2) 崩壊土砂流出危険地区	8-25
9. 土石流危険渓流一覧	8-28
(1) 土石流危険渓流Ⅰ	8-28
(2) 土石流危険渓流Ⅱ	8-30
10. 重要水防区域・施設等一覧	8-31
(1) 重要水防区域	8-31

(2) 重要な水門・樋門等	8-33
(3) 排水機場	8-34
1 1. 保安林配備一覧	8-35
(1) 民有保安林配備現況	8-35
(2) 国有（林野庁所管）保安林配備現況	8-35
1 2. 海岸保全区域一覧	8-36
(1) 国土交通省水管理・国土保全局所管分	8-36
(2) 国土交通省港湾局所管分	8-36
(3) 水産庁所管分	8-36
(4) 農林水産省農村振興局所管分	8-36
第2部 災害対策に関する資料	8-37
1 3. 災害救助法	8-39
(1) 災害救助法の適用基準	8-39
(2) 災害救助の主な事務のあらまし	8-40
(3) 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	8-41
1 4. 無線局局名録	8-44
(1) 消防関係	8-44
(2) 国土交通省関係	8-44
(3) 海岸局関係	8-44
1 5. アマチュア無線関係	8-45
1 6. 緊急地震・津波避難場所一覧	8-46
1 7. 指定避難所一覧	8-48
(1) 避難所一覧	8-48
(2) 拠点避難所への集約の流れ	8-49
1 8. 避難促進施設一覧	8-56
1 9. 要配慮者施設一覧	8-57

20. 教育施設一覽	8-58
(1) 保育所	8-58
(2) 小・中学校	8-58
(3) 高等学校	8-58
21. 医療機関一覽	8-59
22. 薬剤師会開局会員一覽	8-60
23. 救急病院等一覽	8-61
(1) 災害拠点病院	8-61
(2) DMA T 指定医療機関	8-61
(3) 救急告示医療機関	8-62
24. AED設置箇所一覽	8-64
25. 危険物施設一覽	8-65
26. 災害対策用ヘリコプター降着適地一覽	8-67
27. 町有自動車保有台数一覽	8-68
28. 輸送業者	8-72
(1) タクシー	8-72
29. 消防力	8-73
(1) 消防団関係	8-73
(2) 公設消防水利状況	8-74
(3) 水防倉庫・消防倉庫の備蓄資材状況	8-74
(4) 資機材購入先及び能力	8-75
30. 自主防災組織	8-76
31. 備蓄状況	8-79
(1) 備蓄資機(器)材・食料品	8-79
(2) 医療用資機(器)材	8-81
(3) 備蓄倉庫備蓄品一覽	8-83

32. 注意報・警報発表の細分区域名	8-84
33. 応急仮設住宅建築仕様（標準タイプ）	8- 85
第3部 条例・規則等	8- 89
34. 海陽町介護保険条例	8- 91
35. 海陽町国民保護協議会条例	8- 98
36. 海陽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	8- 99
37. 海陽町災害対策本部条例	8-101
38. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例	8-102
39. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	8-106
40. 海陽町消防団の設置等に関する条例	8-129
41. 海陽町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例	8-130
42. 海陽町消防団組織等に関する規則	8-133
43. 海陽町防災会議条例	8-138
44. 海陽町防災行政無線通信施設の管理に関する規則	8-140
45. 徳島県排出油等防除協議会会則	8-156
46. 徳島県排出油等防除協議会運営要領	8-160
47. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則	8-163
48. 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画	8-164
49. 徳島県排出油等防除組織図	8-168
50. 油防除資機材等保有量及び供給計画表	8-169
51. 指定各機関	8-171
52. 海陽町災害見舞金等支給条例	8-172
53. 海陽町災害見舞金等支給条例施行規則	8-174
54. 海陽町水防協議会設置条例	8-176
55. 海陽町総合災害補償規程	8-177
56. 海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例	8-180

57.	海陽町防災対策施設の設置及び管理に関する条例	8-183
58.	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	8-184
59.	公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱	8-189
60.	海陽町救助・捜索に関する要綱	8-191
61.	徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領	8-192
第4部	協定	8-197
62.	災害時における救援物資提供に関する協定書 (四国コカコーラボトリング)	8-199
63.	災害時における救援物資提供に関する協定 (徳島ペプシコーラ)	8-201
64.	大規模災害発生時における支援活動に関する協定 (壮成建設)	8-202
65.	大規模災害発生時における支援活動に関する協定 (徳島県建設業協会海部支部)	8-205
66.	海陽町災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (ジャンボ緑風会)	8-208
67.	海陽町災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘)	8-210
68.	海部郡市町村消防相互応援協定	8-212
69.	海部郡消防相互応援協定	8-215
70.	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	8-217
71.	一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書	8-219
72.	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	8-221
73.	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	8-224
74.	災害時における情報交換及び支援に関する協定書 (国交省四国道路整備局長)	8-227

75. 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書		
	(徳島南部電気工事協同組合)	8-229
76. 災害時の協力に関する協定書(四国電力)		8-233
77. GPS波浪計観測情報配信システムを使用した		
	情報の活用に関する協定書	8-235
78. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書		
	(エルピーガス協会)	8-237
79. 災害時における施設の利用及び物資の供給に関する協定書		
	(丸本)	8-240
80. 災害時における物資の供給に関する協定書(ザグザグ)		8-243
81. 災害時の配置薬等活用に関する協定書		
	(徳島県医薬品配置協議会)	8-245
82. 災害発生時における海陽町と海陽町内郵便局及び阿南郵便局の		
	協力に関する協定(海陽町内郵便局・阿南郵便局)	8-247
83. 東洋町・海陽町災害時応援協定		8-250
84. 徳島県市町村消防相互応援協定		8-253
85. 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定		8-257
86. 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書		8-262
87. 災害時備蓄医薬品の保管管理に関する協議書		8-265
88. 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の		
	協力に関する協定書	8-267
89. 火葬場相互協力協定書		8-269
90. 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書		8-271
91. 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の		
	協力に関する協定書	8-273
92. 徳島県広域消防相互応援協定書		8-276

93. 災害ボランティアセンター運営支援等に関する協定書	
	(ダッシュ隊大阪) 8-281
94. 災害ボランティアセンター運営支援等に関する協定取扱細目 8-283
95. 大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書 8-284

第5部 様式 8-287
--------	-----------------

96. 罹災証明書 8-289
97. 自衛隊派遣要請文書様式 8-291
98. 自衛隊撤収要請文書様式 8-292
99. 災害中間報告・災害確定報告 8-293
100. 災害報告記入要領 8-294
101. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式 8-297
102. 災害等状況報告書様式 8-298
103. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式 8-299
104. 火災・災害等即報要領に基づく様式 8-300
105. 通行の禁止又は制限するときの標識(様式1) 8-305
106. 緊急通行車両の標章(様式2) 8-305
107. 緊急通行車両確認証明書(様式3) 8-306
108. 避難情報の放送依頼様式(放送に係る申し合わせ) 8-307
109. 避難行動要支援者名簿様式 8-310
110. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙 8-313
111. 徳島県管理河川水防警報(津波)発表受報用紙 8-315
112. ボランティア活動様式集(海陽町社会福祉協議会) 8-316

第1部 防災上注意すべき自然条件

1. 町内の主要な山岳・河川

(1) 山岳

山 岳 名	標 高 (m)
銅切丸	883.6
鰻轟山	1046
吉野丸	1116.3
金瀬	1147.3
貧田丸	1018.5

(2) 河川

河川名	水 系	区 間		延長 (m)
		上 流 端	下 流 端	
海部川	海部川	左岸 海部郡海陽町平井字大木屋100	海	36,327
		右岸 同上		
善蔵川		左岸 海部郡海陽町熱田字計石30番の85地先	海部川への合流点	7,500
		左岸 海部郡海陽町熱田字計石28番の7地先		
母川		左岸 海部郡海陽町櫛川字馬場17番地先	海部川への合流点	7,200
	右岸 海部郡海陽町櫛川字箕川19番地先			
相川		左岸 海部郡海陽町相川字上皆津15番地先	海部川への合流点	13,041
		右岸 海部郡海陽町櫛川字箕川19番地先		
穴喰川	穴喰川	左岸 海部郡海陽町大字小谷字中谷	海	11,127
		右岸 同上		
広岡川		左岸 海部郡海陽町大字小谷字北河内119番地先	穴喰川への合流点	7,100
		右岸 左岸に対応する区域		
伊勢田川	伊勢田川	左岸 海部郡海陽町浅川字荒瀬15番の445地先	海	6,660
		右岸 海部郡海陽町浅川字新川3番地先		
野根川	野根川	左岸 海部郡海陽町大字久尾字石	海 (高知県東洋町)	12,455 (海陽町内)
		右岸 同上		

その他、延長2,000m未満の二級河川として、鯖瀬川、浦上川、栗の浦川等が流れている。
 準用河川は、大木屋川、上小谷川、桑原谷川、猪ノ谷川、七川、大谷川、原谷川、中野川、岡本川、笹草川、忠瀬谷川、西川、福良川、小鯖瀬川、久保川、山後川、九艘谷川、くれき川、猪ノ鼻川、那佐川、正梶川、古目谷川、板取西川、板取東川、安養寺谷川、馳馬西谷川、中角川、角坂寺谷川、際谷川、正梶南谷川、船津谷川、日比宇谷川、茅尾谷川、西谷川等

2. 気象

(1) 震度計設置場所

平成26年8月現在

所 管	設 置 場 所	
徳島県計測震度計	海陽町役場	海陽町大里字上中須128
徳島県計測震度計	海陽町海部庁舎	海陽町奥浦字新町44
徳島県計測震度計	海陽町穴喰庁舎	海陽町久保字久保49

(徳島県資料より)

(2) 雨量観測所一覧

平成26年8月現在

所 有 者	観測所名	所 在 地	観測施設の明細		
			型 式	管 理 者	データ取得
海陽町	大里	海陽町大里	転倒ます型雨量計	海陽町	海南庁舎
徳島地方 気象台	海陽	海陽町四方原字杉谷	転倒ます型雨量計	徳島地方気象台	徳島地方気象台
国土交通省四 国地方整備局 徳島河川国道 事務所	海南	海陽町浅川字小鯖 瀬口24-3	テレメーター	徳島河川国道 事務所(道路)	徳島河川国道 事務所
徳島県 県土整備部	久尾	海陽町久尾字久尾148-1	1mm転倒ます型自記雨量計	南部総合県民局 (美波)	砂防防災課
徳島県 県土整備部	大井	海陽町大井字宮ノ前 84-3	1mm転倒ます型自記雨量計	南部総合県民局 (美波)	砂防防災課
徳島県 県土整備部	浅川	海陽町浅川川ヨリ東 26-4	1mm転倒ます型自記雨量計	南部総合県民局 (美波)	砂防防災課
徳島県 県土整備部	寒ヶ瀬	海陽町平井字寒ヶ瀬 115番	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計、テレメーター	南部総合県民局 (美波)	河川振興課
徳島県 県土整備部	神野	海陽町神野字七川1-1	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計、テレメーター	南部総合県民局 (美波)	河川振興課
徳島県 県土整備部	奥浦	海陽町字鹿ヶ谷3-1	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計、テレメーター	南部総合県民局 (美波)	河川振興課
徳島県 県土整備部	穴喰	海陽町穴喰浦字中角1-1	0.5mm転倒ます型隔測自記 雨量計、テレメーター	南部総合県民局 (美波)	河川振興課
阿佐海岸鉄道 株式会社	穴喰	海陽町穴喰浦字正梶	警報機付風速・雨量監視装置	施設課	運転指令

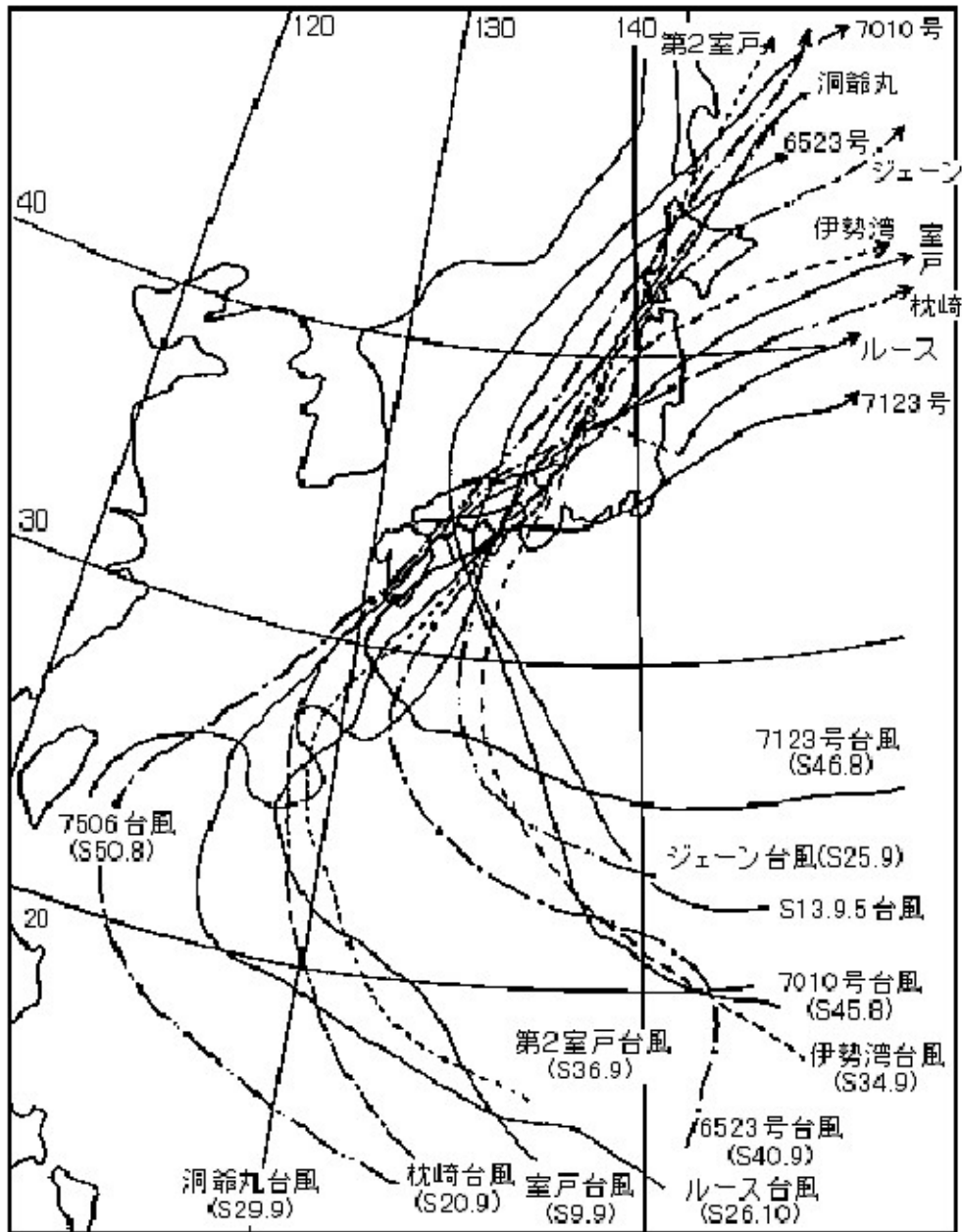
(徳島県資料より)

(3) 降雨量

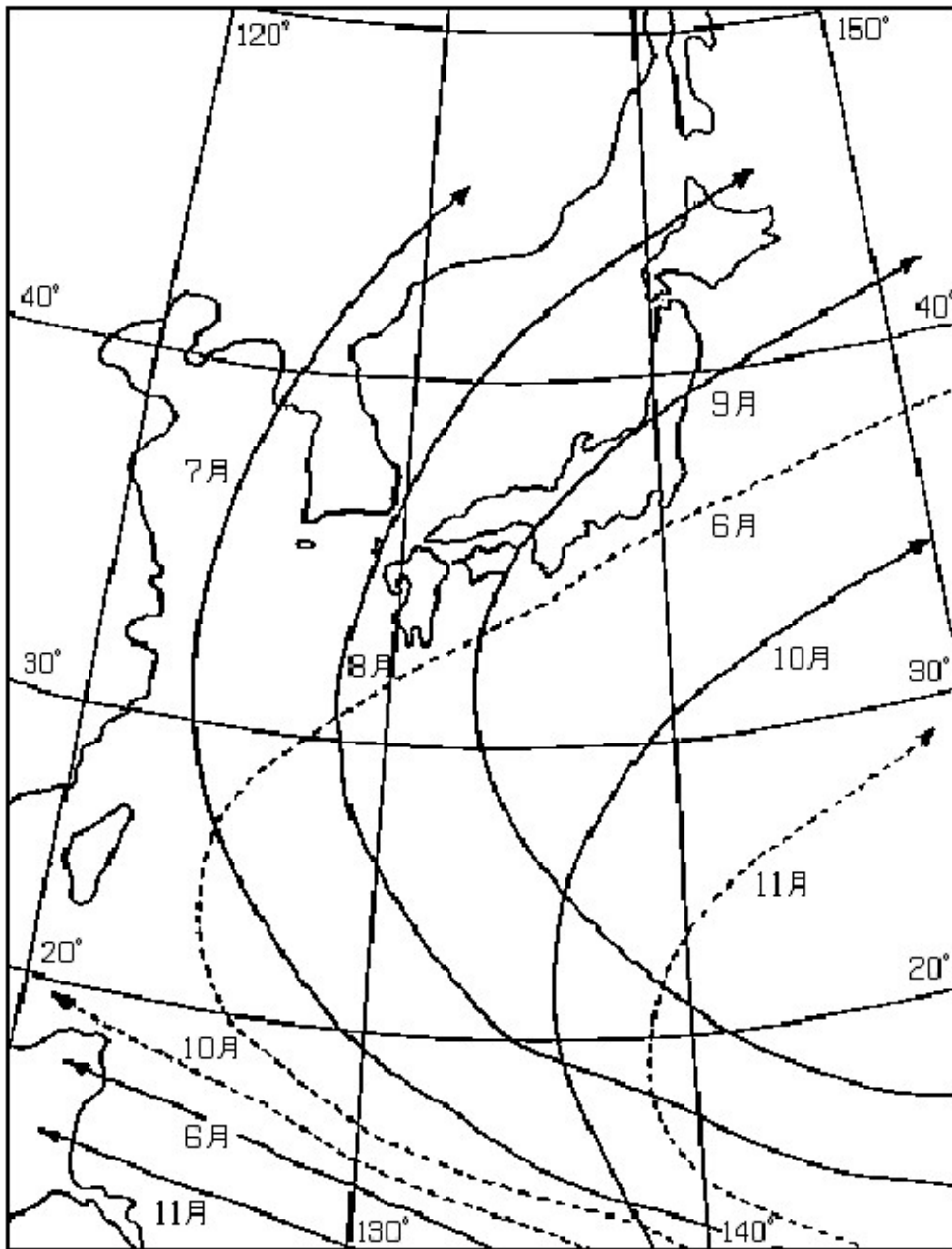
年	降水量 (mm)			
	最大		日最大	合計
	1時間	10分間		
2011	71.5	20.5	275.5	3062.5
2012	62.5	22.0	222.0	4051.0
2013	73.5	15.5	337.5	2773.5
2014	87.0	22.5	369.5	3537.0
2015	77.5	17.0	395.5	3296.0

観測地点・海陽町四方原(徳島地方気象台)

(4) 主な台風経路図



(5) 月別の台風主要経路傾向図



3. 急傾斜地崩壊危険区域一覽

平成27年1月1日現在

指定番号	区域名	告示年月日	告示番号	水平面積 (ha)	斜面面積 (ha)
46	三浦	S48.03.09	155	4.16	5.93
46	三浦 (追加)	S62.01.23	50	0.23	0.27
142	多良	S52.03.04	151	2.28	2.56
143	四方原	S52.03.04	151	1.68	1.92
144	相川	S52.03.04	151	2.13	2.41
189	多良 (2)	S53.05.26	450	1.95	2.33
193	若松	S53.11.10	1000	1.00	1.51
218	相川中野	S56.02.13	119	0.45	0.57
261	神野	S60.10.04	796	0.73	0.92
275	築ノ本	S62.01.23	50	0.40	0.48
309	大比	H02.02.06	98	2.00	2.40
328	神野前	H04.03.31	235	2.78	3.13
352	皆ノ瀬	H07.03.27	232	1.31	1.50
353	中野 (2)	H07.03.27	232	2.22	2.80
371	小川	H10.02.24	150	2.73	2.99
428	柱野	H17.08.16	722	1.12	1.25
460	川ヨリ西	H26.06.09	430	1.50	1.95
9	鞆浦	S46.09.10	692	2.01	2.37
15	鞆浦東	S46.12.17	953	2.19	2.40
25	脇ノ宮	S47.02.04	116	0.96	1.32
26	町内	S47.02.04	116	0.81	1.30
132	松木谷	S50.04.11	249	0.45	0.49
139	大井	S52.03.04	151	1.10	1.25
140	櫛川	S52.03.04	151	2.86	3.36
141	富田	S52.03.04	151	1.12	1.29
284	南町	S62.08.21	678	1.10	1.22
285	山下	S63.11.08	755	0.60	0.75
365	富田 (2)	H09.03.11	143	1.30	1.60
385	鹿ヶ谷	H13.03.27	1238	0.49	0.57
401	櫛川 (2)	H14.10.15	867	0.80	0.92
434	兼ヶ渚	H18.02.28	197	3.65	4.28
435	中屋敷	H18.02.28	197	2.63	3.11
454	堤ノ外	H23.12.20	851	0.79	0.89
16	竹ヶ島	S46.12.17	953	1.51	1.82
16	竹ヶ島 (追加)	H08.06.25	395	0.32	0.36
16	竹ヶ島 (追加)	H20.03.04	116	0.16	0.18
135	大野	S52.03.04	151	0.75	0.88
136	正梶	S52.03.04	151	0.53	0.64
137	八山	S52.03.04	151	1.45	1.73
138	馳馬	S52.03.04	151	0.45	0.50
208	那佐	S55.04.30	349	2.00	2.64
209	船津	S55.04.30	349	0.98	1.22
210	久尾	S55.04.30	349	2.33	2.50
210	久尾 (追加)	H10.02.24	150	2.37	2.54
260	馳馬西	S60.10.04	796	1.13	1.33
327	八山 (2)	H04.03.31	235	0.80	1.20
337	日比原 (1)	H05.01.19	28	1.31	1.52
338	日比原 (2)	H05.01.19	28	0.48	0.55
376	角坂	H11.12.17	829	0.95	1.02
457	久保	H26.02.04	84	1.15	1.43

(徳島県資料より)

4. 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

- 定義 -

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ>

傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館のほか社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設のある場合を含む）ある箇所。

<急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ>

傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

平成26年9月1日現在（1/4）

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物の 数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
1920	自然斜面	皆ノ瀬	小川	皆ノ瀬	H23.3.24	168	H23.3.24	170	皆ノ瀬	18	1	
1921	自然斜面	小川	小川	小川	H23.3.24	168	H23.3.24	170	小川	15	1	
1922	自然斜面	大比	小川	大比	H25.3.29	164	H25.3.29	165	大比	23	2	
1923	自然斜面	上小谷（1）	小川	上小谷						6	1	
1924	自然斜面	神ノ前	神野	神ノ前						8		
1925	自然斜面	神野	神野	神野						8	1	
1926	自然斜面	高尾	神野	高尾						5	1	
1927	自然斜面	若松	若松	若松						6		
1928	自然斜面	築ノ本	若松	築ノ本						6		
1929	自然斜面	村山	相川	村山						5		
1930	自然斜面	室津	相川	室津	H23.8.25	563	H23.8.25	565	室津	5	1	
1931	自然斜面	桂野	相川	桂野						6		
1932	自然斜面	相川	相川	相川						14	1	
1933	自然斜面	相川中野	相川	中野						5		
1934	自然斜面	中野（1）	相川	中野						5		
1935	自然斜面	中野（2）	相川	中野						11	1	

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 的数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
1936	自然斜面	横岡	浅川	横岡						9		
1937	自然斜面	中相	浅川	中相						7		
1938	自然斜面	鯖瀬口	浅川	鯖瀬口						5		
1939	自然斜面	小鯖瀬口(1)	浅川	小鯖瀬口						1	1	
1940	自然斜面	大砂(1)	浅川	大砂						1	1	
1941	自然斜面	加島(1)	浅川	加島						1	1	
1942	自然斜面	西	浅川	西						7		
1943	自然斜面	三浦	浅川	三浦						63	1	
1944	自然斜面	中川	浅川	中川						6		
1945	自然斜面	川ヨリ西	浅川	川ヨリ西						7		
1946	自然斜面	栗浦口(1)	浅川	栗浦口						7		
1947	自然斜面	ノドロ(1)	浅川	ノドロ						6		
1948	自然斜面	ノドロ(2)	浅川	ノドロ						5		
1949	自然斜面	村山(2)	相川	村山						5		
1950	自然斜面	羽坂(1)	浅川	羽坂						6		
1951	自然斜面	四方原	四方原	四方原						11		
1952	自然斜面	コカロト	吉野	コカロト						9		
1953	自然斜面	多良(1)	多良	多良						20	1	
1954	自然斜面	多良(2)	多良	多良						10	2	
1955	自然斜面	田尻	大井	田尻						5		
1956	自然斜面	家の元	大井	家の元						5		
1957	自然斜面	大井	大井	大井						19		
1958	自然斜面	富田(1)	富田	富田						5		
1959	自然斜面	富田(2)	富田	富田						5		
1960	自然斜面	五反田(1)	富田	五反田	H26.3.28	202	H26.3.28	203	五反田(1)	1	1	
1961	自然斜面	前田	吉田	前田	H26.3.28	202	H26.3.28	203	前田	8	1	
1962	自然斜面	吉田	吉田	吉田						8		
1963	自然斜面	丸山	中山	丸山						7		
1964	自然斜面	兼ヶ淵	中山	兼ヶ淵						10		
1965	自然斜面	狭間	中山	狭間						8		
1966	自然斜面	中屋敷	中山	中屋敷						9		
1967	自然斜面	岡	櫛川	岡						6		
1968	自然斜面	櫛川	櫛川	櫛川						8		
1969	自然斜面	片山	櫛川	片山	H26.3.28	202	H26.3.28	203	片山	5	1	
1970	自然斜面	高園	高園	高園						5	1	
1971	自然斜面	中ケイ(1)	高園	中ケイ						1	1	

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物の 数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
1972	自然斜面	松木谷	奥浦	松木谷						9		
1973	自然斜面	脇ノ宮	奥浦	脇ノ宮						21		
1974	自然斜面	新町	奥浦	新町						9	1	
1975	自然斜面	町内	奥浦	町内						13		
1976	自然斜面	堤の外	奥浦	堤の外	H23.8.25	563	H23.8.25	565	堤の外	7	2	
1977	自然斜面	鹿ヶ谷(1)	奥浦	鹿ヶ谷						5		
1978	自然斜面	橋ノ本	奥浦	橋ノ本	H26.3.28	202	H26.3.28	203	橋ノ本	10	1	
1979	自然斜面	山下	靱浦	山下						31		
1980	自然斜面	靱浦	靱浦	靱浦	H23.3.24	168	H23.3.24	170	靱浦	42		
1981	自然斜面	南町	靱浦	南町						27		
1982	自然斜面	靱浦東	靱浦	靱浦						68		
1983	自然斜面	久尾	久尾	久尾						16		
1984	自然斜面	船津(1)	船津	船津						6		
1985	自然斜面	船津(2)	船津	船津						5		
1986	自然斜面	角坂(1)	角坂	角坂	H23.3.24	168	H23.3.24	170	角坂(1)	6		
1987	自然斜面	角坂(2)	角坂	角坂	H23.3.24	168	H23.3.24	170	角坂(2)	6		
1988	自然斜面	芥附	芥附	芥附	H23.3.24	168	H23.3.24	170	芥附	7	1	
1989	自然斜面	安井	安井	安井	H23.3.24	168	H23.3.24	170	安井	8		
1990	自然斜面	尾崎	尾崎	尾崎	H23.3.24	168	H23.3.24	170	尾崎	8		
1991	自然斜面	八山(1)	尾崎	八山	H23.3.24	168	H23.3.24	170	八山(1)	6		
1992	自然斜面	八山(2)	尾崎	八山	H23.3.24	168	H23.3.24	170	八山(2)	9	1	
1993	自然斜面	大野	日比原	大野						7		
1994	自然斜面	馳馬西1	日比原	馳馬西						6		
1995	自然斜面	馳馬	日比原	馳馬						6		
1996	自然斜面	日比原(1)	日比原	日比原						4	1	
1997	自然斜面	日比原(2)	日比原	日比原						7	1	
1998	自然斜面	安養寺(1)	久保	安養寺						8		
1999	自然斜面	北田(1)	久保	北田	H23.8.25	589	H23.8.25	590	北田(1)		1	
2000	自然斜面	北田(2)	久保	北田	H26.3.28	202	H26.3.28	203	北田(2)		1	
2001	自然斜面	久保	久保	久保	H23.8.25	589	H23.8.25	590	久保	11	1	
2002	自然斜面	安養寺(2)	久保	安養寺						6		
2003	自然斜面	板取(1)	久保	板取	H23.3.24	168	H23.3.24	170	板取(1)		1	
2004	自然斜面	板取(2)	久保	板取						6		
2005	自然斜面	正梶(1)	穴喰浦	正梶						14	1	
2006	自然斜面	正梶(2)	穴喰浦	正梶	H23.3.24	168	H23.3.24	170	正梶(2)	6		
2007	自然斜面	古目(1)	穴喰浦	古目	H26.3.28	202	H26.3.28	203	古目(1)	5	4	

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 物的数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
2008	自然斜面	古目(2)	穴喰浦	古目						3	1	
2009	自然斜面	水床	穴喰浦	角井						1	1	
2010	自然斜面	那佐(1)	穴喰浦	那佐						18	1	
2011	自然斜面	那佐(2)	穴喰浦	那佐						7	1	
2012	自然斜面	角井	穴喰浦	角井						1		
2013	自然斜面	竹ヶ島(1)	穴喰浦	竹ヶ島						50		
2014	自然斜面	穴喰(1)	穴喰	穴喰	H26.3.28	202	H26.3.28	203	穴喰(1)	8		
2015	自然斜面	落合(1)	小谷	落合						1	1	
2016	自然斜面	北河内(1)	小谷	北河内						7		
2095	自然斜面	那佐(3)	穴喰浦	那佐						13	1	
2096	自然斜面	竹ヶ島(2)	穴喰浦	竹ヶ島						9	1	
2097	自然斜面	板取	久保	板取						6		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの
(徳島県資料より)

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

平成26年9月1日現在 (1/9)

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 の数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7460	自然斜面	田ノ谷(1)	浅川	田ノ谷						2		
7461	自然斜面	柳内(1)	浅川	柳内						2		
7462	自然斜面	柳内(2)	浅川	柳内						3		
7463	自然斜面	柳内(3)	浅川	柳内						2		
7464	自然斜面	柳内(4)	浅川	柳内						2		
7465	自然斜面	柳内(5)	浅川	柳内						1		
7466	自然斜面	西(2)	浅川	西						2		
7467	自然斜面	西(3)	浅川	西						1		
7468	自然斜面	高畠(1)	浅川	高畠						4		
7469	自然斜面	高畠(2)	浅川	高畠						1		
7470	自然斜面	松田屋敷(1)	浅川	松田屋敷						1		
7471	自然斜面	松田屋敷(2)	浅川	松田屋敷						2		
7472	自然斜面	桶谷(1)	浅川	桶谷						4		
7473	自然斜面	桶谷(2)	浅川	桶谷						1		
7474	自然斜面	桶谷(3)	浅川	桶谷						1		
7475	自然斜面	焼尾(1)	浅川	焼尾						1		
7476	自然斜面	焼尾(2)	浅川	焼尾						2		
7477	自然斜面	竹ノ内(1)	浅川	竹ノ内						1		
7478	自然斜面	竹ノ内(2)	浅川	竹ノ内						1		
7479	自然斜面	竹ノ内(3)	浅川	竹ノ内						1		
7480	自然斜面	新川(1)	浅川	新川						1		
7481	自然斜面	新川(2)	浅川	新川						1		
7482	自然斜面	新川(3)	浅川	新川						1		
7483	自然斜面	粟浦奥(1)	浅川	粟浦奥						2		
7484	自然斜面	粟浦奥(2)	浅川	粟浦奥						1		
7485	自然斜面	粟浦奥(3)	浅川	粟浦奥						2		
7486	自然斜面	別当(1)	浅川	別当						1		
7487	自然斜面	別当(2)	浅川	別当						21		
7488	自然斜面	天神前(1)	浅川	天神前						1		
7489	自然斜面	天神前(2)	浅川	天神前						4		
7490	自然斜面	天神前(3)	浅川	天神前						1		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 の数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7491	自然斜面	片山(1)	浅川	片山						2		
7492	自然斜面	片山(2)	浅川	片山						2		
7493	自然斜面	片山(3)	浅川	片山						2		
7494	自然斜面	大畑(1)	浅川	大畑						3		
7495	自然斜面	大畑(2)	浅川	大畑						3		
7496	自然斜面	大畑(3)	浅川	大畑						2		
7497	自然斜面	イナ(1)	浅川	イナ						2		
7498	自然斜面	イナ(2)	浅川	イナ						1		
7499	自然斜面	イナ(3)	浅川	イナ						1		
7500	自然斜面	大山(1)	浅川	大山(1)						1		
7501	自然斜面	荒瀬(1)	浅川	荒瀬						1		
7502	自然斜面	中谷(1)	浅川	中谷						1		
7503	自然斜面	忠瀬(1)	浅川	忠瀬						2		
7504	自然斜面	北シンサイ谷(1)	浅川北	シンサイ谷						2		
7505	自然斜面	船ヶ谷(1)	浅川	船ヶ谷						2		
7506	自然斜面	広島(1)	浅川	広島						1		
7507	自然斜面	一宇谷(1)	浅川	一宇谷						1		
7508	自然斜面	市谷(1)	浅川	市谷						1		
7509	自然斜面	ノドロ(3)	浅川	ノドロ						3		
7510	自然斜面	ノドロ(4)	浅川	ノドロ						1		
7511	自然斜面	鍛冶屋(1)	浅川	鍛冶屋						1		
7512	自然斜面	鍛冶屋(2)	浅川	鍛冶屋						2		
7513	自然斜面	粟浦口(2)	浅川	粟浦口						1		
7514	自然斜面	浅川(1)	浅川	浅川						1		
7515	自然斜面	加島(2)	浅川	加島						1		
7516	自然斜面	大砂(2)	浅川	大砂						2		
7517	自然斜面	山戸(1)	浅川	山戸						1		
7518	自然斜面	大道東(1)	四方原	大道東	H23.3.24	168	H23.3.24	170	広谷(1)	1		
7519	自然斜面	杉谷(1)	四方原	杉谷						4		
7520	自然斜面	杉谷(2)	四方原	杉谷						1		
7521	自然斜面	四郎ヶ鼻(1)	大里	四郎ヶ鼻						1		
7522	自然斜面	杉谷(1)	大里	杉谷						1		
7523	自然斜面	片山(1)	大里	片山						2		
7524	自然斜面	片山(2)	大里	片山						2		
7525	自然斜面	五反田(1)	大里	五反田						1		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 の数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7526	自然斜面	白水(1)	大里	白水						3		
7527	自然斜面	白水(2)	大里	白水						3		
7528	自然斜面	吉尾(1)	大里	吉尾						3		
7529	自然斜面	松原(1)	大里	松原						1		
7530	自然斜面	宮ノ後(1)	大里	宮ノ後						1		
7531	自然斜面	宮ノ後(2)	大里	宮ノ後						2		
7532	自然斜面	片山(1)	吉野	片山						3		
7533	自然斜面	片山(2)	吉野	片山						4		
7534	自然斜面	片山(3)	吉野	片山						2		
7535	自然斜面	下川原(1)	吉野	下川原						4		
7536	自然斜面	下川原(2)	吉野	下川原						1		
7537	自然斜面	小松(1)	吉野	小松						1		
7538	自然斜面	柿谷(1)	神野	柿谷						3		
7539	自然斜面	柿谷(1)	神野	柿谷						2		
7540	自然斜面	高尾(2)	神野	高尾						2		
7541	自然斜面	後丸谷(1)	神野	後丸谷						1		
7542	自然斜面	大谷(1)	神野	大谷						1		
7543	自然斜面	大谷(2)	神野	大谷						1		
7544	自然斜面	三筒(1)	神野	三筒						2		
7545	自然斜面	イツリハ(1)	若松	イツリハ						2		
7546	自然斜面	堂ノ鼻(1)	若松	堂ノ鼻						1		
7547	自然斜面	上江原(1)	若松	上江原						1		
7548	自然斜面	上江原(2)	若松	上江原						1		
7549	自然斜面	江原(1)	若松	江原						1		
7550	自然斜面	江原(2)	若松	江原						1		
7551	自然斜面	江原(3)	若松	江原						1		
7552	自然斜面	小谷(1)	若松	小谷						3		
7553	自然斜面	小谷(2)	若松	小谷						2		
7554	自然斜面	大森(1)	若松	大森						1		
7555	自然斜面	東ノ前(1)	若松	東ノ前						2		
7556	自然斜面	奥ノ谷(1)	若松	奥ノ谷						2		
7557	自然斜面	上小谷(2)	小川	上小谷						1		
7558	自然斜面	下小谷(1)	小川	下小谷						2		
7559	自然斜面	下小谷(2)	小川	下小谷						2		
7560	自然斜面	下小谷(3)	小川	下小谷						1		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 の数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7561	自然斜面	上櫛木屋 (1)	小川	上櫛木屋	H23.3.24	168	H23.3.24	170	上櫛木屋 (1)	2		
7562	自然斜面	上櫛木屋 (2)	小川	上櫛木屋	H23.3.24	168	H23.3.24	170	上櫛木屋 (2)	1		
7563	自然斜面	上櫛木屋 (3)	小川	上櫛木屋						1		
7564	自然斜面	上櫛木屋 (4)	小川	上櫛木屋						1		
7565	自然斜面	下櫛木屋 (1)	小川	下櫛木屋						1		
7566	自然斜面	下櫛木屋 (2)	小川	下櫛木屋						1		
7567	自然斜面	下櫛木屋 (3)	小川	下櫛木屋						1		
7568	自然斜面	平嵐 (1)	小川	平嵐	H23.3.24	168	H23.3.24	170	平嵐 (1)	2		
7569	自然斜面	櫛ノ瀬 (2)	小川	櫛ノ瀬						1		
7570	自然斜面	東桑原 (1)	小川	東桑原						2		
7571	自然斜面	西桑原 (1)	小川	西桑原						3		
7572	自然斜面	西桑原 (2)	小川	玉笠						4		
7573	自然斜面	小川	小川	三ヶ尻						3		
7574	自然斜面	玉笠 (1)	小川	玉笠						1		
7575	自然斜面	玉笠 (2)	小川	玉笠						1		
7576	自然斜面	玉笠 (3)	小川	玉笠						1		
7577	自然斜面	玉笠 (4)	小川	玉笠						1		
7578	自然斜面	山鳥 (1)	小川	山鳥						2		
7579	自然斜面	山鳥 (2)	小川	山鳥						2		
7580	自然斜面	大向 (1)	小川	大向						1		
7581	自然斜面	大向 (2)	小川	大向						2		
7582	自然斜面	笹草 (1)	相川	笹草						2		
7583	自然斜面	笹草 (2)	相川	笹草						4		
7584	自然斜面	笹無谷 (1)	相川	笹草谷						1		
7585	自然斜面	笹無谷 (2)	相川	笹草谷						1		
7586	自然斜面	笹無谷 (3)	相川	笹草谷						2		
7587	自然斜面	笹無谷 (4)	相川	笹草谷						4		
7588	自然斜面	笹無谷 (5)	相川	笹草谷						1		
7589	自然斜面	岡本 (1)	相川	岡本						1		
7590	自然斜面	室津 (2)	相川	室津						1		
7591	自然斜面	上皆津 (1)	相川	室津	H26.3.28	202	H26.3.28	203	上皆津 (1)	1		
7592	自然斜面	大又 (1)	相川	大又	H26.3.28	202	H26.3.28	203	大又 (1)	2		
7593	自然斜面	大又 (2)	相川	大又	H26.3.28	202	H26.3.28	203	大又 (2)	2		
7594	自然斜面	大又 (3)	相川	大又						1		
7595	自然斜面	上大内 (1)	相川	上大内	H26.3.28	202	H26.3.28	203	上大内 (1)	2		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 の数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7596	自然斜面	中大内(1)	相川	中大内	H26.3.28	202	H26.3.28	203	中大内(1)	2		
7597	自然斜面	中大内(2)	相川	中大内						2		
7598	自然斜面	下大内(1)	相川	下大内						1		
7599	自然斜面	下大内(2)	相川	下大内						1		
7600	自然斜面	下大内(3)	相川	下大内						2		
7601	自然斜面	下大内(4)	相川	下大内						1		
7602	自然斜面	村山(3)	相川	村山						2		
7603	自然斜面	村山(4)	相川	村山						2		
7604	自然斜面	村山(5)	相川	村山						1		
7605	自然斜面	村山(6)	相川	村山						3		
7606	自然斜面	上穴瀬谷(1)	相川	上穴瀬谷						1		
7607	自然斜面	上穴瀬谷(2)	相川	上穴瀬谷						1		
7608	自然斜面	坂越(1)	相川	坂越						2		
7609	自然斜面	井口(1)	多良	井口						1		
7610	自然斜面	井口(2)	多良	井口						2		
7611	自然斜面	坂口(1)	熟田	坂口						2		
7612	自然斜面	坂口(2)	熟田	坂口						1		
7613	自然斜面	彦助(1)	熟田	彦助						3		
7614	自然斜面	彦助(2)	熟田	彦助						2		
7615	自然斜面	中田(1)	熟田	中田						3		
7616	自然斜面	中田(2)	熟田	中田						2		
7617	自然斜面	中沢(1)	熟田	中沢						2		
7618	自然斜面	中沢(2)	熟田	中沢						1		
7619	自然斜面	水坂(1)	熟田	水坂						2		
7620	自然斜面	水坂(2)	熟田	水坂						1		
7621	自然斜面	水坂(3)	熟田	水坂						2		
7622	自然斜面	計石(1)	熟田	計石						3		
7623	自然斜面	下谷(1)	平井	下谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134	下谷(1)	3		
7624	自然斜面	下谷(2)	平井	下谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134	下谷(2)	3		
7625	自然斜面	榎谷(1)	平井	榎谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134	榎谷(1)	3		
7626	自然斜面	保勢(1)	平井	保勢	H21.3.2	131	H21.3.2	134	保勢(1)	3		
7627	自然斜面	杉宇(1)	平井	杉宇	H21.3.2	131	H21.3.2	134	杉宇(1)	2		
7628	自然斜面	クグルミ(1)	平井	クグルミ	H21.3.2	131	H21.3.2	134	クグルミ(1)	2		
7629	自然斜面	川又(1)	平井	川又	H21.3.2	131	H21.3.2	134	川又(1)	1		
7630	自然斜面	大木屋(2)	平井	大木屋	H21.3.2	131	H21.3.2	134	大木屋(2)	3		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 的数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7631	自然斜面	寒ヶ瀬(1)	平井	寒ヶ瀬	H21.3.2	131	H21.3.2	134	寒ヶ瀬(1)	4		
7632	自然斜面	寒ヶ瀬(2)	平井	寒ヶ瀬	H21.3.2	131	H21.3.2	134	寒ヶ瀬(2)	1		
7633	自然斜面	王余魚谷(1)	平井	王余魚谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134	王余魚谷(1)	3		
7634	自然斜面	王余魚谷(2)	平井	王余魚谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134	王余魚谷(2)	4		
7635	自然斜面	王余魚谷(3)	平井	王余魚谷	H21.3.2	131	H21.3.2	134	王余魚谷(3)	1		
7636	自然斜面	平井(1)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134	平井(1)	1		
7637	自然斜面	平井(2)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134	平井(2)	1		
7638	自然斜面	平井(3)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134	平井(3)	1		
7639	自然斜面	平井(4)	平井	平井	H21.3.2	131	H21.3.2	134	平井(4)	4		
7640	自然斜面	鹿ノ谷(2)	奥裏	鹿ヶ谷						1		
7641	自然斜面	鹿ノ谷(3)	奥裏	鹿ヶ谷						2		
7642	自然斜面	鹿ノ谷(4)	奥裏	鹿ヶ谷						2		
7643	自然斜面	鹿ノ谷(5)	奥裏	鹿ヶ谷						2		
7644	自然斜面	鹿ノ谷(6)	奥裏	鹿ヶ谷						2		
7645	自然斜面	西分(1)	奥裏	西分						2		
7646	自然斜面	小谷口(1)	櫛川	小谷口						2		
7647	自然斜面	小谷口(2)	櫛川	小谷口						2		
7648	自然斜面	二本松(1)	櫛川	二本松						1		
7649	自然斜面	岡(2)	櫛川	岡						1		
7650	自然斜面	クレ石(1)	櫛川	クレ石						1		
7651	自然斜面	クレ石(2)	櫛川	クレ石						2		
7652	自然斜面	クレ石(3)	櫛川	クレ石						1		
7653	自然斜面	カヤノ内(1)	中山	カヤノ内						1		
7654	自然斜面	五敷田(1)	中山	五敷田						1		
7655	自然斜面	五敷田(2)	中山	五敷田						1		
7656	自然斜面	北地(1)	中山	北地						1		
7657	自然斜面	居敷(1)	中山	居敷						1		
7658	自然斜面	山ノ神(1)	中山	山ノ神						1		
7659	自然斜面	イヤ谷(1)	中山	イヤ谷						1		
7660	自然斜面	西ノ内(1)	中山	西ノ内						2		
7661	自然斜面	槇山(1)	中山	槇山						1		
7662	自然斜面	柿谷(1)	中山	柿谷						1		
7663	自然斜面	柿谷(2)	中山	柿谷						1		
7664	自然斜面	石堤(1)	中山	石堤						2		
7665	自然斜面	東町(1)	鞆浦	東町						1		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 的数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7666	自然斜面	山下(2)	鞆浦	山下	H23.3.24	168	H23.3.24	170	北山下(1)	1		
7667	自然斜面	田尻(2)	大井	田尻						1		
7668	自然斜面	池ノ上(1)	大井	池ノ上						1		
7669	自然斜面	大谷(1)	大井	大谷						1		
7670	自然斜面	上川原(1)	大井	上川原						2		
7671	自然斜面	山下(1)	大井	山下						1		
7672	自然斜面	北の谷(1)	富田	北の谷						1		
7673	自然斜面	南沢(1)	富田	南沢						3		
7674	自然斜面	出口(1)	富田	出口						1		
7675	自然斜面	出口(2)	富田	出口						1		
7676	自然斜面	ホキ口(1)	富田	ホキ口						2		
7677	自然斜面	中澤(1)	野江	中澤						1		
7678	自然斜面	高車(1)	野江	高車						1		
7679	自然斜面	中村(1)	吉田	中村						1		
7680	自然斜面	中村(2)	吉田	中村						1		
7681	自然斜面	長田(1)	吉田	長田						1		
7682	自然斜面	出口(1)	吉田	出口						1		
7683	自然斜面	中ケイ(2)	高園	中ケイ						2		
7684	自然斜面	中ケイ(3)	高園	中ケイ						1		
7685	自然斜面	松木谷(1)	高園	松木谷						4		
7686	自然斜面	松木谷(2)	高園	松木谷						4		
7687	自然斜面	山下(1)	芝	山下						1		
7688	自然斜面	山下(2)	芝	山下						1		
7689	自然斜面	西谷(1)	芝	西谷						1		
7690	自然斜面	古目(3)	穴喰浦	古目						1		
7691	自然斜面	古目(4)	穴喰浦	古目						1		
7692	自然斜面	金目(1)	穴喰浦	金目						2		
7693	自然斜面	金目(2)	穴喰浦	金目						3		
7694	自然斜面	金目(3)	穴喰浦	金目						1		
7695	自然斜面	竹ヶ島(3)	穴喰浦	竹ヶ島						1		
7696	自然斜面	正梶(3)	穴喰浦	正梶						2		
7697	自然斜面	正梶(4)	穴喰浦	正梶						1		
7698	自然斜面	正梶(5)	穴喰浦	正梶						1		
7699	自然斜面	正梶(6)	穴喰浦	正梶	H23.3.24	168	H23.3.24	170	正梶(6)	1		
7700	自然斜面	正梶(7)	穴喰浦	正梶	H26.3.28	202	H26.3.28	203	正梶(7)	1		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物 の数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7701	自然斜面	那佐(4)	穴喰浦	那佐						1		
7702	自然斜面	那佐(5)	穴喰浦	那佐						1		
7703	自然斜面	那佐(6)	穴喰浦	那佐						1		
7704	自然斜面	那佐(7)	穴喰浦	那佐						1		
7705	自然斜面	那佐(8)	穴喰浦	那佐						1		
7706	自然斜面	那佐(9)	穴喰浦	那佐						3		
7707	自然斜面	那佐(10)	穴喰浦	那佐						2		
7708	自然斜面	那佐(11)	穴喰浦	那佐						3		
7709	自然斜面	那佐(12)	穴喰浦	那佐						1		
7710	自然斜面	板取(4)	久保	板取						1		
7711	自然斜面	板取(5)	久保	板取						1		
7712	自然斜面	板取(6)	久保	板取						1		
7713	自然斜面	板取(7)	久保	板取						1		
7714	自然斜面	板取(8)	久保	板取						1		
7715	自然斜面	板取(9)	久保	板取						4		
7716	自然斜面	安井(1)	芥附	安井	H23.3.24	168	H23.3.24	170	匠田(2)	3		
7717	自然斜面	匠田(1)	芥附	匠田	H26.3.28	202	H26.3.28	203	匠田(1)	1		
7718	自然斜面	南ノ内(1)	角坂	南ノ内	H23.3.24	168	H23.3.24	170	坂瀬川(1)	1		
7719	自然斜面	南ノ内(2)	角坂	南ノ内	H23.3.24	168	H23.3.24	170	南ノ内(2)	2		
7720	自然斜面	広岡(1)	広岡	広岡	H23.8.25	563	H23.8.25	565	角坂(3)	1		
7721	自然斜面	日比宇(1)	小谷	日比宇	H23.8.25	563	H23.8.25	565	日比宇(1)	1		
7722	自然斜面	日比宇(2)	小谷	日比宇	H23.8.25	563	H23.8.25	565	日比宇(2)	2		
7723	自然斜面	北河内(2)	小谷	北河内						1		
7724	自然斜面	北河内(3)	小谷	北河内						1		
7725	自然斜面	北河内(4)	小谷	北河内						2		
7726	自然斜面	北河内(5)	小谷	北河内						1		
7727	自然斜面	落合(2)	小谷	落合						1		
7728	自然斜面	落合(3)	小谷	落合	H26.3.28	202	H26.3.28	203	落合(3)	1		
7729	自然斜面	落合(4)	小谷	落合						1		
7730	自然斜面	猪ノ鼻(1)	小谷	猪ノ鼻	H23.3.24	168	H23.3.24	170	猪ノ鼻(1)	1		
7731	自然斜面	猪ノ鼻(2)	小谷	猪ノ鼻	H23.3.24	168	H23.3.24	170	猪ノ鼻(2)	1		
7732	自然斜面	猪ノ鼻(3)	小谷	猪ノ鼻	H23.3.24	168	H23.3.24	170	猪ノ鼻(3)	1		
7733	自然斜面	小野(1)	小谷	小野	H23.3.24	168	H23.3.24	170	小野(1)	1		
7734	自然斜面	松木原(1)	塩深	松木原	H26.3.28	202	H26.3.28	203	松木原(1)	1		
7735	自然斜面	神子屋敷(1)	塩深	神子屋敷	H23.3.24	168	H23.3.24	170	神子屋敷(1)	2		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの

箇所番号	斜面区分	箇所名	大字	字	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒 区域名	人家 戸数	公建 共物の 数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域					
					指定年月日	番号	指定年月日	番号				
7736	自然斜面	薩(1)	久尾	薩						1		
7737	自然斜面	薩(2)	久尾	薩						1		
7738	自然斜面	北路(1)	船津	北路						1		
7739	自然斜面	北路(2)	船津	北路						1		
7740	自然斜面	北路(3)	船津	北路						2		
7741	自然斜面	船津(3)	船津	船津						4		
7742	自然斜面	宮前(1)	船津	船津						3		
7743	自然斜面	宮前(2)	船津	船津						1		
7744	自然斜面	中越(1)	船津	中越						1		
7745	自然斜面	僧都谷(1)	船津	僧都谷						1		
7746	自然斜面	僧都谷(2)	船津	僧都谷						1		
7747	自然斜面	僧都谷(3)	船津	僧都谷						1		
7748	自然斜面	僧都谷(4)	船津	僧都谷						1		
7845	自然斜面	杉谷(3)	四方原	杉谷						4		
7846	自然斜面	馬谷(1)	四方原	馬谷						4		
7847	自然斜面	板取(10)	久保	板取						1		

※人家戸数、公共的建物数は平成12年度調査時のもの
(徳島県資料より)

<急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準>

	前日までの連続雨量が 100mm以上あった場合	前日までの連続雨量が 40mm~100mm あった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを 越えたとき	当日の日雨量が80mmを 越えたとき	当日の日雨量が100mmを 越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、 時雨量30mm程度の強雨が 降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、 時雨量30mm程度の強雨が 降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、 時雨量30mm程度の強雨が 降り始めたとき

ただし、降雪・融雪時ならびに地震・地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

5. 地すべり防止区域一覧

平成27年1月1日現在

指定番号	区域名	町名	字	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	人家戸数	公共施設等	備 考
279	小川	海陽町	小川	S37.10.17	2655	44.40	14	小川公民館、小川保育所	
280	大井	海陽町	大井	S37.10.17	2655	9.60	39		
281	日比原	海陽町	日比原	S37.10.17	2655	15.40	89		
282	船津	海陽町	船津	S37.10.17	2655	77.30			
283	那佐	海陽町	穴喰浦	S37.10.17	2655	92.10			
350	吉田	海陽町	吉田	S38.02.26	276	30.10	15		

※人家戸数、公共施設等は平成9年度調査時のもの
(徳島県資料より)

(農林水産省所管)

平成22年4月1日現在

指定番号	区域名	町名	字	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)	人家戸数	公共施設等	備 考
126	塩深	海陽町	塩深	H3.10.24		29.43			

※人家戸数、公共施設等は平成9年度調査時のもの
(徳島県資料より)

6. 地すべり危険箇所一覧

平成26年9月1日現在

整理 番号	箇所名	大字	字	面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名	人家 戸数	備 考
					警戒区域		特別警戒区域				
					指定年月日	番号	指定年月日	番号			
157	船津(2)	船津	船津	35.9						26	
582	小川	小川	小川	115.2	H26.3.28	202	—	—	小川		

※人家戸数、公共施設等は平成9年度調査時のもの
(徳島県資料より)

7. 砂防指定地一覧

平成27年1月1日現在

番号	町名	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地面積 (ha)
1	海陽町	海部川	海部川	海部川	S26.2.12	64	27.4100
2	海陽町	海部川	海部川	笹無谷	S26.2.12	64	134.8500
3	海陽町	海部川	嵐瀬谷	嵐瀬谷	S47.4.17	815	2.3400
4	海陽町	伊勢田川	伊勢田川	大山谷	S49.4.22	613	5.0000
5	海陽町	海部川	若松谷	若松谷	S51.2.18	155	3.4000
6	海陽町	海部川	七川	七川	H4.3.25	831	1.6600
7	海陽町	海部川	柿谷川	柿谷川	H5.11.19	2192	2.7000
8	海陽町	海部川	猪谷川	猪谷	H12.1.27	158	1.6700
9	海陽町	海部川	相川	中野谷	H16.3.10	244	1.4595
10	海陽町	海部川	海部川	笹草谷	H17.4.15	463	1.7952
11	海陽町	海部川	相川	大谷	H22.11.2	1283	1.0941
12	海陽町	母川	海部川	折王谷 及び 同支川	S59.3.29	758	1.1500
13	海陽町	穴喰川	穴喰川	穴喰川	S22.12.29	398	1.7800
14	海陽町	穴喰川	広岡川	広岡川	S53.1.23	50	4.2000
15	海陽町	穴喰川	日比原谷	日比原谷	S56.4.30	959	1.0200

(徳島県資料より)

8. 山地に起因する災害危険箇所一覧

(1) 山地崩壊危険地区

平成27年3月31日現在 (1/3)

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
1	皆ノ瀬(1)	皆ノ瀬	1.00	
2	皆ノ瀬	皆ノ瀬山	2.00	
3	皆ノ瀬	皆ノ瀬山	1.00	
4	槇木屋谷		14.00	
5	川又1	川又	11.00	
6	川又2	川又	2.00	
7	海部川			
8	川又3	川又	1.00	
9	大木屋	大木屋	5.00	
10	大比	大比	7.00	
11	杉宇	杉宇	6.00	
12	平井	寒ヶ瀬	1.00	
13	寒ヶ瀬	寒ヶ瀬	11.00	
14	王余魚谷	王余魚谷	10.00	
15	檜谷	檜谷	5.00	
16	青木の下	皆ノ瀬	5.00	
17	檜木屋1	檜木屋	15.00	
18	檜木屋2	檜木屋	6.00	
19	檜木屋3	下檜木屋	14.00	
20	恵屋	恵屋	1.00	
21	北峯1	北峯	2.00	
22	上小谷1	上小谷	2.00	
23	上小谷2	上小谷	29.00	
24	下小谷	下小谷	2.00	
25	北峯2	棕野々	12.00	
26	平嵐	平嵐	11.00	
27	西桑原	西桑原	1.00	
28	檜ノ瀬	桑原谷	3.00	
29	玉笠1	玉笠	4.00	
30	玉笠2	玉笠	7.00	
31	神野1	神野前	15.00	
32	柿谷	柿谷	9.00	
33	神野2	三筒	6.00	
34	三筒	三筒	2.00	
35	上若松	原谷	17.00	
36	若松1	原谷	9.00	
37	若松2	原谷	6.00	
38	若松3	イツリハ	10.00	
39	下若松	東ノ前	13.00	
40	上皆津	上皆津	4.00	
41	上大内1	大又	13.00	
42	上大内2	上大内	10.00	
43	穴瀬谷	上穴瀬谷	20.00	
44	穴瀬	穴瀬	3.00	
45	桂野1	桂野	2.00	
46	桂野2	桂野	1.00	
47	足谷	日浦	2.00	
48	岡本1	岡本	8.00	
49	岡本2	岡本	3.00	
50	岡木	笹草	2.00	
51	笹草	笹草	11.00	
52	熟田1	水坂	15.00	
53	熟田2	計石	4.00	

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
54	吉野	片山	4.00	
55	多良1	井口	1.00	
56	多良2	片山	5.00	
57	多良3	片山	7.00	
58	日浦	樽見	6.00	
59	馬谷	杉谷	1.00	
60	松原	吉尾	11.00	
61	五反田	五反田	10.00	
62	浅川小南	川ヨリ西	5.00	
63	南阿波ビニク公園	入口	5.00	
64	新川	新川	15.00	
65	伊勢田	西川	6.00	
66	焼尾	タジマ	14.00	
67	樋谷	樋谷	4.00	
68	伊勢田下	西	10.00	
69	加島	加島	1.00	
70	浅川	大砂	3.00	
71	大木屋2	大木屋	13.00	
72	小川	小川	9.00	
73	大井	上川原	5.00	
74	富田2	五反田	7.00	
75	富田1	南沢	7.00	
76	吉田1	前田	3.00	
77	中吉野	出口	7.00	
78	櫛川	岡	2.00	
79	中山2	中谷	4.00	
80	吉田2	山ノ神	1.00	
81	中山3	中屋敷	3.00	
82	中山4	北地	9.00	
83	中山5	柿谷	14.00	
84	中山6	柿谷	12.00	
85	中山1	五敷田	7.00	
86	母川	中沢	10.00	
87	野江	南前	4.00	
88	脇ノ宮	中ケイ	5.00	
89	奥浦	堤ノ外	2.00	
90	鞆浦1	大宮	2.00	
91	鞆浦2	大宮	2.00	
92	鹿ヶ谷2	鹿ヶ谷	1.00	
93	鹿ヶ谷1	鹿ヶ谷	4.00	
94	那佐	那佐	5.00	
95	石西	東谷	1.00	
96	東谷川	東谷	7.00	
97	池ヶ谷1	池ヶ谷	5.00	
98	池ヶ谷2	池ヶ谷	10.00	
99	久尾1	久尾	10.00	
100	久尾2	久尾	9.00	
101	久尾3	北路	14.00	
102	北路	北路	3.00	
103	船津1	船津	3.00	
104	船津谷	船津	6.00	
105	船津2	船津谷	2.00	
106	牛ヶ石馬ヶ石	船津	5.00	
107	小谷	小谷	8.00	
108	中谷	中谷	11.00	
109	穴喰川	猪ノ鼻	18.00	

(3/3)

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
110	猪鼻	猪鼻	17.00	
111	角坂1	田古	3.00	
112	日比宇	日比宇	23.00	
113	北河内	北河内	5.00	
114	落合	落合	2.00	
115	広岡1	車ノ口	20.00	
116	広岡2	車ノ口	1.00	
117	広岡3	広岡	2.00	
118	角坂2	天神後	6.00	
119	芥附1	田中	2.00	
120	芥附2	芥附	2.00	
121	安井	安井	3.00	
122	日比原	馳馬	13.00	
123	穴喰浦	正田	3.00	
124	久保1	北田	2.00	
125	久保2	松本	1.00	
126	古目	古目	4.00	
127	金目	金目	3.00	
128	古目2	古目	2.40	

(徳島県資料より)

(2) 崩壊土砂流出危険地区

平成27年3月31日現在 (1/3)

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
1	槇木屋谷1	川又	1.10	
2	槇木屋谷2	槇木屋谷	0.06	
3	槇木屋谷3	槇木屋谷	4.86	
4	槇木屋谷4	川又	0.18	
5	後谷	後谷	17.10	
6	川又1	川又A	1.08	
7	川又2	川又	1.20	
8	川又3	川又	1.80	
9	大木屋1	大木屋	11.10	
10	大木屋2	大木屋	3.00	
11	大木屋3	大木屋	2.64	
12	大木屋4	大木屋	0.12	
13	杉宇	杉宇	1.08	
14	王余魚谷1	王余魚谷	3.00	
15	王余魚谷2	王余魚谷	1.80	
16	王余魚谷3	王余魚谷	0.06	
17	請1	請	1.20	
18	請2	請	1.47	
19	皆ノ瀬東又	皆ノ瀬	3.06	
20	皆ノ瀬	皆ノ瀬	0.24	
21	荒瀬	荒瀬	0.18	
22	檜木屋1	檜木屋	0.78	
23	檜木屋2	檜木屋	4.20	
24	檜木屋向	檜木屋向	0.06	
25	檜木屋3	檜木屋	2.10	
26	上小谷1	上小谷	0.45	
27	上小谷2	上小谷	0.72	
28	北峯	北峯	0.54	

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
29	小川	オオムカ工	0.30	
30	玉笠	玉笠	0.15	
31	山鳥	山鳥	2.25	
32	神野	大谷	0.27	
33	三筒	三筒	0.03	
34	ヲボラ	ヲボラ	3.80	
35	皆津1	オボラ	0.03	
36	皆津2	大又	1.08	
37	上大内1	上大内	0.03	
38	上大内2	上大内	0.03	
39	上大内3	大又	0.50	
40	中大内	中大内	0.03	
41	ヲボラ1	オボラ	0.06	
42	ヲボラ2	オボラ	0.27	
43	穴瀬谷	上穴瀬谷	1.20	
44	足谷	岡本	0.90	
45	笹草	笹草	0.78	
46	笹無谷1	笹無谷	3.90	
47	笹無谷2	笹無谷	0.80	
48	笹無谷3	笹無谷	0.03	
49	笹無谷4	笹無谷	0.30	
50	熟田	坂田	0.40	
51	大山	荒瀬	3.00	
52	竹ノ内1	竹ノ内	1.08	
53	竹ノ内2	竹ノ内	0.45	
54	広谷	広谷	0.09	
55	保勢	保勢	2.00	
56	大木屋5	大木屋	4.20	
57	東桑原	東桑原	0.10	
58	玉笠2	玉笠	0.72	
59	下皆津	大又	2.76	
60	田尻	田尻	0.12	
61	大谷	大谷	2.10	
62	富田	南沢	13.30	
63	馬場1	馬場	0.99	
64	馬場2	箕川	1.20	
65	片山	片山	0.22	
66	西敷	西敷	8.70	
67	東谷	東谷	0.09	
68	槇山川	槇山	0.36	
69	中山	カネガクチ	0.06	
70	居敷	居敷	0.18	
71	轟	轟	1.08	
72	中沢	轟	0.24	
73	中ケイ	中ケイ	0.08	
74	一宇谷	一宇谷	1.20	
75	鹿ヶ谷	鹿ヶ谷	0.15	
76	小那佐	那佐	0.90	
77	西谷1	石	2.25	
78	西谷2	石	3.00	
79	カケ橋谷	石	6.00	
80	東谷	東谷	7.68	
81	阿瀬川	権田	5.60	
82	逆竹	逆竹	0.54	
83	池ヶ谷	池ヶ谷	3.60	

(3/3)

番号	箇所名		面積 (ha)	備考
84	美濃ヶ谷	坂本	4.68	
85	蔭	蔭	0.12	
86	大久保	陰	0.03	
87	藤谷	北路	3.24	
88	寺谷	久尾	3.00	
89	久尾1	久尾	0.27	
90	久尾2	久尾	1.44	
91	船津谷1	船津谷	3.90	
92	船津谷2	船津谷	0.90	
93	船津	船津谷	5.80	
94	僧都谷1	僧都谷	0.57	
95	僧都谷2	僧都谷	0.36	
96	僧都谷3	僧都谷	0.03	
97	北路	北路	0.12	
98	船津1	船津谷	56.30	
99	船津2	猪ノ鼻	3.50	
100	ナカゴシ	船津	0.18	
101	中谷1	西谷	0.44	
102	中谷2	中谷	0.72	
103	中谷3	中谷	0.36	
104	猪の鼻	猪の鼻	1.32	
105	神子屋敷	オバナ	1.10	
106	茅尾	茅尾	3.96	
107	地の内	地の内	1.92	
108	九ソウ谷	九ソウ	0.90	
109	天神後	九ソウ	0.42	
110	北河内1	北河内	1.95	
111	北河内2	北河内	0.90	
112	北河内3	北河内	3.00	
113	北河内4	北河内	1.17	
114	北河内5	北河内	0.84	
115	日比宇	日比宇	0.30	
116	落合1	落合	1.20	
117	落合2	落合	0.12	
118	安井	田光地	1.92	
119	安養寺	安養寺	0.81	
120	板取1	板取	0.36	
121	板取2	板取	0.78	
122	正梶	正梶	0.20	
123	古目	古目	0.20	
124	猪の鼻2	猪鼻	0.41	
125	新屋前	芥付	0.27	

(徳島県資料より)

9. 土石流危険渓流一覧

- 定義 -

<土石流危険渓流Ⅰ>

土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家、または人家5戸未満であっても官公署、学校、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある溪流。

<土石流危険渓流Ⅱ>

土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある溪流。

(1) 土石流危険渓流Ⅰ

平成26年9月1日現在 (1/2)

番号	水系名	河川名	溪流名	字	溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名	人家 戸数	公共施設等	備 考
					溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域					
							指定年月日	番号	指定年月日	番号				
20-1	海部川	小川谷川	ゆんだ谷	小川	1.30	0.09						0	樫木屋集会所、農道	
20-2	海部川	海部川	猪の谷	神野	0.55	0.22						8	町道	
20-4	海部川	若松川	奥の谷	若松	0.40	0.17						5	農道	
20-5	海部川	相川	大谷	相川	0.40	0.14	H23.8.25	563	H23.8.25	565	大谷	7	県道東前中野線	
20-6	海部川	相川	中野谷	相川	0.43	0.14	H23.8.25	563	—	—	中野谷	8	県道東前中野線	
20-7	海部川	海部川	笹草川谷	相川	0.70	0.23	H23.8.25	563	—	—	笹草川谷	8	国道193号	
20-8	海部川	善蔵川	坂口	熟田	0.18	0.04						2	熟田庚申教会、農道	
20-9	粟ノ浦川	粟ノ浦川	追谷	浅川	0.17	0.02						8	町道	
20-10	伊勢田川	伊勢田川	高畠	浅川	0.25	0.06	H23.3.24	168	H23.3.24	170	高畠谷	6	県道	
20-11	伊勢田川	伊勢田川	西谷	浅川	0.45	0.12	H23.3.24	168	H23.3.24	170	西谷	7	農道	
20-12	伊勢田川	伊勢田川	正福寺の谷	浅川	0.20	0.03						0	寺院、町道	
20-13	浦上川	浦上川	東の奥	浅川	0.43	0.03						2	岩切神社神社、農道	
20-15	鯖瀬川	鯖瀬川	馬路谷	浅川	0.10	0.02						0	鯖大師遍路会館・旅館、町道	
20-16			中屋敷谷	浅川	0.06	0.01						6	町道	
20-20	海部川	王余魚谷川	王余魚谷	平井	2.70	4.40						5	林道・王余魚谷線	
20-28	海部川	海部川	七川	神野	0.95	0.17						6	天理教教会、町道	
21-1	海部川	吉田川	奥ノ谷	富田	0.42	0.19						5	農道	
21-2	海部川	折王谷川	折王谷	櫛川	0.68	0.31	H26.3.28	202	H26.3.28	203	折王谷	6	農道	
21-3	海部川	横山川	兼ヶ淵谷	中山	0.18	0.03						5	県道	
21-4	江川	江川	一宇谷	奥浦	0.43	0.07						20	町道	
21-6			東光寺谷	鞆浦	0.29	0.03						15	県道	

※人家戸数、公共施設等は平成15年4月時点の調査結果のもの

平成26年9月1日現在 (2/2)

番号	水系名	河川名	溪流名	字	溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名	人家 戸数	公共施設等	備 考
					溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域					
							指定年月日	番号	指定年月日	番号				
21-7			小那佐谷	鞆浦	0.33	0.03						2	公民館、国道55号	
21-8			那佐公園谷	鞆浦	0.30	0.04						0	海部町斎場	
22-1	穴喰川	日比宇川	芝谷	日比宇	0.25	0.03	H26.8.25	589	H26.8.25	590	芝谷	1	公民館、町道日比宇線	
22-2	穴喰川	穴喰川	八山谷	尾崎	0.15	0.02	H23.3.24	168	H23.3.24	170	八山谷	6	集会所・寺、県道久尾穴喰浦線	
22-3	穴喰川	日比原川	日比原谷	日比原	1.85	0.33	H23.3.24	168	H23.3.24	170	日比原谷	29	日比原センター、県道久尾穴喰浦線	
22-4	穴喰川	穴喰川	安養寺谷	久保	0.55	0.13	H23.3.24	168	H23.3.24	170	安養寺谷	18	町道	
22-5	穴喰川	穴喰川	北田谷	久保	0.35	0.04	H23.3.24	168	H23.3.24	170	北田谷	18		
22-6	穴喰川	穴喰川	正梶谷	穴喰浦	0.19	0.04						8	林道	
22-7	野根川	船津川	穴喰町	船津	0.75	0.04						12	農道	
22-8			吉原谷	穴喰浦	0.13	0.35						1	集会所、国道55号	
22-9			西の谷	穴喰浦	0.12	0.02						22	竹ヶ島生活改善センター、町道	
22-14			那佐東谷	穴喰浦	0.40	0.10						1	神社、県道	
22-16	穴喰川	穴喰川	馳馬谷	日比原	0.13	0.05						8	町道	
22-17			那佐西谷	穴喰浦	0.21	0.11						8	国道55号	
22-19	穴喰川	広岡川	鍛冶屋谷	北河内	1.47	1.10						13	県道	

※人家戸数、公共施設等は平成15年4月時点の調査結果のもの
(徳島県資料より)

(2) 土石流危険渓流Ⅱ

平成26年9月1日現在

番号	水系名	河川名	渓流名	字	渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名	人家 戸数	公共施設等	備 考
					渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域					
							指定年月日	番号	指定年月日	番号				
20-14	鱒瀬川	鱒瀬川	不動谷	浅川	0.08	0.02						4	町道	
20-18	伊勢田川	伊勢田川	柳内谷	浅川	0.15	0.04						3	県道	
20-19	伊勢田川	伊勢田川	楠谷	浅川	0.05	0.02						1	町道	
20-21	海部川	海部川	寒ヶ瀬谷	平井	0.80	0.29	H21.3.2	131	H21.3.2	134	寒ヶ瀬谷	1	林道寒ヶ瀬線	
20-22	海部川	小川谷川	志尾谷	小川	0.58	0.23	H23.3.24	168	H23.3.24	170	志尾谷	1	県道小川牟岐線	
20-23	海部川	海部川	平嵐谷	小川	0.65	0.44	H23.3.24	168	H23.3.24	170	平嵐谷	1	国道193号	
20-25	海部川	海部川	岸谷	神野	0.55	0.11						1	農道	
20-27	海部川	善蔵川	水坂谷	熟田	0.25	0.05	H26.3.28	202	H26.3.28	203	水坂谷	1	農道	
21-9	海部川	海部川	田尻谷	大井	0.50	0.06						1	農道	
21-10	海部川	吉田川	南谷	富田	0.35	0.07						3	農道	
21-13	海部川	母川	柿谷	中山	0.40	0.07						1	県道芥附海部線	
21-14	海部川	母川	ノースイ谷	芝	0.25	0.06						1	農道	
21-15	海部川	母川	小々谷	櫛川	0.21	0.06						1	県道芥附海部線	
21-16	海部川	母川	東谷	櫛川	0.15	0.05	H23.8.25	563	H23.8.25	565	東谷	2	農道	
21-18	海部川	母川	狭間谷	居敷	0.29	0.04						2	農道	
22-10	穴喰川	日比宇川	村尾谷	日比宇	0.65	0.16						2	町道日比宇線	
22-11	穴喰川	坂瀬川	たつみ谷	芥附	0.15	0.05	H23.3.24	168	H23.3.24	170	たつみ谷	1	農道	
22-12	穴喰川	穴喰川	寺谷川谷	角坂	0.70	0.15	H23.3.24	168	H23.3.24	170	寺谷川谷	2	県道久尾穴喰浦線	
22-13	野根川	寺谷川	寺谷	久尾	1.40	0.90						2	県道久尾穴喰浦線	
22-15			大西谷	穴喰浦	0.25	0.07						1	国道55号線	
22-18	野根川	僧都谷川	ねんが谷	船津	1.28	0.92						1	農道	

※人家戸数、公共施設等は平成15年4月時点の調査結果のもの
(徳島県資料より)

<土石流対策雨量基準>

区 分	警 戒 雨 量	危 険 雨 量
連続雨量	200 mm以上	300 mm以上
日 量	150 //	200 //
6時間量	120 //	180 //
4時間量	100 //	150 //
2時間量	70 //	100 //
1時間量	50 //	60 //

10. 重要水防区域・施設等一覧

(1) 重要水防区域

平成26年6月現在 (1/2)

河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考	
	重要箇所名	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別		水防対策 工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所		収容能力 (人)
浦上川 左岸 (県)	浅川字 川ヨリ東	4箇所				樋門	工作物(陸 閘)	堆積物 除去作業	川ヨリ東	67	138	浅川第1分団 23	旧浅川小学校	500	
浦上川 右岸 (県)	浅川字 字ノド 字川ヨリ西	4箇所				//	//	積土のう工	川ヨリ西	136	305	// (23)	江音寺 千光寺 東泉寺	300	川ヨリ西、ノドロ
善蔵川 左岸 (県)	大字 浜里崎	1箇所				//	//	//	浜崎	5	8	川東第1分団 19	大里集落センター	60	
海部川 左岸 (県)	多良字 前川原 井口	200	200				漏水	シート張り工 月の輪工	前川原	10	26	川東第2分団 25	西方寺	60	
海部川 右岸 (県)	相字 相中野	250		250			洪水痕跡	積土のう工	中野	24	57	川上第3分団 25	中野分館	20	
//	小川字 三ヶ尻	550	550				堤防高	//	三ヶ尻	2	6	川上第1分団 12	旧川上小学校	300	
//	小川字 櫛ノ瀬	350		350			//	//	櫛ノ瀬	10	21	川上第4分団 23	櫛ノ瀬分館	40	
相川 右岸 (県)	相川字 惣ヶ瀬	150		150			洪水痕跡	//	惣ヶ瀬	0	0	川上第3分団 (25)	中野分館	20	
//	相字 日浦	800		750 50			堤防高 法崩れ	//	日浦	5	11	// (25)	岡本分館	50	
相川 左岸 (県)	相字 柱野	1,100		1,100			堤防高	//	柱野	8	23	// (25)	//	100	
//	相字 室津	550	550				//	//	室津	9	29	// (25)	相川健康管理センター	100	
//	相字 大又	200	200				//	//	大又	7	13	// (25)	相川大内生活改善センター	20	
善蔵川 左右岸 (県)	大里字 尾ノ鼻 字竹ノ鼻	300		300			洪水痕跡	//	尾ノ鼻 竹ノ鼻	81	1,821	川東第2分団 25	海南庁舎 西方寺	60 (300)	
海部川 右岸 (県)	鞆浦山 字奥浦 脇ノ宮	750	750				漏水	シート張り工	鞆浦 奥浦	549	1,351	海部 第1、2分団 45	海部庁舎・町公民館	1000	

河川名 (左右岸別) 海岸名 湾岸別	重要水防区域等						対策	関係区域			危険な場合の措置			備考	
	重要箇所名	延長 (m)	A (m)	B (m)	要 (m)	種別		水防対策 工法	地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団 及び人数 (人)	避難場所		収容能力 (人)
海部川 右岸 (県)	吉田字原 上川	1箇所				樋門	工作物(陸閘)	積土のう工	吉田	20	52	海部第5分団 14	吉田公民館	30	
海部川 左岸 (県)	大井字寺 薬師	250		250			漏水	シート張り工	大井山 姫能	41	107	// (14)	阿弥陀寺 能山薬師寺 姫能山公民館	50	
//	大井字寺 薬師	100			100	工事施工	積土のう工		姫能山	8	9	// (14)	能山薬師寺 姫能山公民館	50 30	
//	大井字寺 薬師 ～字井口	350	350				漏水	シート張り工	//	(8)	(9)	// (14)	能山薬師寺 姫能山公民館	(50) (30)	
母川 左右岸 (県)	櫛川字三反 (字庄田)～ 字向こうハリ (字丸山)	1,400			1,400	新堤防		//	櫛川	53	140	海部第6分団 16	平成館	50	
穴喰川 左岸 (県)	穴喰浦 字穴喰	4箇所				樋門	工作物(陸閘)	積土のう工	穴喰浦 字穴喰	62	179	穴喰 第1、4分団 60	町民センター	500	
穴喰川 右岸 (県)	穴喰浦 字正梶	1箇所				//	//	//	//	0	0	// (60)	町民センター 穴喰漁業協同組合事務所	(500)	
穴喰川 右岸 (県)	穴喰浦 字正梶	2箇所				//	//	//	//	(62)	(179)	// (60)	//	(500)	
穴喰川 右岸 (県)	日比原 字大野	7箇所				//	//	//	大野	24	69	穴喰第3分団 27	日山会館	100	
穴喰川 右岸 (県)	日比原字 大野～尾山 崎八	800	800				堤防高	//	尾崎馳馬	26	68	// (27)	八山集会所 馳馬集会所	30 100	
穴喰川 右岸 (県)	尾崎 字尾崎	200		200			洪水痕跡	//	尾崎	9	18	// (27)	八山集会所	(30)	
広岡川 右岸 (県)	尾崎字 芥附安井	500	500				堤防高	//	//	(9)	(18)	// (27)	//	(30)	
広岡川 左右岸 (県)	芥附 字芥附 (字安井)	450	450				堤防高	積土のう工	芥附	7	18	穴喰第5分団 (27)	中里農耕センター	120	
広岡川 右岸 (県)	広岡 字岡～ 字広岡	300	300				//	//	広岡芥附	27	80	// (27)	//	(120)	
野根川 左岸 (県)	船津字船 津前 (船津橋)	50	50				工作物	落下物 除去作業	船津	4	6	// (27)	船津公民館	50	

(徳島県水防計画より)

(2) 重要な水門・樋門等

平成26年6月現在 (1/2)

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状		機能		管理者	操作人(TEL)
		郡	町	字	寸法 縦×横(m)	連数	何製扉	何式		
伊勢田川	柳ノ内 樋門	海部郡	海陽町	浅川	2.15×1.51	1	鋼製	手動、エンジンラック式	徳島県 (河川振興課)	
浦上川	浦上第1 //	//	//	//	1.45×1.10	1	木製	手動スピンドル式	//	
//	浦上第2 //	//	//	//	1.85×2.50	1	鋼製	手動ラック式	//	
//	// //	//	//	//	1.85×2.50	1	アルミ合金製	手動ワイヤーロープ巻取式	//	
//	浦上第11 //	//	//	//	2.00×2.00	1	鋼製	手動ラック式	//	
//	稲 //	//	//	//	1.56×3.65	1	//	//	//	
長泉寺川	長泉寺川 //	//	//	多良	2.68×5.15	3	//	電動ワイヤーロープ巻取式	//	
善蔵川	大里 //	//	//	大里	3.2×6.50	3	//	//	徳島県 (河川振興課) (海陽町へ委託)	
//	// //	//	//	//	3.38×1.65	1	//	電動ラック式	//	
浅川港	港浅-36 //	//	//	小鯖瀬	2.00×7.60	1	ステンレス製	電動ローラーゲート	徳島県 (運輸政策課)	
//	港浅-33 //	//	//	//	2.50×3.00	1	//	手動、電動ローラーゲート	//	
//	港浅-32 //	//	//	粟浦口	3.10×3.00	1	//	電動ローラーゲート	//	
//	港浅-29 //	//	//	天神前	1.60×1.00	1	アルミ合金製	手動スライドゲート	//	
//	港浅-01 //	//	//	蛇王	4.00×4.00	1	ステンレス製	電動ローラーゲート	//	
母川	母川第1 //	//	//	高園	2.05×2.13	1	鋼製	手動エンジンラック式	徳島県 (河川振興課)	
//	母川第2 //	//	//	//	2.05×1.43	1	//	油圧エンジンラック式	//	
//	母川第3 //	//	//	//	2.06×2.16	1	//	//	//	
//	母川第4 //	//	//	//	1.55×1.65	1	//	手動エンジンラック式	//	
//	母川第5 //	//	//	//	1.57×1.65	1	//	//	//	
//	母川第6 //	//	//	//	1.88×1.97	1	//	//	//	
//	母川第7 //	//	//	野江	1.37×2.65	1	//	手動ラック式	//	
//	母川第8 //	//	//	//	1.10×1.50	1	//	//	//	
//	母川第11 //	//	//	//	1.57×3.14	1	//	手動エンジンラック式	//	
//	母川第13 //	//	//	高園	2.60×2.75	2	//	//	//	
//	母川第14 //	//	//	中山	1.20×1.00	1	//	電動ラック式	//	

河川名 海岸名 港湾名	水門・樋門名	所在地			門扉形状		機能		管理者	操作人(TEL)
		郡	町	字	寸法 縦×横(m)	連数	何製扉	何式		
母川	母川第15 樋門	海部郡	海陽町	中山	1.40×2.50	1	鋼製	手動ラック式	徳島県 (河川振興課)	
〃	母川第16 〃	〃	〃	高園	2.50×2.50	1	〃	電動ラック式	〃	
居敷川	居敷 〃	〃	〃	中山	2.90×5.20	2	〃	〃	〃	
海部川	富田 〃	〃	〃	富田	1.10×0.95	1	〃	手動スピンドル式	〃	
〃	大井 〃	〃	〃	大井	2.90×3.90	1	ステンレス製	電動ラック式	〃	
〃	姫 〃	〃	〃	〃	2.75×1.28	1	木製	手動スピンドル式	〃	
穴喰川	中角 〃	〃	〃	穴喰浦	3.50×1.80	2	鋼製	電動ラック式	〃	
穴喰海岸	穴喰 〃	〃	〃	〃	2.20×3.34	1	ステンレス製	電動スピンドル式	〃	
金目海岸	金目 水門	〃	〃	〃	2.00×3.00	1	鋼製	電動ラック式	〃	
那佐港	港那-04 樋門	〃	〃	〃	2.00×1.80	1	ステンレス製	手動スライドゲート	徳島県 (運輸政策課)	
〃	港那-01 〃	〃	〃	〃	1.50×2.00	1	アルミ合金製	〃	〃	

(徳島県水防計画より)

(3) 排水機場

平成26年6月現在

河川名 海岸名 港湾名	排水機場名	所在地			異常水位又は 運転開始水位 (m)	機能			管理者	操作人(TEL)
		郡	町	字		口径φ (mm)	出力	台数		
善蔵川	善蔵川排水機場	海部郡	海陽町	大里	1.85	1,000	2.5m ³ /S	2	徳島県(河川振興課) (海陽町に管理委託)	
中角川	穴喰川排水機場	〃	〃	穴喰浦字 中角	2.00	700	1.0m ³ /S	2	〃	
海部川	海部川排水機場	〃	〃	奥浦	2.40	500	0.5m ³ /S	2	〃	

(徳島県水防計画より)

1.1. 保安林配備

(1) 民有保安林配備現況

平成25年3月31日現在

町名	保安林の種類						計	
	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他の防災保安林			
海陽町	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
		96	11,718	112	906	6	30	214

(徳島県資料より)

(2) 国有（林野庁所管）保安林配備現況

平成25年3月31日現在

町名	保安林の種類				国有 (ha)	官有 (ha)	計 (ha)
	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林				
海陽町	国有 (ha)	官有 (ha)	国有 (ha)	官有 (ha)			
		557	605		28	557	633

(徳島県資料より)

12. 海岸保全区域一覧

(1) 国土交通省水管理・国土保全局所管分

平成24年3月31日現在

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
海部灘	海南	海老ヶ池		3,008	S41.12.27	812
		大里	松原	2,470	//	84
	穴喰		(那佐)	1,975	//	//
			(穴喰浦)	1,810	//	//
		穴喰浦	金目	360	S36.11.15	540
//	//	竹ヶ島	45	S34.11.19	548	

(徳島県資料より)

(2) 国土交通省港湾局所管分

平成25年2月1日現在

沿岸名	海岸名	地区名	保全区域指定済延長		告示番号
			(m)	指定年月日	
海部灘	浅川港	鱧瀬	273.0	S33.8.19	380
		海老ヶ池	402.0	H12.3.24	222
		五反田	98.0	S33.8.19	380
		浅川浦南	1,578.8	H23.10.27	720
		栗の浦	492.0	H12.3.24	222
		大砂	1,032.0	S51.3.31	241
	天神前	223.6	H23.10.27	720	
	那佐港	那佐	3,317.0	S33.8.19	380

(徳島県資料より)

(3) 水産庁所管分

平成23年3月1日現在

沿岸名	漁港海岸名	保全区域指定済延長		告示番号
		(m)	指定年月日	
海部灘	鞆奥	943	S61.2.7	360
	穴喰	334	H6.1.21	44

(徳島県資料より)

(4) 農林水産省農村振興局所管分

平成20年8月1日現在

沿岸名	海岸名	地区名	地先名	保全区域指定済延長		告示番号
				(m)	指定年月日	
海部灘	海南	竹ヶ島	-	212	S42.4.18	281

(徳島県資料より)

第2部 災害対策に関する資料

13. 災害救助法

(1) 災害救助法の適用基準

平成26年8月現在

区分	県、市町村名	令第1条 第1項 第1号	令第1条 第1項 第2号	令第1条 第1項 第3号前段
都道府県の区域内の人口		(住家滅失世帯数)		
1,000,000 人未満	徳島県		1,000世帯	5,000世帯
市町村の区域内の人口(平成22年度国勢調査より)				
5,000 人未満	上勝町、佐那河内村、牟岐町	30世帯	15世帯	
5,000 人以上 15,000 人未満	勝浦町、神山町、那賀町、美波町 海陽町、板野町、上板町、 つるぎ町	40世帯	20世帯	
15,000 人以上 30,000 人未満	三好市、石井町、 松茂町、北島町、東みよし町	50世帯	25世帯	
30,000 人以上 50,000 人未満	小松島市、吉野川市 阿波市、美馬市、藍住町	60世帯	30世帯	
50,000 人以上 100,000 人未満	鳴門市、阿南市	80世帯	40世帯	
100,000 人以上 300,000 人未満	徳島市	100世帯	50世帯	

※1) 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

※2) 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

(2) 災害救助の主な事務のあらまし

平成26年8月現在

順 序	厚生労働省	都 道 府 県	市 町 村	備 考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに厚生労働大臣に報告 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・速やかに被害状況を知事に情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導 ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、厚生労働大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
（必要に応じ）特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難しい特別の事情があるときは、その都度特別基準を防災担当大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を防災担当大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる

(3)「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

平成26年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7m ² (9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり、2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均 1戸当たり 29.7m ² 2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間は最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人 1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季節は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに 加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	17,800円	22,900円	33,700円	40,400円	51,200円	7,500円
			冬	29,400円	38,100円	53,100円	62,100円	78,100円	10,700円
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,800円	7,800円	11,700円	14,200円	18,000円	2,500円		
	冬	9,400円	12,300円	17,400円	20,600円	26,100円	3,400円		
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり 次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合には個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）206,000円以内 小人（12歳未満）164,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,300円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理・配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

14. 無線局名録

(1) 消防関係

	所在地	免許人	無線局名
消防関係	海部郡海陽町	海部消防組合	海部消防海南基地局
			海南消防小山谷基地局

(徳島県資料より)

(2) 国土交通省関係

	所在地	免許人	無線局名	備考
国交省関係	海部郡海陽町	国土交通省	建設那佐固定局	対内妻
	//	//	建設那佐第2固定局	対日和佐第2
	//	//	建設那佐基地局	

(徳島県資料より)

(3) 海岸局関係

	所在地	免許人	無線局名	電力	電波の型式及び周波数	備考
海岸局関係	海部郡海陽町 穴喰浦	徳島県 無線漁業 協同組合	穴喰海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	
	海部郡海陽町 鞆浦	//	鞆浦海岸局	1	A3E 27524 27884 27956 A3E 27524 27884 27957 KHz	山頂局
	海部郡海陽町 浅川	//	浅川海岸局	1	A3E 27524 27884 KHz	

(徳島県資料より)

15. アマチュア無線関係

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟 徳島県支部

〒779-0104

徳島県板野郡板野町吹田町東 51

徳島県支部長 吉田 稔 (ヨシダ ミノル)

E-mail ja5nc@jarl.com

電話 088-672-5659

携帯 090-4978-7658

防災担当

〒770-0874

徳島県徳島市南沖洲2丁目7の1

滝口 豊 (タキグチ ユタカ)

E-mail ja5enn@jarl.com

電話 088-664-0634

携帯 090-9559-5937

アマチュア無線局数

海陽町 129局数

16. 緊急地震・津波避難場所一覧

令和3年3月31日現在 (1/2)

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	FAX番号 (0884)	地盤高 (T.P.m)	収容可能 人数(人)	二次避難所 との重複	
						測量地点			
浅川地区	1	スベリ坂	浅川字ノドロ42-10			11.4	トイレ付近階段	2,010	
	2	浅川東(裏山)	浅川字ノドロ6-3			9.6	階段登詰		
	3	江音寺(～愛宕山)	浅川字川ヨリ西169-4			54.6	頂上広場	630	
	4	愛宕山(浅川)	浅川字川ヨリ西169-4			54.6	頂上広場		
	5	東泉寺(～裏山高台)	浅川字新田30-3			29.1	中腹広場	600	
	6	弁天神社(浅川)	浅川字新田30-3			29.1	中腹広場		
	7	観音庵	浅川字イナ47-1			14.6	施設前広場	740	
	8	イナ地区高台	浅川字イナ19-1付近			21.4	階段登詰	200	
	9	取池避難所	浅川字イナ4-4			8.3	避難場所広場	25	
	10	大田(県道浅川港線)	浅川字大田71-2			33.0	階段登詰	130	
	11	柳ノ内	浅川字柳内109			13.1	避難場所高台	16	
	12	天神前	浅川字天神前7-3			16.2	避難路舗装終り	30	
	13	粟ノ浦神社	浅川字粟浦口53-2			20.5	階段登詰	82	
	14	加島(森田宅裏山)	浅川字別当7-10			18.9	階段登詰	26	
	15	加島城趾	浅川字鍛冶屋44-2			17.6	頂上広場	720	
	16	鯖瀬	浅川字中相21-25			15.9	墓地坂路頂上	86	
	17	鯖床	浅川字天神前14-1			24.0	頂上付近	320	
	18	大田地区高台	浅川字大田38-2			25.0	階段登詰	200	
	19	高島地区高台	浅川字高島			13.7	造成高台	22	
川東地区	20	海南文化村(～高台)	四方原字広谷20			6.5	地盤高	9,000	
	21	海南保育所横避難所	四方原字広谷19			11.3	避難路舗装終り	38	
	22	まげのおか	浅川字西福良43			28.8	体育館付近	72,000	○
	23	大里台高台	大里字五反田92-5			14.2	避難場所広場	7,750	
	24	海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	73-2500	19.4	3階床高	1,560	○
	25	海部高等学校	大里字古畑58-2	73-1371	73-3656	14.8	3階床高	4,060	○
	26	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	73-3431	13.2	3階床高	1,440	○
	27	海陽町役場海南庁舎	大里字上中須128	73-1234	73-3097	12.7	3階床高	890	○
	28	愛宕山(大里)	大里字片山21-1			25.8	避難場所広場	320	
	29	西法寺	多良字片山90-1			10.0	階段登詰付近	400	
	30	久米山高台(馬谷高台)	大里字奥馬谷33			20.0		500	
	31	五反田(ごんげんさん高台)	大里字五反田			15.0		700	
	32	五反田地区高台(さつき台前)	大里字五反田91-1			27.0	避難路登詰	300	
海部地区	33	法華寺(～高台)	鞆浦字東町115			21.5	避難路登詰	320	
	34	東浜	鞆浦字東町155-3			14.3	階段登詰付近	74	
	35	東上町	鞆浦字東町147			11.7	階段登詰付近	18	
	36	万照寺(愛宕山)	鞆浦字大宮29-1			18.6	防災倉庫前	140	
	37	住吉神社	鞆浦字立岩9			13.3	階段登詰	130	
	38	多善寺(～観音堂)	鞆浦字高倉3-2			24.6	観音堂前広場	330	
	39	善称寺(～観音堂)	鞆浦字高倉3-2			24.6	観音堂前広場		

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	FAX番号 (0884)	地盤高 (T.P.m)		収容可能 人数(人)	二次避難所 との重複
							測量地点		
海部地区	40	トワニー海部工場跡	鞆浦字高倉31-1			8.9	駐車場入口付近	890	
	41	城山山下避難所	鞆浦字山下9-1			25.0	階段登詰	460	
	42	城山堤ノ外避難所	鞆浦字山下9-1			16.9	階段登詰	210	
	43	薬師寺(～明現神社)	奥浦字町内192-1			7.1	境内	850	
	44	明現神社(町内側)	奥浦字町内192-1			26.4	境内		
	45	妙見山公園(新町側)	奥浦字町内192-1			26.4	明現神社境内		
	46	国道鹿ヶ谷高台	奥浦字鹿ヶ谷12-2			4.9	高速バス停前	9,000	
	47	六地藏前広場(～散策道)	奥浦字西分38-1			6.7	六地藏前道路上	2,040	
	48	西山墓地散策道	奥浦字脇ノ宮108-1			23.3	上り口付近	330	
	49	遊遊NASA	奥浦字鹿ヶ谷58-3	73-0300	73-1307	58.0	玄関前広場	5,800	
	50	(株)丸本	大井字谷口4			23.5		6,700	
	51	鞆浦仲町避難場所	鞆浦字仲町			18.0		200	
52	城山山下避難所(若宮神社上)	鞆浦字山下			20.0	階段登詰	100		
穴喰地区	53	那佐神社	穴喰浦字那佐335			14.8	階段登詰	70	
	54	那佐高台1	穴喰浦字那佐329			9.4	避難路登詰	91	
	55	那佐高台2	穴喰浦字那佐329			15.1	階段登詰	230	
	56	国道沿高台(那佐高台)	穴喰浦字那佐329-1			25.0	避難路中腹	210	
	57	国道沿高台(豚皇裏高台)	穴喰浦字那佐328-14			16.8	高台道路上	230	
	58	ジャンボ緑風会前広場	久保字板取243-310			29.0	施設前駐車場	2,870	
	59	板取地区高台	久保字板取243-58			43.0	階段登詰	250	
	60	ホテルリビエラしきい(3階以上)	穴喰浦字松原226-1	76-3300	76-3910	17.1	3階床高	640	
	61	八幡神社(穴喰)	久保字久保1-3			20.0	階段登詰	80	
	62	浄福寺裏山	久保字久保1-1			37.6	階段登詰	360	
	63	穴喰県民グランド駐車場(～高台)	久保字北田57-2			6.7	駐車場中央付近	2,500	
	64	安養寺高台	久保字安養寺55-1			36.7	高台平地	51	
	65	日比原氏神神社	日比原字日比原142			30.0	境内	160	
	66	日比原東避難所	日比原字日比原149-1			22.9	避難路舗装終り	67	
	67	日比原西避難所	日比原字日比原128			15.6	避難路舗装終り	600	
	68	愛宕神社(穴喰)	穴喰浦字三反田98			23.7	境内中央付近	400	
	69	弁天山(穴喰)	穴喰浦字正梶186			34.8	防災倉庫前	340	
	70	正梶避難所	穴喰浦字正梶191-1			28.7	階段登詰	100	
	71	穴喰津波避難タワー	穴喰浦字穴喰228-1			18.2		480	
	72	正梶地区高台	穴喰浦字古目61-3			31.0		680	
	73	県道沿高台(旧水床旅館前から高台)	穴喰浦字古目84-22			11.0	旧水床旅館前	220	
	74	県道沿高台(金目地区裏山)	穴喰浦字金目9-9			19.5	駐車場道路側	4,700	
	75	町道沿高台(金目高台)	穴喰浦字金目51-3			28.4	県道分岐点	630	
	76	竹ヶ島神社	穴喰浦字竹ヶ島34			27.2	境内	150	
	77	竹ヶ島高台(川野宅上高台から遊歩道)	穴喰浦字竹ヶ島32-1			16.2	階段登詰	59	
	78	竹ヶ島高台(民宿竹ヶ島裏山)	穴喰浦字竹ヶ島28-3			19.1	避難路舗装終り	180	
	79	竹ヶ島高台(戎田宅裏山)	穴喰浦字竹ヶ島			18.0		56	
	80	馳馬避難所	日比原字馳馬			20.0	高台平地	226	
	81	金目高台	穴喰浦字金目51-3			27.1	階段登詰	100	
	82	大野地区高台	日比原字大野			16.0	頂上付近	74	

17. 指定避難所一覧

(1) 避難所一覧

令和2年3月31日現在

地区名	番号	避難場所名等	所在地	電話番号 (0884)	指定避難所（災害区別）※1							地盤高※2 (T.P.m)	基準 水位高※3 (m)	収容可能 人数※4 (人)	建物構造	階数	備考
					洪水	地震	崖崩れ等	津波	高潮	大規模な 火事	内水 氾濫						
浅川	1	浅川漁村センター	浅川字川ヨリ西26-4	73-1001	○	○	○	×	○	○	○	3.4	8.3	150	鉄筋コンクリート	2	
	2	旧浅川小学校（浅川町民体育館）	浅川字カミノ41-3	-	×	○	○	×	×	★	○	2.6	8.8	170	鉄筋コンクリート	2	
	3	海陽町役場 海南庁舎 2階	大里字上中須128	73-1234	○	○	○	○	○	○	○	5.5	-	300	鉄筋コンクリート	3	
	4	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	×	○	○	○	○	○	×	5.1	-	170	鉄筋コンクリート	3	
	5	海陽中学校	大里字松原34-8.3	73-0074	○	○	○	○	○	○	○	11.3	-	370	鉄筋コンクリート	3	
	6	海部高等学校	大里字古畑58-2	73-1371	★	★	★	★	○	★	○	7.3	-	380	鉄筋コンクリート	4	
	7	松原公民館	大里字松原14-8.3	73-2385	○	○	○	○	○	○	○	9.4	-	80	鉄筋コンクリート	2	
	8	浜崎地区集会所兼避難所	大里字浜崎18-1	55-9042	○	○	○	○	○	○	○	10.1	-	23	鉄骨	2	
	9	まげのおか体育館	浅川字西福良4.3	74-3737	★	★	★	★	○	★	○	28.9	-	200	鉄筋コンクリート	2	
	10	海南文化村	四方原字杉谷7.3	73-3100	○	○	○	○	○	○	○	4.8	-	550	鉄筋コンクリート	3	
	11	海南こども館	大里字飯持56-1	74-3121	×	×	○	×	○	○	×	4.6	0.6	100	鉄骨	1	
川上	12	川上集会所	神野字高尾56-3	75-2001	○	○	○	-	-	○	○	42.5	-	80	鉄筋コンクリート	2	
	13	旧川上小学校（神野町民体育館）	神野字高尾5.4	55-6020	★	○	×	-	-	★	○	43.7	-	160	鉄筋コンクリート	3	
	14	小川集落センター	小川字小川4.5	55-9030	○	×	×	-	-	○	○	86.2	-	70	鉄筋コンクリート	2	
	15	平井集落センター	平井集落ヶ瀬140-2	55-9029	-	×	×	-	-	○	○	163.2	-	65	鉄筋コンクリート	2	
	16	相川健康管理センター	相川字室津1.2	55-9031	○	○	○	-	-	○	○	46.4	-	65	鉄筋コンクリート	2	
	17	大内生活改善センター	相川字上大内3.1	55-9028	-	×	×	-	-	○	○	123.8	-	15	鉄筋コンクリート	1	
	18	鞆浦福祉会館	鞆浦字仲町1-2	55-9046	×	×	○	×	×	○	○	2.9	4.3	60	鉄筋コンクリート	2	
海部	19	海陽町役場 海部庁舎（海部公民館2階以上）	奥浦字新町4.4	73-1311	○	★	★	×	○	★	○	4.4	2.2	170	鉄骨	4	
	20	海部小学校 2階以上	奥浦字堤ノ外4.4	73-0201	○	○	△	×	○	○	○	3.0	2.4	170	鉄筋コンクリート	3	
	21	海部文化センター 2階	高園字松木谷5.4-2	73-3472	○	○	○	○	○	○	○	6.2	-	45	鉄筋コンクリート	2	
	22	野江老人憩いの家 2階以上	野江字小路7.5-1	73-3563	○	○	○	○	○	○	○	7.3	-	80	鉄筋コンクリート	2	
	23	野江町民体育館	野江字西ノ内1.9-1	-	×	○	○	★	○	○	×	8.3	-	160	鉄筋コンクリート	2	
穴崎	24	海陽町役場 穴崎庁舎（町民センター）3階	穴崎浦字穴崎3.6.2	76-3111	★	○	○	×	○	★	○	14.0	8.4	280	鉄筋コンクリート	3	
	25	穴崎中学校 3階以上	久保字北田5	76-2048	○	○	△	○	○	○	○	4.6	6.8	220	鉄筋コンクリート	3	
	26	穴崎小学校	久保字松本8.8	76-2009	×	○	○	×	×	○	×	2.6	11.1	220	鉄筋コンクリート	3	
	27	日比原センター	日比原字日比原9.3	55-9066	○	×	×	×	-	○	○	7.8	4.9	30	鉄筋コンクリート	1	
	28	日山会館	日比原字大野9.4-2	55-9067	×	○	○	×	-	○	○	7.2	4.5	40	鉄筋コンクリート	1	
	29	馳馬集会所	日比原字馳馬6.7-1	55-9068	×	×	○	×	-	○	○	8.8	1.5	20	鉄骨	1	
	30	八山集会所	尾崎字八山1.1.2	55-9069	×	×	×	×	-	○	×	9.9	0.3	30	木造	1	
	31	中里農業構造改善センター	芥附字芥附2.2	55-9071	○	×	×	-	-	○	○	17.0	-	45	鉄骨	2	
	32	広岡集会所	芥附字広岡5.8	55-9070	○	×	○	-	-	○	○	29.9	-	20	木造	1	
	33	角坂集会所	角坂字天神後3.3-1	55-9072	○	○	○	-	-	○	○	27.8	-	35	木造	1	
	34	小谷集会所	小谷字落合1.0.6-1	55-9074	○	×	×	-	-	○	○	96.6	-	25	鉄筋コンクリート	1	
	35	塩深集会所	塩深字長通5	55-9073	○	○	○	-	-	○	○	56.7	-	35	木造	1	
	36	小谷西集会所	小谷字小野3.9-1	55-9075	○	○	○	-	-	○	○	77.5	-	20	木造	1	
	37	船津公民館	船津字船津5.5	55-9076	○	○	×	-	-	○	○	140.0	-	30	木造	1	
	38	久尾公民館	久尾字久尾7.7-3	55-9077	×	○	○	-	-	○	○	170.0	-	40	木造	1	
	39	竹ヶ島改善センター 2階	穴崎浦字竹ヶ島1.2	55-9063	○	×	×	×	○	○	○	2.1	14.0	45	鉄筋コンクリート	2	
	40	那佐集会所 2階	穴崎浦字那佐2.4.0	55-9065	○	×	○	×	○	○	○	4.3	6.2	25	鉄筋コンクリート	2	
41	正幌集会所	穴崎浦字正幌1.8.8	55-9061	○	×	×	×	×	○	○	2.9	12.3	40	木造	1		

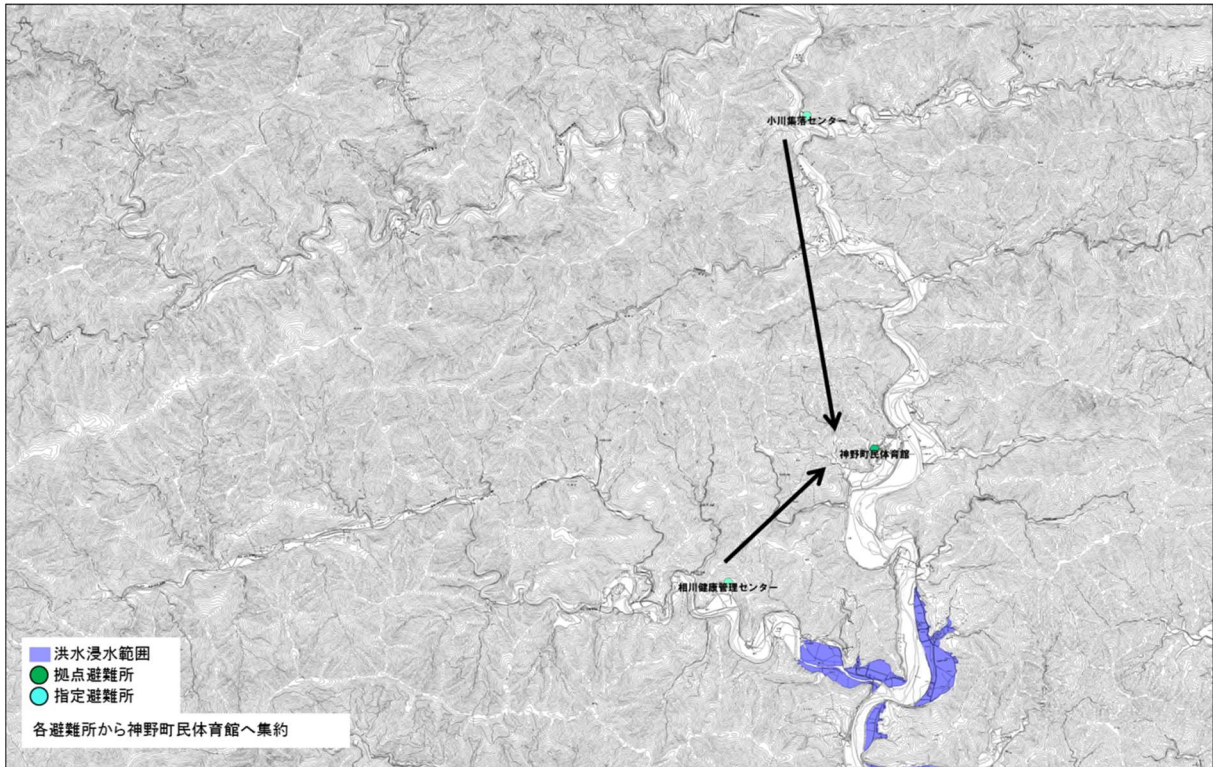
※1 各避難所表記の○は避難所指定、×は利用不可、-は利用外、★は拠点避難所（案）となる。また、崖崩れ等の△は崩壊対策工事済。 ※2 地盤高（T.P.）は、すべて1階の高さを表記。

※3 本計画で表記する基準水位高の数値は徳島県が平成25年に発表した南海トラフ地震の津波想定高を表す。 ※4 人数は「避難所の延床面積の70%÷3」

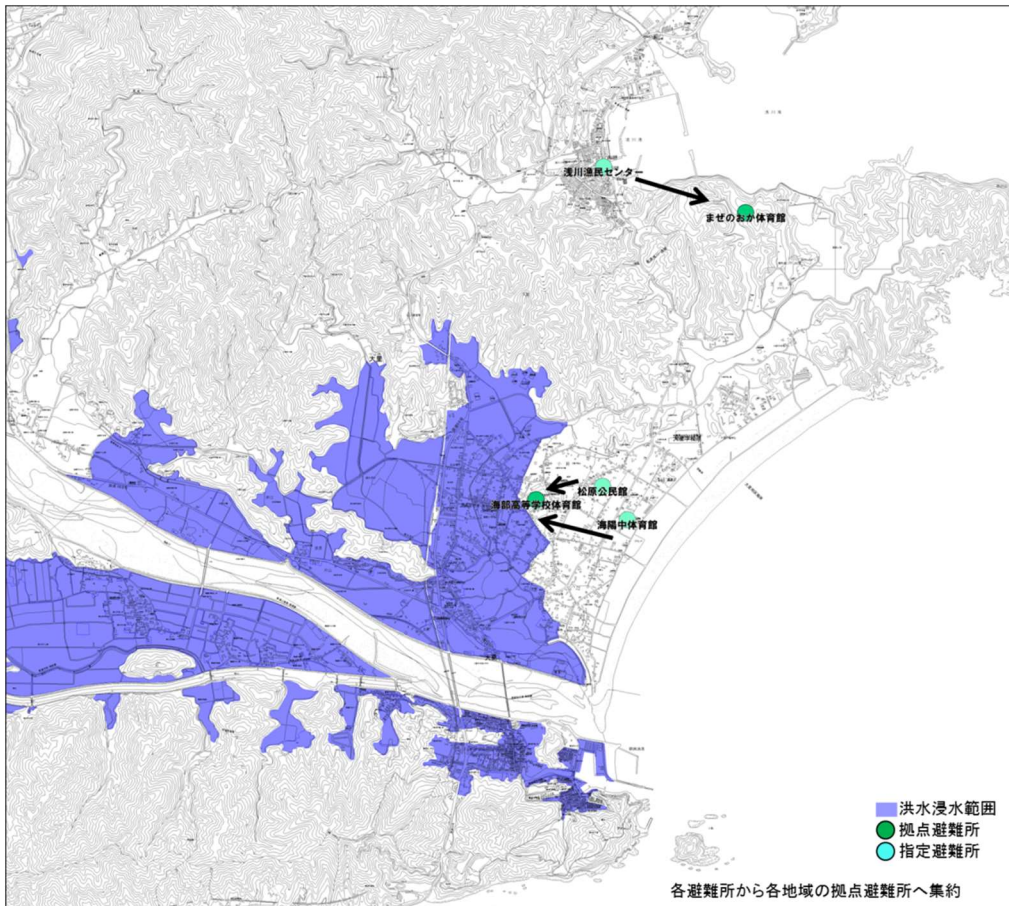
(2) 拠点避難所への集約の流れ

a. 洪水災害

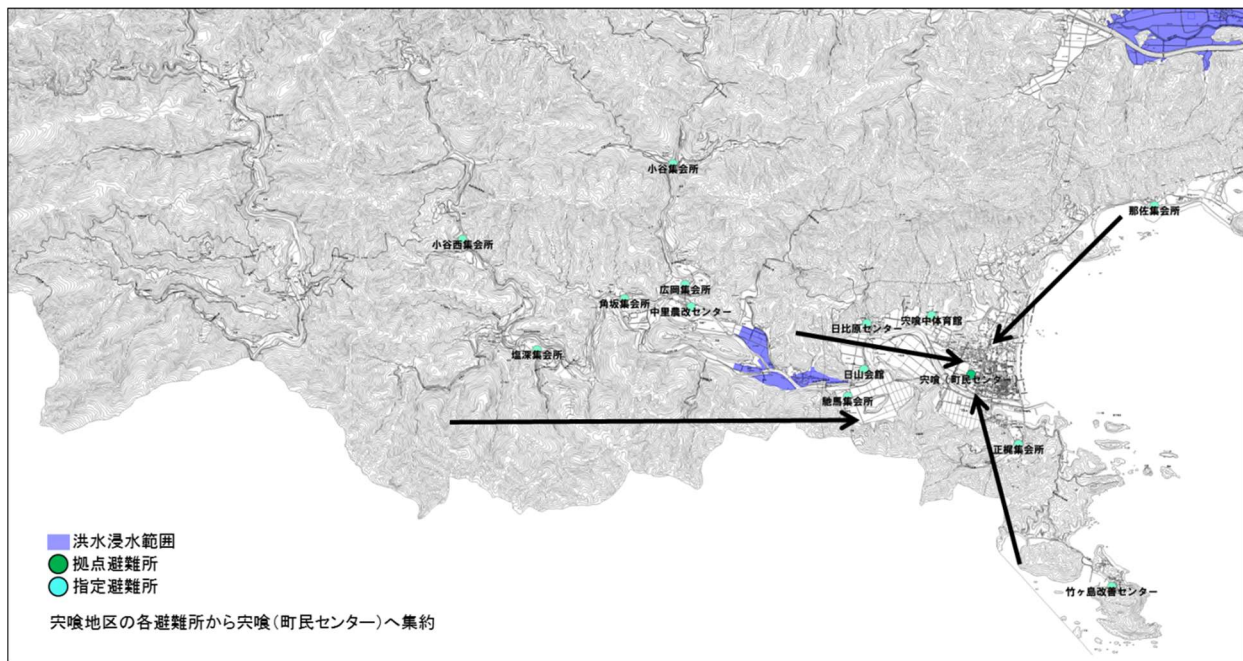
・川上地区



・浅川、川東、海部地区

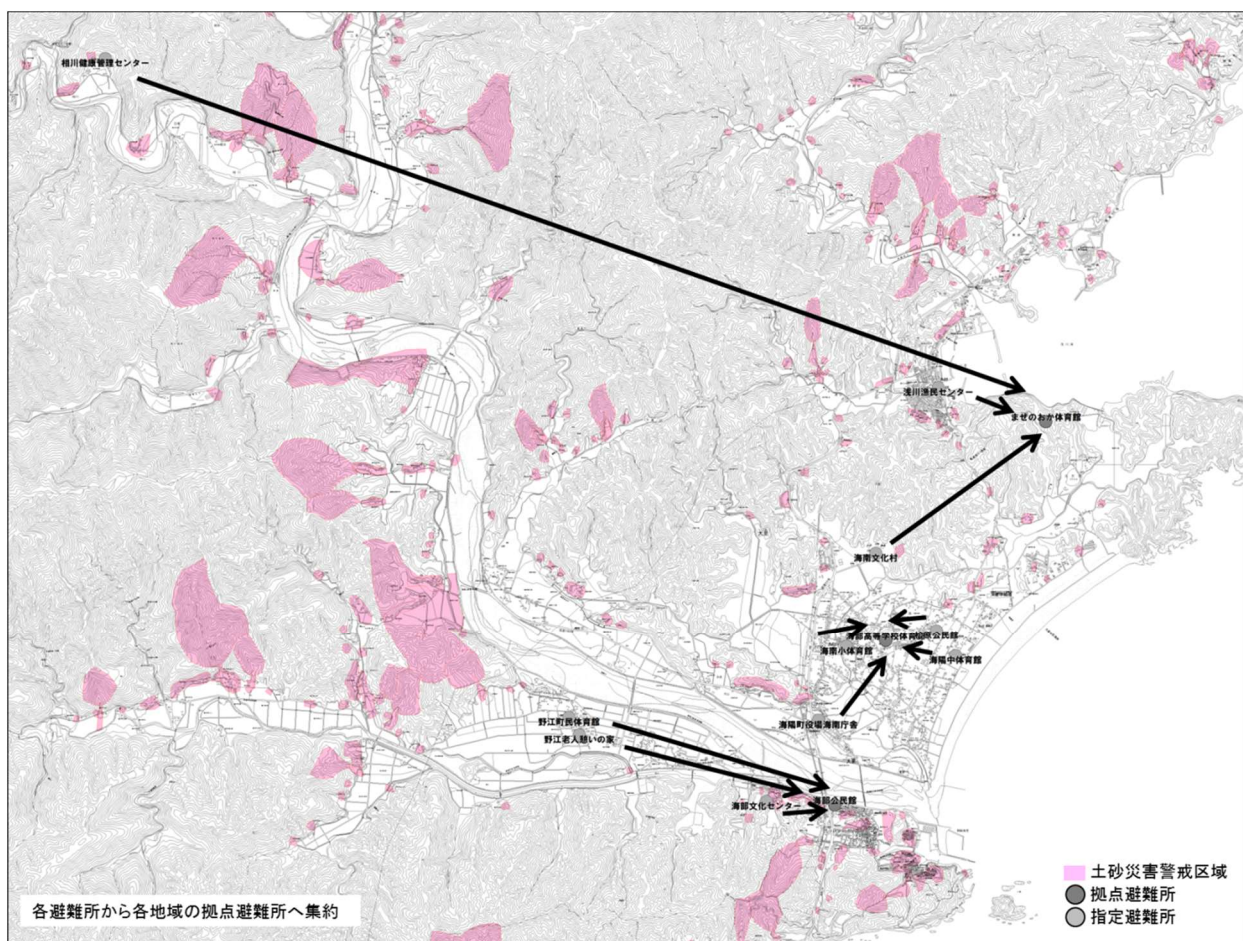


• 穴喰地区

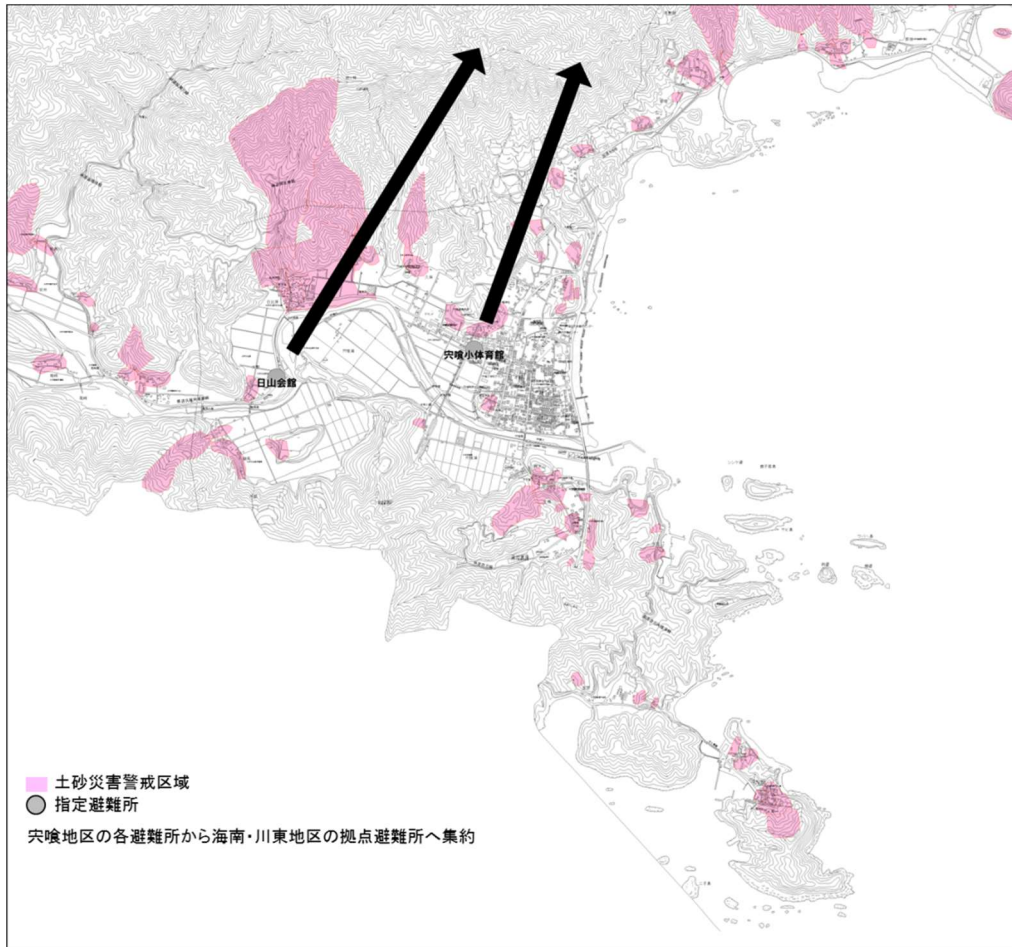


b. 地震災害

• 川上、浅川、川東、海部地区

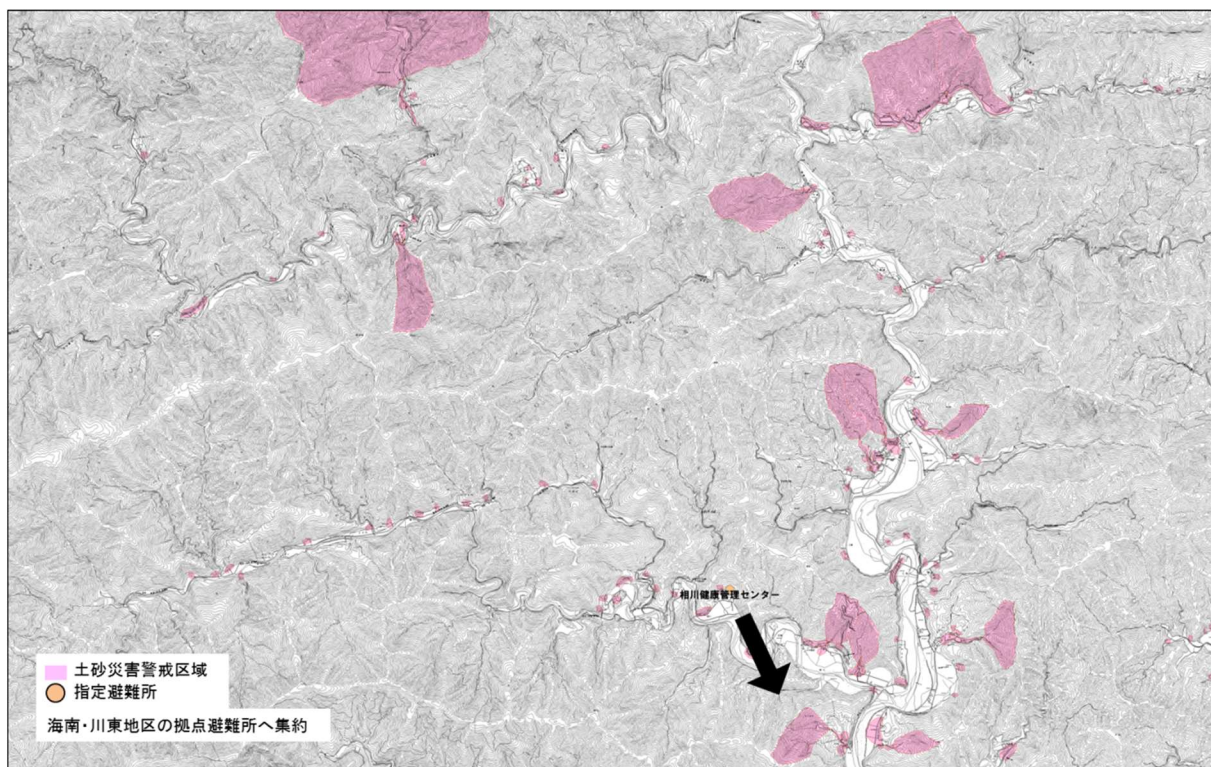


• 宍喰地区

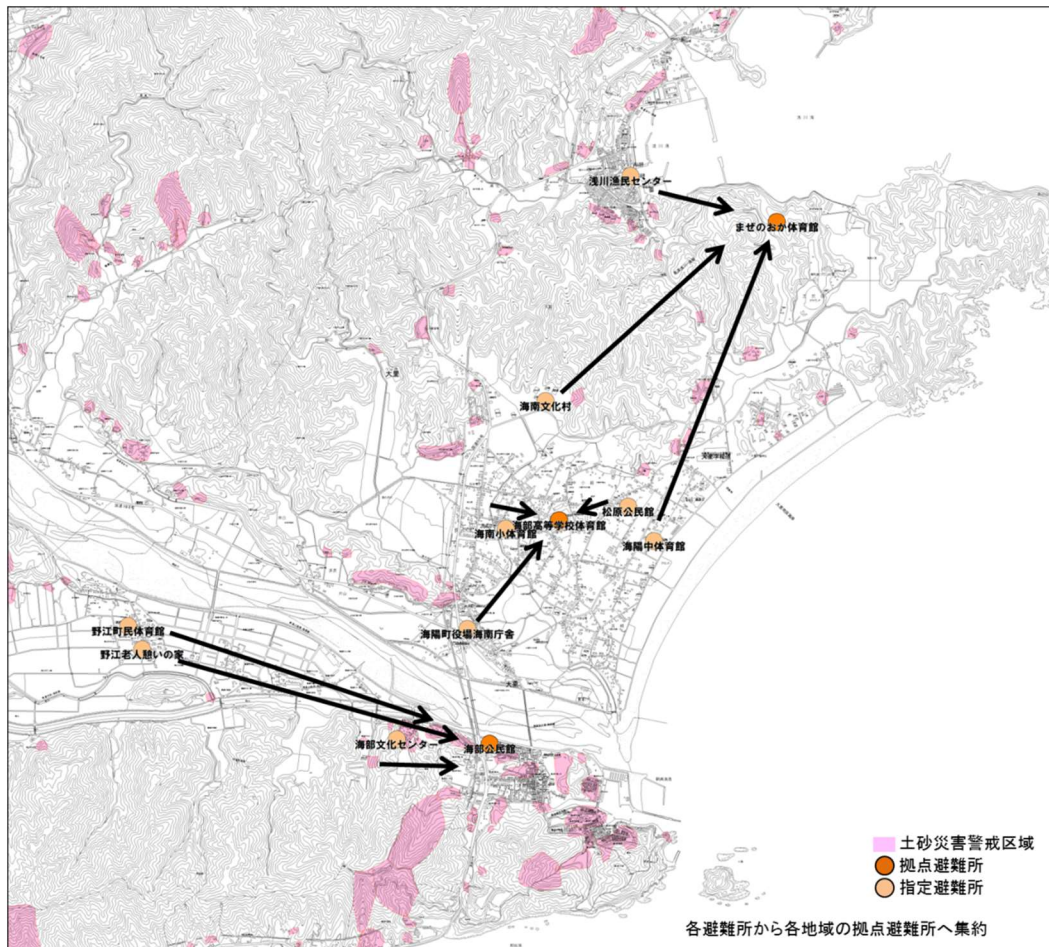


c. 崖崩れ等災害（土砂災害）

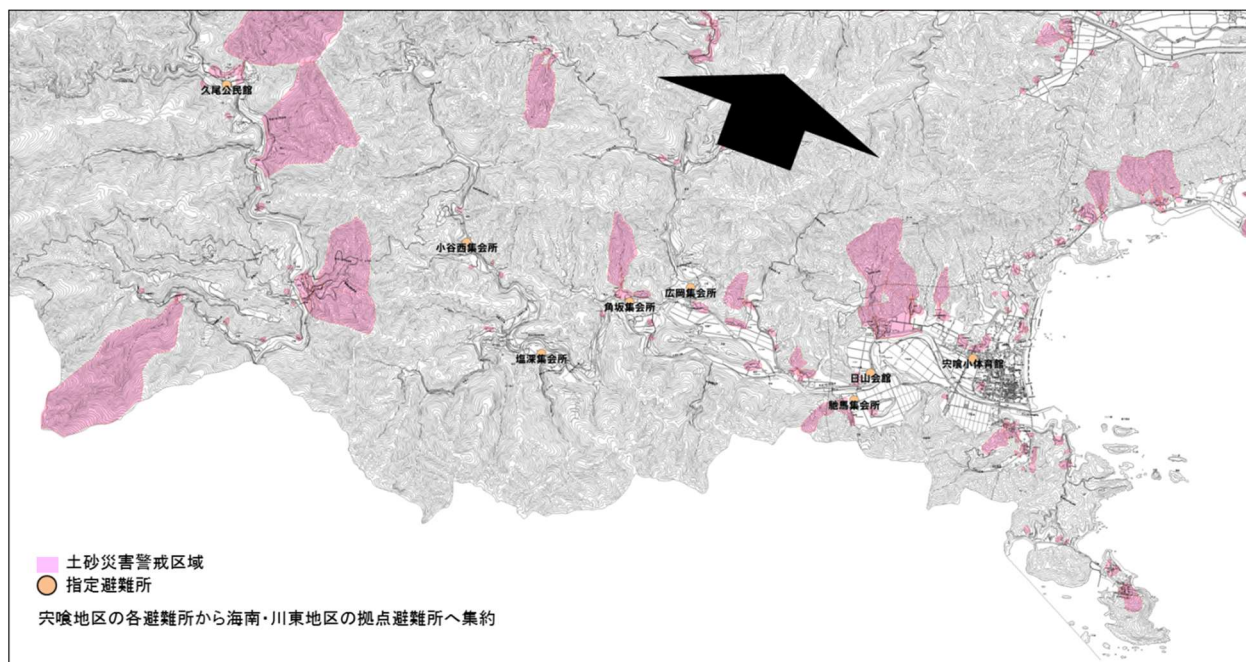
• 川上地区



・浅川～海部地区

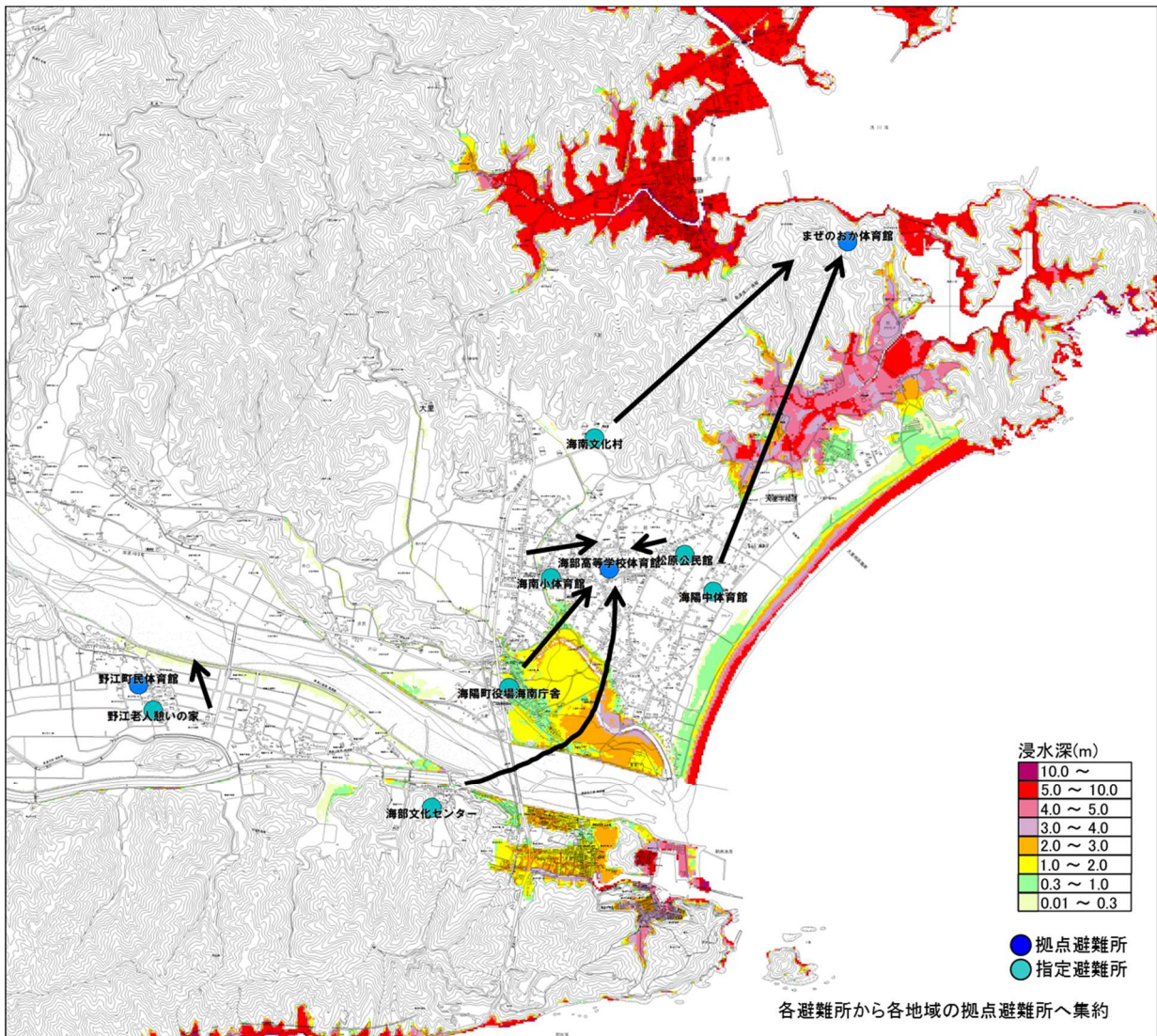


・穴喰地区



d. 津波災害

- 浅川、川東、海部地区

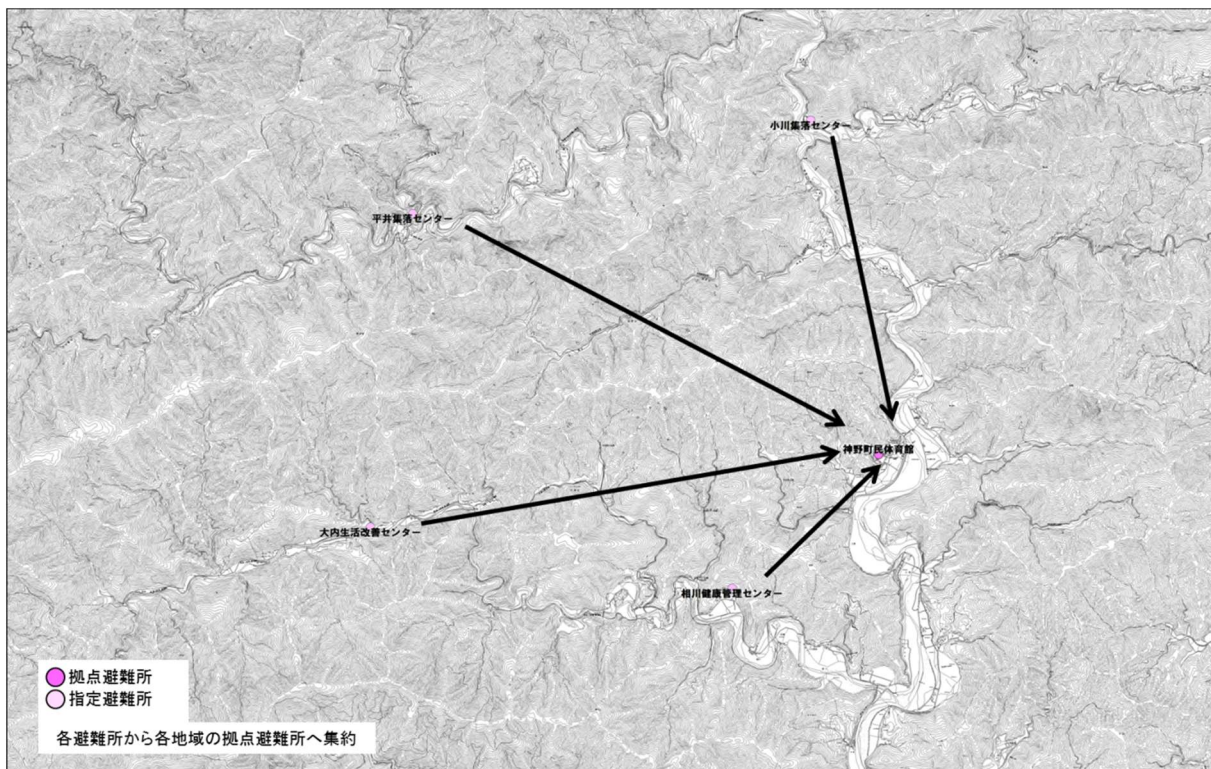


e. 高潮災害

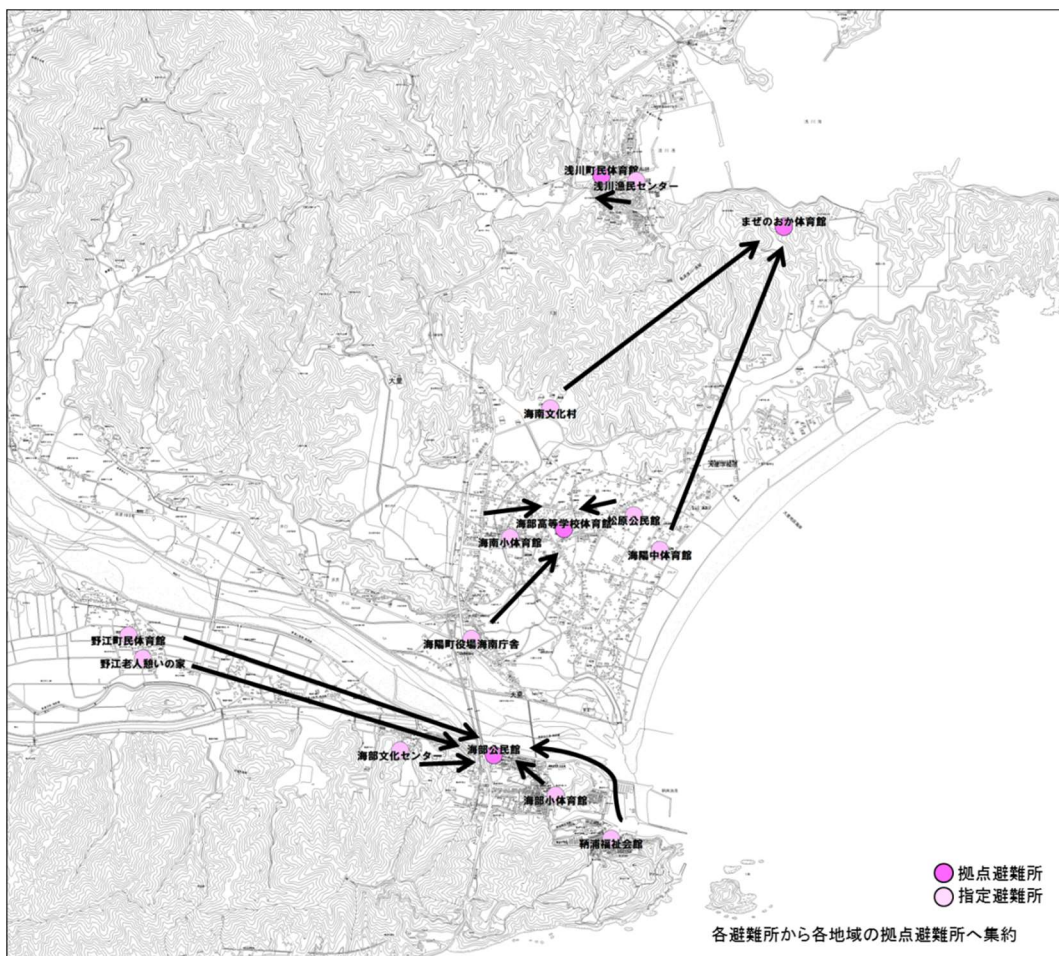
拠点避難所の開設の必要性が生じた場合は、津波災害と同様の集約を図る。

f. 大規模な火事災害

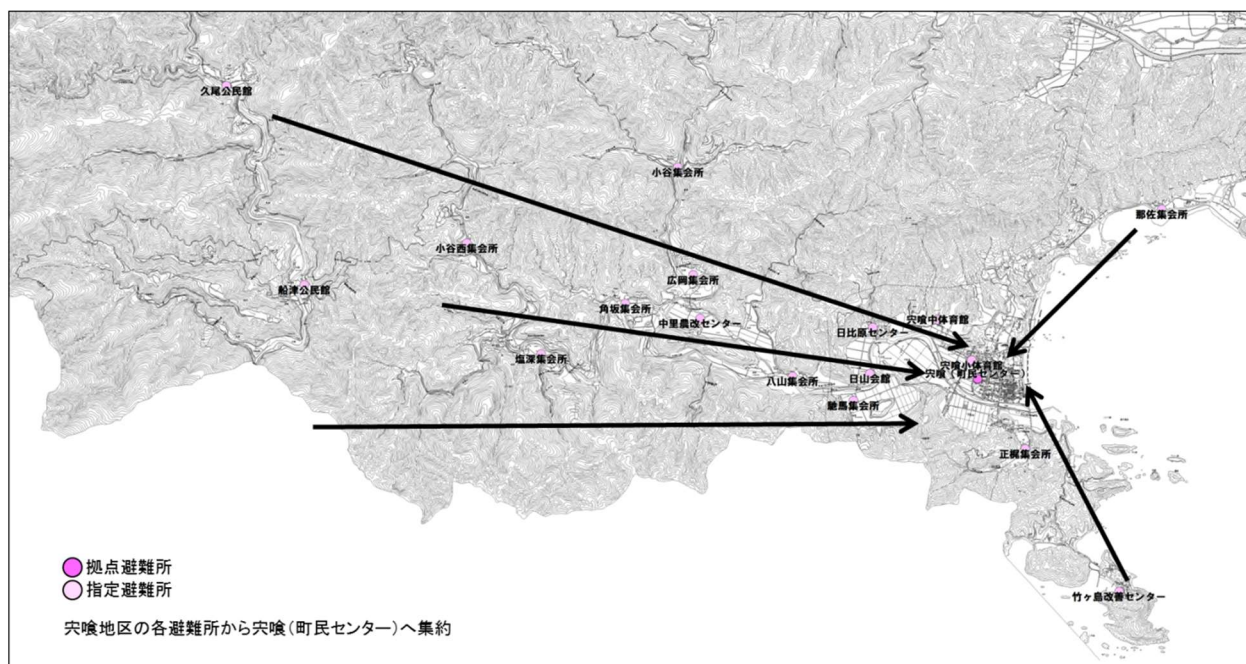
・川上地区



・浅川、川東、海部地区



• 穴喰地区



g. 内水氾濫

拠点避難所の開設の必要性が生じた場合は、大規模火事災害と同様の集約を図る。

18. 避難促進施設（案）一覧

令和3年3月31日現在

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	建物構造	階数	備考
1	海部小学校	奥浦字堤ノ外44	73-0201	2.4	2.9	鉄筋コンクリート	3	
2	穴喰中学校	久保字北田5	76-2048	4.5	7.0	鉄筋コンクリート	3	
3	穴喰小学校	久保字松本88	76-2009	2.3	11.2	鉄筋コンクリート	3	
4	穴喰保育所	久保字久保43	76-2123	4.1	10.1	鉄筋コンクリート (一部木造)	2	
5	アットホーム元気	久保字板取12-4	76-2249	3.4	8.5	鉄骨	1	
6	グループホーム ほかほか	久保字板取12-1	74-6201	3.4	8.5	鉄骨	1	
7	グループホーム まぜの里	大里字吉尾110-4	74-3470	3.7	3.1	鉄骨	1	
8	デイサービスセンター さつき荘	大里字中須84	73-1888	3.9	1.4	鉄筋コンクリート	1	
9	デイサービスセンター わしずみ荘	穴喰浦字穴喰383	76-2717	4.1	10.0	鉄筋コンクリート	1	
10	穴喰ドリーム館	久保字久保51	76-2336	3.9	10.3	鉄筋コンクリート	2	
11	海南子ども館	大里字飯持56-1	74-3121	4.6	0.6	鉄骨	1	
12	二葉保育園	鞆浦字立岩50-12	73-1530	6.5	0.6	鉄筋コンクリート	2	
13	奥浦老人福祉センター	奥浦字堤ノ外25-1	70-1387	4.6	0.8	鉄筋コンクリート	2	
14	地域子育て支援センターあのね	奥浦字新町44	74-3112	4.4	2.2	鉄骨	4	

19. 要配慮者施設一覧

令和3年3月31日現在

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	避難確保 の必要性	建築構造	階数	指定福祉 避難所	種 別	
1	海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘	大里字松原33-3	73-2626	12.7	-	-	鉄骨	1	○	特別養護老人施設	
2	グループホーム まぜの里	大里字吉尾110-4	74-3470	3.7	3.1	○	鉄骨	1	○	グループホーム、デイサービス、 認知症デイサービス	
3	デイサービスセンター さつき荘	大里字中須84	73-3769	3.9	1.4	○	鉄筋コンクリート	1		デイサービス	
4	地域共同作業所虹	大里字中小路25	74-3476	6.1	-	○	木造	1		地域活動支援センター	
5	海南保育所	四方原字広谷18	73-0513	6.3	-	○	鉄骨	1		児童福祉施設	
6	海陽幼稚園	四方原字広谷18	73-1401	6.3	-	○	鉄骨	1		幼稚園	
7	海南子ども館	大里字飯持56-1	74-3121	4.6	0.6	○	鉄骨	1		放課後子ども教室推進事業の用に供する施設	
8	地域子育て支援センターあのね	奥浦字新町44	74-3112	4.4	2.2	○	鉄骨	4		児童福祉施設	
9	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	5.1	-	○	鉄筋コンクリート	3		小学校	
10	海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	11.3	-	-	鉄筋コンクリート	3		中学校	
11	海部高等学校	大里字古畑58-2	73-1371	7.3	-	-	鉄筋コンクリート	3		高等学校	
12	海南病院	四方原字広谷16-1	73-1355	8.3	-	○	鉄筋コンクリート	2		病院	
13	二葉保育園	鞆浦字立岩50-12	73-1530	6.5	0.6	○	鉄筋コンクリート	2		児童福祉施設	
14	海部西保育所	芝字岸ノ上1	73-4011	7.7	-	○	木造	1		児童福祉施設	
15	奥浦老人福祉センター	奥浦字堤ノ外25-1	70-1387	4.6	0.8	○	鉄筋コンクリート	2		放課後子ども教室推進事業の用に供する施設	
16	海部小学校	奥浦字堤ノ外44	73-0201	3.1	2.3	○	鉄筋コンクリート	3		小学校	
17	老人保健施設 ジャンボ緑風会	久保字板取243-310	76-3888	29.4	-	○	鉄筋コンクリート	4	○	老人保健施設、短期入所療養介護 通所リハビリ、訪問リハビリ	
18	グループホーム ほかほか	久保字板取12-1	74-6201	3.4	8.5	○	鉄骨	1	○	グループホーム、デイサービス	
		久保字板取52		3.5			8.5	鉄骨			1
		久保字板取12-4		74-6601			3.4	8.5			鉄骨
19	アットホーム元気	久保字板取12-4	76-2249	3.4	8.5	○	鉄骨	1		サービス付高齢者住宅	
		久保字板取52		3.5			8.5	鉄骨			1
20	穴喰ドリーム館	久保字久保51	76-2336	3.9	10.3	○	鉄筋コンクリート	2		放課後子ども教室推進事業の用に供する施設	
21	穴喰保育所	久保字久保43	76-2123	4.1	10.1	○	鉄筋コンクリート (一部木造)	2		児童福祉施設	
22	デイサービスセンター わしずみ荘	穴喰浦字穴喰383	76-2717	4.1	10.0	○	鉄筋コンクリート	1		デイサービス	
23	穴喰小学校	久保字松本88	76-2009	2.6	11.1	○	鉄筋コンクリート	3		小学校	
24	穴喰中学校	久保字北田5	76-2048	4.6	6.8	○	鉄筋コンクリート	3		中学校	

20. 教育施設一覧

(1) 保育所・幼稚園

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	避難確保の必要性	建築構造	階数	備考
1	海陽幼稚園	四方原字広谷18	73-1401	6.3	-	○	鉄骨	1	
2	海南保育所	四方原字広谷18	73-0513	6.3	-	○	鉄骨	1	
3	海南子ども館	大里字飯持56-1	74-3121	4.6	0.6	○	鉄骨	1	
4	二葉保育園	鞆浦字立岩50-12	73-1530	6.5	-	○	鉄筋コンクリート	2	
5	海部西保育所	芝字岸ノ上1	73-4011	7.7	-	○	木造	1	
6	奥浦老人福祉センター	奥浦字堤ノ外25-1	70-1387	4.6	0.8	○	鉄筋コンクリート	2	
7	穴喰保育所	久保字久保43	76-2123	4.1	10.1	○	鉄筋コンクリート (一部木造)	2	
8	穴喰ドリーム館	久保字久保51	76-2336	3.9	10.3	○	鉄筋コンクリート	2	

(2) 小・中学校

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	避難確保の必要性	建築構造	階数	備考
1	海南小学校	四方原字旭町50	73-0036	5.1	-	○	鉄筋コンクリート	3	
2	海部小学校	奥浦字堤ノ外44	73-0201	3.1	2.3	○ (上階または他所へ)	鉄筋コンクリート	3	
3	穴喰小学校	久保字松本88	76-2009	2.6	11.1	○	鉄筋コンクリート	3	
4	海陽中学校	大里字松原34-83	73-0074	11.3	-		鉄筋コンクリート	3	
5	穴喰中学校	久保字北田5	76-2048	4.6	6.8	○	鉄筋コンクリート	3	

(3) 高校

番号	施設名	所在地	電話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	避難確保の必要性	建築構造	階数	備考
1	海部高等学校	四方原字旭町50	73-0036	7.3	-	-	鉄筋コンクリート	3	

21. 医療機関一覧

番号	医療機関名	所在地	電話 (0884)	診療科目	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	建築構造	階数	備考
1	海南病院	四方原広谷16-1	73-1355	内科・外科・整形外科・ リハビリテーション科	8.3	-	鉄筋コンクリート	2	
2	寿満内科クリニック	四方原字町西16-1	73-3741	内科・循環器科・小児科	5.0	-	鉄骨	1	
3	ヒロタ歯科医院	四方原町西48-1	73-3681	歯科	4.8	-	鉄筋コンクリート	2	
4	いしもとファミリークリニック	大里白水91-17	74-3503	内科・小児科・ アレルギー科	8.2	-	木造	1	
5	大里医院	大里字松原34-47	73-3102	内科・小児科・ 耳鼻咽喉科・放射線科	11.3	-	鉄骨	2	
6	K'sデンタルクリニック	大里字松ノ本16-13	70-1215	歯科	3.8	1.4	鉄骨	1	
7	平岡歯科医院	大里古畑116-1	73-0173	歯科	6.2	-	鉄筋コンクリート	3	
8	やまいし歯科医院	奥浦一宇谷1-15	73-1576	歯科・口腔外科	3.0	2.0	鉄筋コンクリート	2	
9	前川歯科医院	久保字松本119-4	76-3858	歯科	3.6	9.6	鉄骨	2	
10	シシクイデンタルクリニック	久保板取62-14	76-1110	歯科・口腔外科	2.8	9.4	鉄骨	2	
11	折野胃腸科内科	穴喰浦字松原58-5	76-2249	内科・胃腸科・小児科	3.7	9.9	鉄筋コンクリート	3	
12	海陽町穴喰診療所	穴喰浦字松原141-2	76-2028	内科・外科	4.1	11.6	鉄骨	1	
13	ささき歯科医院	穴喰浦字正梶188-48	76-3478	歯科	3.1	11.5	鉄骨	2	

2.2. 薬剤師会開局会員一覧

番号	名 称	所 在 地	電 話 (0884)	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	建築構造	階数	備考
1	平岡薬局	大里字古畑116-1	73-0173	6.2	-	鉄筋コンクリート	3	
2	おおざと薬局	大里字松原34-441	74-3701	11.3	-	鉄骨	1	
3	スマイル調剤薬局さつき店	大里字飯持121-1	74-3233	5.0	-	鉄骨	1	
4	なごみ薬局	大里字白水91-19	74-3118	8.3	-	木造	1	
5	スマイル調剤薬局海南店	四方原字杉谷28-2	74-3870	4.6	-	鉄骨	1	
6	原田薬局	四方原字旭町62-3	73-1555	5.9	-	鉄筋コンクリート	1	
7	トヨタ薬局	奥浦字新町7	73-0155	5.0	0.8	木造	2	
8	川野薬局	穴喰浦字穴喰202-3	76-2020	2.9	12.8	鉄筋コンクリート	3	
9	スマイル調剤薬局ししくい店	穴喰浦字松原82-1	74-6015	3.6	9.4	木造	1	
10	山下ドラッグ	穴喰浦字松原144-4	76-2219	3.9	11.0	木造	2	

23. 救急病院等一覧

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院（10箇所）

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111（代）
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
東部Ⅱ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

(2) DMAT 指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111（代）
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	088-622-7788
	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
東部Ⅱ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

(3) 救急告示医療機関

ア 初期対応を中心とする医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	松永病院	徳島市南庄町4-63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	中州八木病院	徳島市中洲町1-31	088-625-3535
	橘整形外科	徳島市寺島本町西2-37-1	088-623-2462
	麻野病院	名西郡石井町石井字石井231-1	088-674-2311
	中村整形	徳島市南二軒屋町1-1-16	088-652-1119
	徳島健生病院	徳島市下助任町4-9	088-622-7771
東部Ⅱ	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716	088-686-2322
	稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
東部Ⅲ	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島105	0883-24-4880
南部Ⅰ	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
南部Ⅱ	美波町 国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105	0884-78-1373

イ 中・重症救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4-2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1-45-2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	川島病院	徳島市北佐古1番町1-39	088-631-7711
東部Ⅱ	健康保険鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32-1	088-683-0011
	独立行政法人 国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医師会中央病院	阿南市宝田町川原2	0884-22-1313
	阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字本村75-1	0884-72-1166
	美波町 国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105	0884-78-1373
	海陽町 国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ハウエツ病院	美馬市脇町大字猪野尻字八幡神社下南130	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市 国民健康保険 市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

ウ 救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111(代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域：保健医療圏

24. AED設置箇所一覧

平成27年10月1日現在

地区名	番号	設置施設名称	所在地	電話 (0884)	設置 台数
浅川	1	大砂海水浴場	浅川字大砂		1
	2	浅川町民体育館	浅川字カミノ41-3		1
	3	B&G財団海南海洋センター	浅川字西福良43	74-3330	1
	4	南部防災館	浅川字西福良43	73-2211	1
	5	まぜのおか管理棟	浅川字西福良43	74-3111	1
川東	6	海南文化館	四方原字杉谷73	73-3100	1
	7	海陽幼稚園	四方原字広谷18	73-1401	1
	8	海南保育所	四方原字広谷18	73-0513	1
	9	海南小学校校舎	四方原字旭町50	73-0036	1
	10	海南小学校体育館	四方原字旭町50	73-0036	1
	11	海南こども館	大里字飯持56-1	74-3121	1
	12	海陽中学校校舎	大里字松原34-83	73-0074	1
	13	海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘	大里字松原33-3	73-2626	1
	14	デイサービスセンター さつき荘	大里字中須84	73-1888	1
	15	海陽町役場海南庁舎	大里字上中須128	73-1234	1
川上	16	海南機動分団消防車	大里字上中須(格納庫)		1
	17	神野町民体育館	神野字高尾54		1
海部	18	海陽町役場海部庁舎	奥浦字新町44	73-1311	1
	19	海部小学校校舎	奥浦字堤ノ外44	73-0201	1
	20	奥浦町民体育館	奥浦字堤ノ外32		1
	21	遊遊NASA	奥浦字鹿ヶ谷58-3	73-0300	1
	22	海部西保育所	芝字岸ノ上1	73-4011	1
	23	野江町民体育館	野江字西ノ内19-1		1
穴喰	24	海陽町役場穴喰庁舎	久保字久保49	76-3111	1
	25	穴喰小学校校舎	久保字松本88	76-2009	1
	26	穴喰中学校校舎	久保字北田5	76-2048	1
	27	リビエラししきい	穴喰浦字松原226-1	76-3300	1
	28	道の駅穴喰温泉	久保字板取219-6	76-3442	1
	29	ブルーマリン	穴喰浦字竹ヶ島		1
	30	デイサービスセンター わしずみ荘	穴喰浦字穴喰383	76-2717	1
	31	穴喰保育所	久保字久保43	76-2123	1
	32	穴喰第6分団消防車	久保字久保49(格納庫)		1

※上記以外に、海部庁舎保健環境課に貸出用が1台有り

25. 危険物施設一覧

平成27年12月18日現在 (1/2)

番号	名称	施設区分	設置場所	
1	(有)大里石油	給油取扱所	四方原字大道西6-3、6-8	
		屋外タンク貯蔵所	四方原字大道西6-3	
2	海南石油	給油取扱所	大里字上中須138-1	
		移動タンク貯蔵所	大里字尾ノ鼻11-1	
3	二宮石油	給油取扱所	小川字小川16-5	
		一般取扱所(小詰)	小川字小川37-1	※
4	西野建材工業	屋外タンク貯蔵所	大里字松原32-163	
		給油取扱所(自家用)	大里字松原32-163	
5	浅川漁港協同組合	屋内貯蔵所	浅川字入口1-5地先	
		船舶給油取扱所	浅川字入口1-8	
		屋外タンク貯蔵所	浅川字入口1-8	
6	かいふ農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	大里字松ノ本86-1	
		一般取扱所	大里字松ノ本86-1	
		セルフ給油取扱所	大里字松ノ本66-2	
7	B&G海南海洋センター	地下タンク貯蔵所	浅川字西福良43	
8	徳島県(徳島県立南部防災館)	地下タンク貯蔵所	浅川字西福良43	
9	徳島県(善蔵川排水機場)	地下タンク貯蔵所	大里字中須26-7	
10	コーナン商事(株)	一般取扱所	大里字松ノ本44-1	
11	(株)コメリハード&グリーン 海陽店	一般取扱所	四方原字大道西20-1	
12	那佐石油	給油取扱所	鞆浦字那佐1-1、1-2、2-1	
13	オندان農業協同組合	屋外タンク貯蔵所	大井字大谷43	
		屋外タンク貯蔵所	大井字西谷1	
		屋外タンク貯蔵所	大井字大谷11	
		地下タンク貯蔵所	大井字西谷5-1	
14	(株)丸本	地下タンク貯蔵所	大井字西谷48	
		一般取扱所	大井字西谷48	
15	(株)マルニカンパニー	給油取扱所	大井字大谷60	
16	(株)漁火遊遊NASA	地下タンク貯蔵所	奥浦字鹿ヶ谷5-3	
17	鞆浦漁業協同組合	一般取扱所	鞆浦字山下14-1	
		屋外タンク貯蔵所	鞆浦字山下14-1	
		屋外タンク貯蔵所	鞆浦字山下14-1	
		船舶給油取扱所	鞆浦字山下14-1	

(※) 休止施設

番号	名 称	施 設 区 分	設 置 場 所
18	三浦商店	屋内貯蔵所（特定）	奥浦字町内66-1
19	穴喰建設工業(株)（県南石油）	給油取扱所	大久保字板取243-227
20	穴喰漁業協同組合	船舶給油取扱所	穴喰浦字正梶1-2地先
		屋外タンク貯蔵所	穴喰浦字正梶1-2地先
21	(株)ヒワサキ	給油取扱所（船舶）	穴喰浦字竹ヶ島28-3、28-4、 28-10、28-41地先
		屋外タンク貯蔵所	穴喰浦字竹ヶ島28-3、28-4、 28-10地先
		屋外タンク貯蔵所	穴喰浦字竹ヶ島28-3、28-4、 28-10地先
22	阿佐海岸鉄道(株)	給油取扱所（鉄道用）	穴喰浦字正梶22-1
23	(株)漁火（ホテルリビエラししくい）	地下タンク貯蔵所	穴喰浦字松原226-1
24	海陽町（馳場排水機場）	地下タンク貯蔵所	穴喰浦字中角1-1、1-5、 4-1、4-4

26. 災害対策用ヘリコプター降着適地一覧

番号	名 称	所 在 地	管 理 者	電 話 (0884)	着陸可能な ヘリコプターの 大きさ	備 考
1	川上農村広場	神野字柿谷136	海陽町	73-1211	大	
2	南阿波ピクニック公園	浅川字ヒムロ谷59	〃	73-1234	中	
3	蛇王運動公園	浅川字西福良23	〃	74-3111	大	
4	奥浦町民グラウンド	奥浦字堤ノ下字堤ノ外32	海陽町教育委員会	73-0507	中	
5	野江町民グラウンド	野江字西ノ内22	〃	〃	〃	
6	漁り火の森公園	奥浦字鹿ヶ谷58-7	海陽町	73-1234	〃	
7	穴喰中学校グラウンド	久保字北田5	穴喰中学校長	76-2048	大	
8	穴喰県民グラウンド	久保字北田98-1	海陽町	76-1513	〃	
9	海南文化村駐車場	四方原字杉谷73	海陽町教育委員会	73-3100	小	
10	県立海部高等学校第2グラウンド	四方原字馬谷1	県立海部高等学校長	73-1371	中	
11	町民松原グラウンド	大里字松原34-5	海陽町教育委員会	73-1234	小	

27. 町有自動車保有台数一覧

平成27年10月1日現在 (1/4)

	登録番号		登録年月日	種別	用途	車名	定員(人)	最大積載量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	燃料の種類	使用の本拠	所属課等	広報可能な車両	緊急通行車両 事前登録車両
海南庁舎(共用車)	徳島	480 こと 12	H27.5.12	小型	貨物	ホンダ アクティ	2	250	339	147	188	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	400 さ 4845	H12.11.8	小型	貨物	トヨタ	2	400	426	168	143	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	300 す 9023	H13.5.24	普通	乗用	スバル	5		446	173	159	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	500 つ 3165	H14.11.27	小型	乗用	トヨタ カラーラフィルダ	5		441	169	151	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	500 つ 3627	H14.12.4	小型	乗用	日産 ウイングロード	5		441	169	147	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	480 あ 5184	H17.7.25	軽自	貨物	スバル	2	350	339	147	190	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	300 つ 7508	H19.3.20	普通	乗用	三菱 デリカ	8		473	179	187	ガソリン	海南庁舎	管財課	○	
	徳島	41 い 6770	H14.6.25	軽自	貨物	スズキ	2	350	329	139	171	ガソリン	海南庁舎	管財課		
	徳島	40 る 3148	H11.6.7	軽自	貨物	ダイハツ	2	350	339	147	178	ガソリン	海南庁舎	管財課		
徳島	480 け 4195	H26.6.30	軽自	貨物	ダイハツ ハイゼットカーゴ	2	350	339	147	178	ガソリン	海南庁舎	管財課			
総務	徳島	300 ぬ 9746	H27.5.20	普通	乗用	トヨタ プリウス	5		448	174	149	ガソリン	海南庁舎	総務課		
海南庁舎	徳島	45 ち 5611	H8.7.18	小型	貨物	日産	2	600	431	169	185	ガソリン	海南庁舎	上下水道課		
	徳島	480 う 3366	H19.8.27	軽自	貨物	スバル	2	350	339	147	190	ガソリン	海南庁舎	建設課		
	徳島	500 み 7437	H26.8.20	小型	貨物		5		400	169	170	ガソリン	海南庁舎	建設課		
	海南町	0050				スズキ	1					ガソリン	海南庁舎	総務課		
海部庁舎	徳島	50 に 6053	H13.4.23	軽自	乗用	ダイハツ アトレー	4		339	147	177	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	50 ち 6776	H10.7.27	軽自	乗用	ホンダ ライフ	4		329	139	163	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	40 を 859	H11	軽自	貨物	ダイハツ ミラ	2	200	339	147	142	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	40 め 1650	H6.7.6	軽自	貨物	ダイハツ ハイゼットスペシャル	2	350	329	139	180	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	50 せ 9745	H8.7.15	軽自	乗用	スズキ アルト	4		329	139	140	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	400 せ 7007	H9.7.18	小型	貨物	三菱 ランサー	2	400	427	168	143	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	40 や 9853	H8.7.19	軽自	貨物	三菱	2	200	329	139	194	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
	徳島	50 ち 3754	H10.4.24	軽自	乗用	スバル ヴィヴィオ	4		329	139	137	ガソリン	海部庁舎	福祉課		
穴喰庁舎	徳島	40 や 9369	H8.7.2	軽自	貨物	ホンダ	2	200	329	139	133	ガソリン	穴喰庁舎	振興課		
	徳島	58 つ 3604	H11.4.28	小型	乗用	トヨタ ノア	8		447	169	190	ガソリン	穴喰庁舎	振興課		
	徳島	45 ち 8790	H9.3.17	小型	貨物	トヨタ カルディナ	2	500	454	169	142	ガソリン	穴喰庁舎	上下水道課		
	徳島	400 す 2501	H15.8.21	小型	貨物	トヨタ サクシード	2	400	430	169	153	ガソリン	穴喰庁舎	上下水道課		
	徳島	500 そ 8473	H13.6.11	小型	乗用	トヨタ カリブ	5		436	169	146	ガソリン	穴喰庁舎	産業観光課		
	徳島	500 さ 2556	H11.6.28	小型	乗用	三菱 パジェロ	5		397	168	171	ガソリン	穴喰庁舎	産業観光課		
	徳島	50 と 9754	H12.6.13	軽自	乗用	三菱 パジェロ	4		339	147	163	ガソリン	穴喰庁舎	上下水道課		
	徳島	45 た 7311	H7.1.17	小型	貨物	トヨタ カラーラ	5	400	426	168	143	ガソリン	穴喰庁舎	産業観光課		
	徳島	480 う 3311	H19.8.23	軽自	貨物	スズキ	2	350	339	147	187	ガソリン	穴喰庁舎	産業観光課		
	徳島	400 せ 7843	H23.2.28	小型	貨物	トヨタ タウンエーストラック	2	750	427	167	189	ガソリン	穴喰庁舎	産業観光課		

	登録番号				登録年月日	種別	用途	車名	定員(人)	最大積載量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	燃料の種類	使用の本拠	所属課等	広報可能な車両	緊急通行車両 事前登録車両
	徳島	480	き	139														
庁舎	徳島	480	き	139	H23.2.28	軽自	貨物	ダイハツ ハイゼット	2	350	339	147	178	ガソリン	宍喰庁舎	産業観光課		
	徳島	300	ぬ	9940	H27.5.29	普通	乗用	日産 エクストレイル	5		464	182	171	ガソリン	宍喰庁舎	上下水道課		
	海南町	0038						スズキ	1					ガソリン	海南庁舎	上下水道課		
教育委員会	徳島	50	つ	3346	H10	軽自	乗用	スズキ	4		339	147	168	ガソリン	海南庁舎	教育委員会		
	徳島	100	さ	181	H11.7.30	普通	貨物	トヨタ	3	1,250	469	169	225	ガソリン	文化館	教育委員会		
	徳島	500	ひ	634	H21.8.26	小型	乗用	トヨタ カローラフィールダー	5		442	169	148	ガソリン		教育委員会		
	徳島	200	さ	65	H12.3.21	普通	乗合	日野 リエッセ	29		699	208	282	軽油	貸出用バス	教育委員会		
	徳島	200	さ	156	H13.7.26	普通	乗合	日野	26		699	202	258	軽油	貸出用バス	教育委員会		
	徳島	500	み	7513	H26.8.25	小型	乗用	トヨタ	8		469	169	182	ガソリン	文化館	教育委員会		
	徳島	480	け	9820	H27.4.27	軽自	貨物	スズキ エブリィ	2		339	147	189	ガソリン	教育委員会	教育委員会		
	徳島	400	そ	4037	H27.7.14	小型	貨物	トヨタ タウンエース	2	800	427	167	189	ガソリン	教育委員会	教育委員会		
給食センター	徳島	40	そ	4338	H12.3.27	軽自	貨物	スズキ	2	350	339	147	176	ガソリン	給食センター	教育委員会		
	徳島	11	そ	3767	H10.3.24	普通	貨物	いすゞ	3	1,200	484	171	263	軽油	給食センター	教育委員会		
	徳島	11	そ	3768	H10.3.24	普通	貨物	いすゞ	3	1,200	484	184	269	軽油	給食センター	教育委員会		
	徳島	11	そ	3796	H10.3.27	普通	貨物	いすゞ エルフ	3	800	488	190	234	軽油	給食センター	教育委員会		
	徳島	100	さ	3781	H16.3.17	普通	貨物	いすゞ	3	2,000	524	176	287	軽油	給食センター	教育委員会		
図書館	徳島	800	さ	7282	H24.3.9	特殊	図書館車	いすゞ	3		510	183	272	軽油	図書館	教育委員会		
スクールバス	徳島	22	す	818	H8.1.31	普通	乗合	いすゞ	20		612	204	264	軽油	川上小学校	教育委員会		
	徳島	230	さ	88	H12.10.24	普通	乗合	日野 レインボー	51		899	230	288	軽油	スクールバス	教育委員会		
	徳島	22	す	958	H9.7.30	普通	乗合	いすゞ	29		684	199	262	軽油	海南小学校	教育委員会		
	徳島	200	さ	615	H24.9.10	普通	乗合	日野	26		625	203	258	軽油		教育委員会		
	徳島	200	さ	658	H26.1.20	普通	乗合	日野	26		625	203	258	軽油		教育委員会		
保育所	徳島	33	と	4488	H9.6.6	普通	乗用	トヨタ	10		520	169	223	軽油		福祉課		
	徳島	57	ら	9067	H8.3.25	小型	乗用	いすゞ	10		469	169	196	軽油		福祉課		
	徳島	45	つ	7107	H11.1.25	小型	貨物	トヨタ カローラバン	2	400	426	168	143	ガソリン	海南保育所	福祉課		
消防・防災館	徳島	88	さ	9526	H9.2.21	普通	特殊	いすゞ	7	1,500	619	230	248	軽油	本部	危機管理課		
	徳島	88	さ	7019	H4.9.17	普通	特殊	トヨタ	8		475	169	215	ガソリン	本部	危機管理課		
	徳島	800	さ	6615	H22.3.1	普通	特殊	日産	6	500	497	169	230	軽油	川東第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	6756	H4.2.28	普通	特殊	日産	7		474	169	227	ガソリン	川東第二	危機管理課		
	徳島	800	さ	6637	H22.3.11	普通	特殊	日産	6	500	486	169	227	軽油	川東第三	危機管理課		
	徳島	800	さ	6584	H22.2.5	普通	特殊	日産	6	500	497	169	227	軽油	浅川第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	8479	H7.7.28	普通	特殊	トヨタ	8		473	168	216	ガソリン	浅川第二	危機管理課		
	徳島	88	さ	7483	H5.9.6	普通	特殊	トヨタ	8		474	169	219	ガソリン	川上第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	6757	H4.2.28	普通	特殊	日産	7		474	169	226	ガソリン	川上第二	危機管理課		

		登録番号		登録年月日	種別	用途	車名	定員(人)	最大積載量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	燃料の種類	使用の本拠	所属課等	広報可能な車両	緊急通行車両 事前登録車両	
消防・防災館	徳島	88	さ	7018	H4.9.17	普通	特殊	トヨタ	8		475	169	215	ガソリン	川上第三	危機管理課		
	徳島	88	さ	8478	H7.7.28	普通	特殊	トヨタ	8		470	168	216	ガソリン	川上第三	危機管理課		
	徳島	88	さ	7482	H5.9.6	普通	特殊	トヨタ	8		474	169	219	ガソリン	川上第四	危機管理課		
	徳島	88	さ	7562	H5.10.28	普通	特殊	トヨタ	8		475	169	216	ガソリン	海部第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	9293	H8.10.25	普通	特殊	トヨタ	8		468	169	216	ガソリン	海部第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	219	H9.12.24	普通	特殊	トヨタ	5		535	188	248	軽油	海部第二	危機管理課		
	徳島	88	さ	6522	H3.9.13	普通	特殊	日産	7		515	181	235	ガソリン	海部第二	危機管理課		
	徳島	88	さ	7028	H4.9.22	普通	特殊	トヨタ	8		474	169	215	ガソリン	海部第三(1班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	9292	H8.10.25	普通	特殊	トヨタ	8		468	169	216	ガソリン	海部第三(2班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	9296	H8.10.25	普通	特殊	トヨタ	8		468	169	216	ガソリン	海部第四(1班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	9295	H8.10.25	普通	特殊	トヨタ	8		468	169	216	ガソリン	海部第四(2班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	7481	H5.9.6	普通	特殊	トヨタ	8		474	169	212	ガソリン	海部第五(1班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	9294	H8.10.25	普通	特殊	トヨタ	8		468	169	216	ガソリン	海部第五(2班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	7561	H5.10.28	普通	特殊	トヨタ	8		475	169	216	ガソリン	海部第六(1班)	危機管理課		
	徳島	88	さ	9297	H8.10.25	普通	特殊	トヨタ	8		468	169	216	ガソリン	海部第六(2班)	危機管理課		
	徳島	800	さ	6546	H22.1.8	普通	特殊	日産	6	500	497	170	230	軽油	穴喰第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	6200	H2.12.25	普通	特殊	いすゞ	8		552	188	272	軽油	穴喰第一	危機管理課		
	徳島	88	さ	7643	H5.12.22	普通	特殊	日産	7		515	185	235	ガソリン	穴喰第二	危機管理課		
	徳島	88	さ	7025	H4.9.22	普通	特殊	トヨタ	8		474	169	215	ガソリン	穴喰第三	危機管理課		
	徳島	88	さ	7026	H4.9.22	普通	特殊	トヨタ	8		474	169	215	ガソリン	穴喰第四	危機管理課		
	徳島	88	さ	6454	H3.7.26	普通	特殊	日産	8		476	169	216	ガソリン	穴喰第五	危機管理課		
	徳島	88	さ	6455	H3.7.26	普通	特殊	日産	8		476	169	216	ガソリン	穴喰第六	危機管理課		
	徳島	88	さ	6978	H4.8.18	普通	特殊	いすゞ	8		445	169	250	軽油	穴喰第六	危機管理課		
徳島	800	さ	445	H4.8.19	普通	特殊	マツダ ボンゴプローニイ	3		452	173	238	軽油	浅川第一	危機管理課			
徳島	40	を	5735	H12.5.8	普通	特殊	三菱 ミニカ	2	200	339	147	151	ガソリン	防災館	危機管理課			
徳島	800	さ	8369	H27.3.11	普通	特殊	トヨタ	10		506	170	226	軽油	浅川第三	危機管理課			
徳島	880	あ	764	H27.3.19	普通	特殊	ダイハツ	4		339	147	200	ガソリン	川上第五	危機管理課			
徳島	1	く	1169	H17.3.15	軽二輪		ヤマハ						ガソリン	海南	危機管理課			
徳島	1	く	1170	H17.3.15	軽二輪		ヤマハ						ガソリン	海部	危機管理課			
徳島	1	く	1171	H17.3.15	軽二輪		ヤマハ						ガソリン	穴喰	危機管理課			
マリン	徳島	400	さ	6478	H13.5.11	小型	貨物	マツダ ファミリアバン	2	400	437	169	147	ガソリン	マリンジャム	産業観光課		
わしずみ荘	徳島	800	さ	7845	H25.10.28	普通	特殊	日産	10		508	169	228	軽油	わしずみ荘	社会福祉協議会		
	徳島	200	さ	431	H19.11.7	普通	乗合	三菱	29		699	206	264	軽油	さつき荘	社会福祉協議会		

	登録番号				登録年月日	種別	用途	車名	定員(人)	最大積載量(kg)	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	燃料の種類	使用の本拠	所属課等	広報可能な車両	緊急通行車両 事前登録車両
	徳島	88	な	6491														
さつき荘	徳島	88	な	6491	H9.3.11	小型	特殊	日産 チェリーバネット	6		411	163	199	軽油	さつき荘	社会福祉協議会		
	徳島	800	さ	5819	H20.2.4	普通	特殊	日産 キャラバンリフト	10		499	169	228	ガソリン	さつき荘	社会福祉協議会		
	徳島	800	さ	2245	H13.6.5	普通	特殊	トヨタ ハイエース	10		499	169	223	ガソリン	城山荘	社会福祉協議会		
	徳島	800	さ	697	H11.12.15	小型	特殊	トヨタ ノア	6		447	169	193	ガソリン	城山荘	社会福祉協議会		
過疎バス	徳島	22	す	823	H8.2.13	普通	乗合	日野	29		699	208	282	軽油	町営バス(川上)	まち・みらい課		
	徳島	22	す	986	H10.1.30	普通	乗合	日野	29		699	208	282	軽油	町営バス(川上)	まち・みらい課		
	徳島	200	さ	132	H13.3.26	普通	乗合	いすゞ	26		627	206	264	軽油	町営バス(穴喰)	まち・みらい課		
	徳島	200	さ	591	H24.1.16	普通	乗用	トヨタ	15		538	188	228	軽油	町営バス(穴喰)	まち・みらい課		
	徳島	200	さ	590	H24.1.16	普通	乗用	トヨタ	15		538	188	228	軽油	町営バス(川上)	まち・みらい課		
	徳島	300	な	8991	H24.1.17	普通	乗用	トヨタ	10		538	188	228	ガソリン	町営バス(美川・海部)	まち・みらい課		
隣保館	徳島	41	あ	9754	H23.4.18	軽自	貨物	三菱 ミニカ	2	200	339	147	151	ガソリン	隣保館	隣保館		
病院 診療所	徳島	300	て	7394	H20.9.24	普通	乗用	トヨタ エスティマ	8		479	180	173	ガソリン	穴喰診療所			
	徳島	50	そ	2940	H13.5.28	軽自	乗用	ダイハツ	4		329	139	169	ガソリン	海南病院			
	徳島	500	ふ	5139	H23.1.21	小型	乗用	日産 エレナ	8		468	169	186	ガソリン	海南病院			
	徳島	580	す	5391	H22.6.17	軽自	乗用	ダイハツ タント	4		339	147	175	ガソリン	海南病院			
ゴミ 収集車	徳島	88	さ	8078	H6.11.25	普通	特殊	いすゞ	3	2,000	673	217	272	軽油	穴喰庁舎	保健環境課		
	徳島	11	そ	3223	H9.9.26	普通	貨物	いすゞ エルフ	2	3,000	612	212	223	軽油	穴喰庁舎	保健環境課		
	徳島	800	さ	448	H11.9.28	普通	特殊	いすゞ	2	2,900	636	217	270	軽油	穴喰庁舎	保健環境課		
	徳島	45	す	6569	H2.3.27	小型	貨物	いすゞ	3	1,850	468	169	199	軽油	穴喰庁舎	保健環境課		
	徳島	41	か	431	H16.10.28	軽自	貨物	スズキ	2	350	339	147	179	ガソリン	海南庁舎	保健環境課		
	徳島	88	す	627	H10.5.15	普通	特殊	いすゞ エルフ	3	2,000	512	176	235	軽油	海南庁舎	保健環境課		
	徳島	11	そ	3182	H9.9.18	普通	貨物	日野 レンジャー	3	2,000	598	188	294	軽油	海南庁舎	保健環境課		
	徳島	400	さ	655	H11.7.19	小型	貨物	マツダ タイタン	3	2,000	469	169	199	軽油	海部庁舎	保健環境課		
	徳島	45	つ	1477	H9.9.30	小型	貨物	マツダ タイタン	3	2,000	469	169	199	軽油	海部庁舎	保健環境課		
	徳島	100	さ	6534	H19.8.24	普通	貨物	いすゞ	2	3,000	620	219	251	軽油	海南庁舎	保健環境課		
	徳島	800	さ	5672	H19.9.26	普通	特殊	いすゞ	2	2,800	646	222	275	軽油	海南庁舎	保健環境課		
	徳島	400	そ	1172	H25.6.28	小型	貨物	トヨタ	2	750	427	167	189	ガソリン	海南庁舎	保健環境課		
	徳島	800	さ	8335	H27.2.23	小型	貨物	いすゞ	3	2,000	673	219	272	軽油	海南庁舎	保健環境課		
霊柩車	徳島	800	さ	4152	H16.8.31	普通	特殊	日産	6		499	169	228	ガソリン	穴喰斎場	保健環境課		
消防 庁	徳島	880	さ	6675	H22.3.31	普通	特殊	いすゞ	6		509	234	1570	軽油	危機管理課	消防庁		
	徳島	880	あ	631	H25.12.25	軽自	特殊	ダイハツ	4	250	339	147	194	ガソリン	危機管理課	消防庁	○	
	徳島	880	あ	654	H26.2.26	軽自	特殊	ダイハツ	4		339	147	199	ガソリン	穴喰庁舎	消防庁	○	

28. 輸送業者

(1) タクシー

番号	事業者名	所在地	電話 (0884)	建築構造	階数	備考
1	大里タクシー	海陽町大里字松原4-8	73-2900	木造	2	
2	海南観光タクシー	海陽町大里字中須96-1	73-0333	鉄骨	1	
3	とどろきタクシー	海陽町奥浦字新町9-2	73-0054	鉄骨	2	
4	八山介護タクシー	海陽町尾崎字八山16-2	76-2551	木造	2	

29. 消防力

(1) 消防団関係

平成27年4月1日現在

分団名	所在地	消防ポンプ自動車等					消防 積載用 自動車	小型動力 ポンプ	構造	階数	地盤高 (T.P.m)	基準水位高 (m)	津波浸水時の 出動支障の 有無
		指令車	ポンプ車	水槽車	運搬車	救急車							
海部消防組合消防本部	牟岐町大字川長字新光寺98-1				1	1			鉄筋	2	4.6	4.4	有
海南消防署	大里字松ノ本67-1	1	1			1			鉄筋コンクリート	2	6.1	-	無
海南機動分団・ 川東第2分団屯所	大里字上中須120-1			1			3	3	鉄筋コンクリート	2	4.4	0.6	有
川東第1消防屯所	大里字浜崎41-2						1	1	鉄筋コンクリート	1	7.9	-	無
川東第3消防屯所	吉野字西久保16-2						1	1	コンクリートブロック	1	11.0	-	無
浅川第1消防屯所	浅川字川ヨリ東26-4						1	1	鉄筋コンクリート	1	3.4	8.4	有
浅川第2消防屯所	浅川字太田99-8						1	1	鉄筋コンクリート	2	2.8	9.1	有
浅川第3消防屯所	浅川字樋谷25-1						1	1	コンクリートブロック	2	14.0	-	無
川上第1消防屯所	神野字猪谷2-1						1	1	鉄筋コンクリート	2	44.3	-	無
川上第2消防屯所	若松字若松字大野4-3						1	1	鉄筋コンクリート	2	31.5	-	無
川上第3消防屯所	相川字岡本192-2						1	1	鉄筋コンクリート	2	33.2	-	無
川上第4消防屯所	小川字小川15-4						1	1	鉄筋コンクリート	2	70.1	-	無
川上第5消防屯所	平井字寒ヶ瀬140-6						1	1	コンクリートブロック	1	162.0	-	無
海部本部消防屯所	奥浦字新町93-2		1						鉄筋コンクリート	1	2.9	2.0	有
海部第1分団屯所	奥浦字立岩26-1						2	2	鉄筋コンクリート	2	3.3	4.2	有
海部第2分団屯所	奥浦字堤外43-1		1						鉄筋コンクリート	2	5.8	-	無
海部第3分団1班屯所	高園字松木谷127-12						1	1	鉄筋コンクリート	1	6.5	-	無
海部第3分団2班屯所	高園字小林58-1						1	1	鉄筋コンクリート	1	6.5	-	無
海部第4分団1班屯所	野江字南ノ前28-1						1	1	木造	1	6.4	-	無
海部第4分団2班屯所	芝字居内61-1						1	1	鉄筋コンクリート	1	9.7	-	無
海部第5分団1班屯所	富田字五反田39-2						1	1	木造	1	14.6	-	無
海部第5分団2班屯所	大井字岡ノ下19-2						1	1	木造	1	17.6	-	無
海部第6分団1班屯所	中山字兼ヶ淵21 地先						1	1	鉄筋コンクリート	1	10.6	-	無
海部第6分団2班屯所	櫛川字片山21-1						1	1	鉄筋コンクリート	1	22.0	-	無
穴喰第1分団屯所	穴喰浦字穴喰332-3		1				1	1	鉄筋コンクリート	2	3.6	11.7	有
穴喰第2分団屯所	久保字久保33-2		1						鉄筋コンクリート	2	3.7	9.7	有
穴喰第3分団屯所	日比原字大野93-3						1	1	鉄筋コンクリート	1	6.8	5.3	有
穴喰第4分団屯所	穴喰浦字穴喰78-14						1	1	鉄筋コンクリート	2	2.8	13.8	有
穴喰第5分団屯所	芥附字芥附21-3						1	1	鉄筋コンクリート	1	17.6	-	無
穴喰第6分団屯所	久保49						2	2	鉄筋コンクリート	2	3.9	10.0	有

(2) 公設消防水利状況

各設備	消火栓	防火水槽	耐震性貯水槽
海陽町設置数	425	97	9

(3) 水防倉庫・消防倉庫の備蓄資材状況

平成27年10月16日現在

水防倉庫 設置場所	河川名	照明 器具	器 具							資 材																	
			鎌	斧	ノ コ ギ リ	ス コ ッ プ	ツ ル ハ シ	ス キ	ハ グ チ シ ヨ レ ン	カ ケ ヤ	俵	か ま す	布 袋 類	畳	む し ろ	縄	竹	生 木	丸 太	く い	板 類	鉄 線	く ぎ	か す が い	蛇 籠	置 き 石	土 砂
			基	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	袋	袋	袋	畳	枚	巻	本	本	本	本	枚	kg	kg	本	個	m	m ³
神野字神野前	海部川		15			17	5	7		1		1,300			5			40	50		5	1					
若松字大野	海部川		15			10	5	5			1,500								50								
奥浦字町内	海部川	1	10			35	5	5		11		1,300		500	2				200		2						
富田字五反田	海部川		12			6	5	8		1		500		100	2				100								
四方原字杉谷	—					10						500															
中山字中屋敷	模山川		3									1,000							100								
穴喰浦字三反田	穴喰川					30		5		2		800			2				50								
合 計	7	-	1	55		108	20	30		15		6900		600	11			40	550		7	1					

(4) 資機材購入先及び能力

平成27年10月16日現在

購入先及び調達先				購入可能品名及び数量						
町 字	商店名	電話		ビニール・麻袋	縄	杭	釘	鉄線	その他	
海陽町	大里	J Aかいふ 海南支所	(0884)	73-1216	400	150	100		100	
	浅川	浅川漁協協同組合		73-1163	600	100			50	
	大里	(有) 西沢建材センター		73-1271	1000	50			200	
	奥浦	高知建材店		73-1667		1				
	穴喰浦	長岡船具店		76-2169		30				
	穴喰浦	穴喰漁協協同組合		76-3101		30				
	穴喰浦	佐川銘木		76-2011			160			
県 内	徳島防災 (株)	(088)	623-1731	1000	10					
	(株) 藤島		663-1516	1000	10					
	(株) 中央防災		631-6869	1000	10					

30. 自主防災組織

平成27年4月現在 (1/2)

No	名 称	結成日	隊員数	世帯数
1	平井地区自主防災会	H21.11.30	73	45
2	小川地区自主防災会	H21.11.1	211	97
3	神野地区自主防災会	H21.11.25	129	52
4	若松地区自主防災会	H22.1.3	75	37
5	大内地区自主防災会	H22.3.31	32	22
6	村山・穴瀬谷地区自主防災会	H22.3.1	92	45
7	室津・柱野地区自主防災会	H21.10.21	50	20
8	岡本地区自主防災会	H21.12.1	54	20
9	中野地区自主防災会	H21.10.20	49	22
10	笹草地区自主防災会	H22.3.31	61	24
11	松原地区自主防災会	H21.12.25	1069	446
12	五反田地区自主防災会	H21.3.31	36	14
13	四方原地区自主防災会	H21.10.5	869	375
14	浜崎地区自主防災会	H22.2.1	340	148
15	中小路地区自主防災会	H22.3.31	228	95
16	飯持地区自主防災会	H22.3.20	234	110
17	吉野地区自主防災会	H21.7.1	142	69
18	熟田地区自主防災会	H22.1.10	71	27
19	前田地区自主防災会	H16.1.16	204	103
20	多良地区自主防災会	H22.3.20	140	68
21	鯖瀬地区自主防災会	H22.1.3	63	25
22	伊勢田上地区自主防災会	H22.3.25	106	39
23	伊勢田下地区自主防災会	H21.12.25	100	46
24	栗ノ浦地区自主防災会	H21.12.1	119	58
25	大田地区自主防災会	H22.3.21	79	38
26	イナ中地区自主防災会	H22.1.5	54	23
27	イナ東地区自主防災会	H22.3.24	57	33
28	イナ西地区自主防災会	H22.3.31	87	39
29	浦上地区自主防災会	H22.1.10	26	13
30	浜地区自主防災会	H22.3.31	108	63
31	東地区自主防災会	H17.4.13	119	68
32	西地区自主防災会	H18.12.21	123	56
33	東浜地区自主防災会	H22.3.1	71	36
34	東上町地区自主防災会	H21.11.19	46	26
35	南町地区自主防災会	H22.3.1	54	29
36	仲町地区自主防災会	H22.3.1	41	22
37	高北地区自主防災会	H22.3.1	93	41
38	住吉地区自主防災会	H22.3.1	30	14
39	山下地区自主防災会	H22.3.29	203	91
40	下町地区自主防災会	H22.3.31	125	61
41	上町地区自主防災会	H22.3.10	58	31
42	西横地区自主防災会	H22.3.1	73	35
43	大西地区自主防災会	H22.3.1	113	55

(2/2)

No	名 称	結成日	隊員数	世帯数
44	新町地区自主防災会	H22.3.1	107	52
45	脇ノ宮地区自主防災会	H22.3.1	74	36
46	那佐地区自主防災会	H22.1.10	21	8
47	下高園地区自主防災会	H21.11.10	101	58
48	高園地区自主防災会	H22.1.3	142	62
49	野江地区自主防災会	H22.1.4	164	70
50	芝地区自主防災会	H22.1.4	101	47
51	中山地区自主防災会	H22.1.7	96	46
52	櫛川地区自主防災会	H22.1.1	119	55
53	吉田地区自主防災会	H22.1.10	48	23
54	富田地区自主防災会	H22.1.12	37	22
55	大井地区自主防災会	H22.1.3	170	128
56	姫・熊山地区自主防災会	H22.1.10	11	7
57	角坂地区自主防災会	H17.10.12	60	27
58	正梶南地区自主防災会	H17.10.20	32	10
59	安養寺地区自主防災会	H17.10.5	44	19
60	正梶弁天町B地区自主防災会	H17.10.20	97	40
61	正梶北地区自主防災会	H17.10.20	36	17
62	穴喰浦西中地区自主防災会	H17.10.20	207	96
63	穴喰浦浜北B地区自主防災会	H17.11.1	123	65
64	那佐地区自主防災会	H17.10.28	74	42
65	竹ヶ島地区自主防災会	H17.9.1	155	64
66	広岡地区自主防災会	H16.4.1	32	17
67	船津地区自主防災会	H17.10.1	54	34
68	猪鼻小谷西地区自主防災会	H17.9.15	11	8
69	大野地区自主防災会	H17.10.12	58	29
70	穴喰浦西北地区自主防災会	H17.10.20	216	99
71	金目地区自主防災会	H17.10.9	46	21
72	正梶団地地区自主防災会	H17.10.20	25	13
73	久保地区自主防災会	H17.11.7	530	243
74	久尾地区自主防災会	H17.10.1	24	16
75	塩深地区自主防災会	H17.11.1	70	31
76	尾崎地区自主防災会	H17.10.6	79	30
77	穴喰浦西南地区自主防災会	H17.10.4	196	101
78	芥附地区自主防災会	H17.9.20	72	32
79	日比宇小谷東地区自主防災会	H17.9.15	23	16
80	馳馬地区自主防災会	H17.10.1	60	26
81	那佐西地区自主防災会	H17.10.20	51	31
82	正梶弁天町A地区自主防災会	H17.10.20	13	9
83	浜南地区自主防災会	H17.1.17	125	62
84	浜北A地区自主防災会	H17.11.1	194	92
85	日比原地区自主防災会	H17.11.1	162	64

	隊員数	世帯数
合 計	10,167	4,749

31. 備蓄状況

(1) 備蓄資機(器)材・食料品

場 所	備 蓄 品																		食 料 品						
	資 機 (器) 材																		アルファ米	ビスケット		水			
	キャンプマット (枚)	毛布 (枚)	資機材 ①	資機材 ②	ハロゲン ライト	燃料 携行缶	クイック テント	ガソリン	炊出用 かまど	テント	衛星携 帯電話	水害用 ポート	救命 胴衣	折りたたみ 自転車	ユニ トイレ	ワンタッチ トイレ	ワンタッチ テント	トイレ-袋 (箱)	発電機	(袋)	(缶)	(缶)	(本)	(本)	(本)
海南庁舎	77	60	1式				8			2	1	6	1	7	20	8	34	1		480	420	312	240	264	
海部庁舎	54	200	1式							1	1	6	1		20			1		480		312			
穴喰庁舎	30	60	1式							1	1	6	1		20			1							
海南文化村										1								1							
海南病院									3	1															
海部高校		110	1式												136				400~500	480		312			
海陽中学校		10	1式							1					20			1		480		312			
穴喰中学校		10	1式					2		1			1		20			1		480		312			
海南小学校		10	1式							1					20			1		480		312			
海部小学校		10	1式							1					20			1		480		312			
穴喰小学校										1								1							
大里台高台備蓄倉庫				1式		1							20					1							
四方原備蓄倉庫					1	1	1	2										1							
浅川東備蓄倉庫																									
粟ノ浦備蓄倉庫						1																			
愛宕(海部)山備蓄倉庫						1	1											1							
法華寺備蓄倉庫						1	1											1							
多善寺(観音堂)備蓄倉庫						1	1											1							
妙見山備蓄倉庫																									
脇ノ宮備蓄倉庫																									
山下避難所備蓄倉庫																									
竹ヶ島備蓄倉庫						1	1											1							
弁天山備蓄倉庫						1	1											1							
日比原東備蓄倉庫						1	1											1							
日比原西備蓄倉庫							1											1							
馳馬備蓄倉庫							1											1							
浄福寺備蓄倉庫							1											1							
愛宕神社備蓄倉庫							1											1							
那佐備蓄倉庫							1											1							
金目備蓄倉庫					1	1	1	1							1	1		1							
計	161	470	0	0	2	2	10	20	4	3	11	3	18	24	7	277	20	34	12	0	3,360	420	2,184	240	264

※ 資機材①は、エコラジオ 2、ゴーグル 10、手袋 10、ヘルメット 10、防災宣伝シート 1、LEDライト 10、ハンド型メガホン 3

※ 資機材②は、強カライト5、チェーンソー3、ハンマー3、カケヤ3、バール3、トビロ3、ポルトカッター3、防災斧3、ショベル3、燃料携行缶1、メガホン3、救急工具セット1、担架2、避難具3、油圧ジャッキ2、牛革手袋100、ヘルメット20、投光器1

※ 炊出用かまどは、海部水防倉庫にあり

- キャンプマット
- ユニトイレ
- ワンタッチテント
- ワンタッチトイレ
- 八幡ねじ
- ユニトレンド(株)
- 星野総合商事
- ホシテック
- ・非常用トイレベンリー袋
- (株)ケンユー

(2) 医療用資機(器)材

<海南病院>

・関連備品等

品名	数量	規格等	備考 (保管及び設置場所)
人工呼吸器	1基	SAVINA	2階
生体情報モニター	2基	PVM-2701	2階
医用テレメーター	1基	WEP-5204	2階
輸液ポンプ	2基	TOP-3300S	2階
シリンジポンプ	2基	TOP-5500E	2階
折りたたみベット+ディスポシート	10組	S-24BR	OP場入口(役場貸出3組)
ストレッチャー	3組	TY225D	1階救急室前 2階ストレッチャー置場
軽量車いす	5台	BAL-1	災害備蓄倉庫(左扉・右室)
担架2号	3台	四つ折りB型	1階 玄関横 車いす置場 2台 2階 東側 車いす置場 1台
トイレ収納袋(洋式便器用セット)	70セット	便袋受け袖・便袋 (1箱10セット×7箱)	災害備蓄倉庫(右扉・左室)
トリアージタグ	約300枚		1階防災室
軍手	約50組		1階防災室
救急ケース(シルバー)	1箱	カットバン、消毒薬 など	1階防災室
救急ケース(シルバー)	1箱	カットバン、消毒薬 など	1階防災室
救急ケース(黒)	1箱	挿管処置セット アンビュー	1階防災室
ラジオ付きレジャーライト	1個		2階

・医薬品等

品名	数量	規格等	備考 (保管及び設置場所)
大塚糖液5% ソフトバック	5 箱	輸液製剤 (500ml×20)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限2017.7月②箱 2017.8月③箱 幸耀 納入日2013.5.20
ソリタT3	5 箱	輸液製剤 (200ml×20)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2017.2②箱 2015.12③箱 よんやく 納入日2013.5.20
ソリタT3	5 箱	輸液製剤 (500ml×20)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2017.2 よんやく 納入日2013.5.20
ヴィーンD	5 箱	輸液製剤 (500ml×20)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限2017.5①箱 2017.6④箱 アライ 納入日2013.5.20
大塚生食注	5 箱	輸液製剤 (500ml×20)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限2017.6①箱・2017.7①箱・ 2017.9③箱 アライ 納入日2013.5.20
スルペラゾン静注液1g	15 箱	抗生物質 (10V入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限2017.7⑤箱 2017.8⑩箱 アライ 納入日2013.5.27
硫酸アミカシン注射液100mg	3 箱	抗生物質 (10A入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2015.12 幸耀 納入日2013.5.27
バンクロジド5%液	5 箱	殺菌・消毒剤 (500ml×10本)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2017.8⑤箱 アライ 納入日2013.5.20
オキシドール	8 本	殺菌・消毒剤 (500ml)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.6 アライ 納入日2013.5.20
ポピラール液	8 本	殺菌・消毒剤 (250ml)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2016.2 アライ 納入日2013.5.20
消毒用エタノール	30 本	殺菌・消毒剤 (500ml)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限2017.4⑧本 2017.9②本 幸耀 納入日2013.5.23
リレンザ5mg	180 箱	(4ブリスター×5)×1 48+48+48+36=180	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2016.9 よんやく 納入日
プラスチックシリンジ5ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	2 箱	シリンジ(100本入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.4
プラスチックシリンジ20ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	2 箱	シリンジ(50本入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.4
注射針 18G×1 1/2	2 箱	注射針(100本入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.4
注射針 22G×1 1/4	1 箱	注射針(100本入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.4
輸液セット NIA-20IE・OOZPVC フリー	6 箱	輸液セット (50本入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 2017.8
注射針 23G×1	1 箱	注射針(100本入)	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.12
翼状針	1 箱	50本入	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2018.9
注射器10mL	2 箱	100本入/箱	災害備蓄倉庫(右扉・右室) 使用期限 2019.6

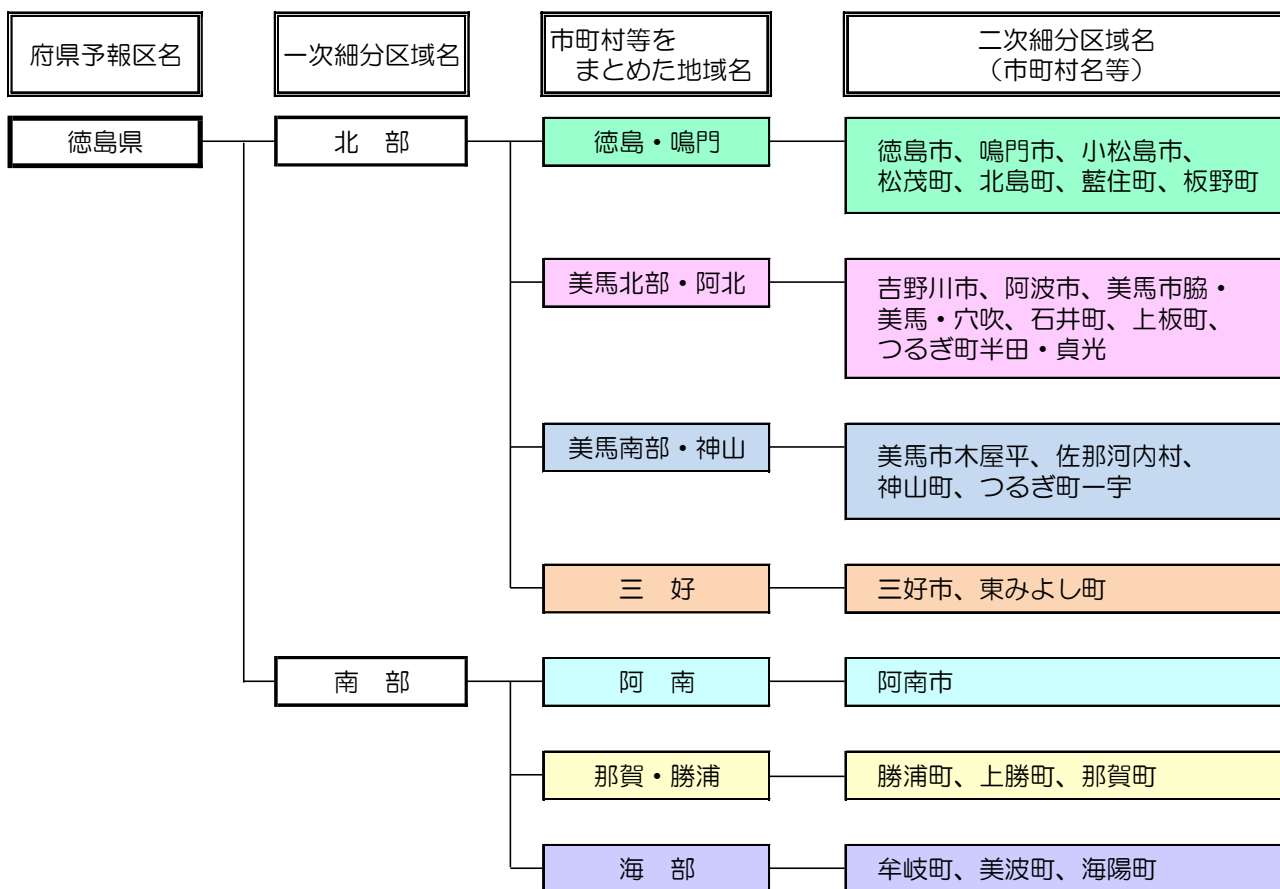
(3) 備蓄倉庫備蓄品一覧

平成27年12月31日現在

地区	名 称	備 蓄 品										
海南地区	粟ノ浦神社備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	コミュニティセンター観音庵	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	浅川東備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	大里台備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	馬谷高台備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	四方原備蓄倉庫	強カライト	チェーンソー	ハンマー	カケヤ	パール	トピロ	ポルトカッター	防災斧	ショベル	燃料携行缶	
		メガホン	工具セット	担架	らくらくおんぶ	油圧ジャッキ	牛革手袋	ヘルメット	かまどセット			
	愛宕神社備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	平井集会センター	発電機	モバイル無線機	安定化電源	アンテナ・ケーブル	アマチュア無線機	DJ-S17用ソフトケース	DJ-S17用電池ケース	消化器	油圧ジャッキ	担架	
		燃料携行缶	救急箱	メガホン	コードリール	ファミリーシート	強カライト					
鯖瀬備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント			
海部地区	愛宕山備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	法華寺備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	多善寺備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	妙見山備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	脇ノ宮備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	山下備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
穴喰地区	那佐備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
		ガソリン缶詰		災害用ワンタッチテント								
	竹ヶ島備蓄倉庫	簡易トイレ	ガソリン携行缶	混合携行缶	ホンダ発電機 (EU9i)	ハロゲンライト三脚付	クイックテント	ガソリン缶詰	災害用ワンタッチテント	リアカー	救助工具	
		コードリール	ヘルメット	毛布	ブルーシート	担架	懐中電灯	ロープ	ジャッキ			
	竹ヶ島神社備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
		ガソリン缶詰		災害用ワンタッチテント								
	金目備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	弁天山備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
		ガソリン缶詰		災害用ワンタッチテント								
	愛宕神社備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
		ガソリン缶詰		災害用ワンタッチテント								
	浄福寺備蓄倉庫	発電機	強カライト	燃料携行缶	メガホン	ファミリーシート	バック毛布	油圧ジャッキ	二つ折り担架	救助ロープ	ヘルメット	
		コードリール	トイレ用テント	簡易トイレ	取替用便袋	パイプテント	投光器					
	久保北田備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	日比原東備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
	日比原西備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
		ガソリン缶詰		災害用ワンタッチテント								
	馳馬備蓄倉庫	クリーンSHトイレ		ガソリン携行缶		ホンダ発電機 (EU9i)		ハロゲンライト三脚付		クイックテント		
		ガソリン缶詰		災害用ワンタッチテント								
	広岡備蓄倉庫	ヘルメット	発電機	投光器	強カライト	エンジンチェーンソー	ヘッドライト	チリホール	コードリール	大ハンマー	カケヤ	
パチツル		平パール	消防トピロ	ポルトカッター	折込ノコギリ	救急箱	ブルーシート	エコLED	燃料携行缶	防敵形メガホン		
消防ホース 20m		筒先	らくらくおんぶ	伸縮担架	毛布	簡易トイレ						

32. 注意報・警報発表の細分区域名

徳島県の細分区域名を用いた注意報・警報の発表



3.3. 応急仮設住宅建築仕様（標準タイプ）

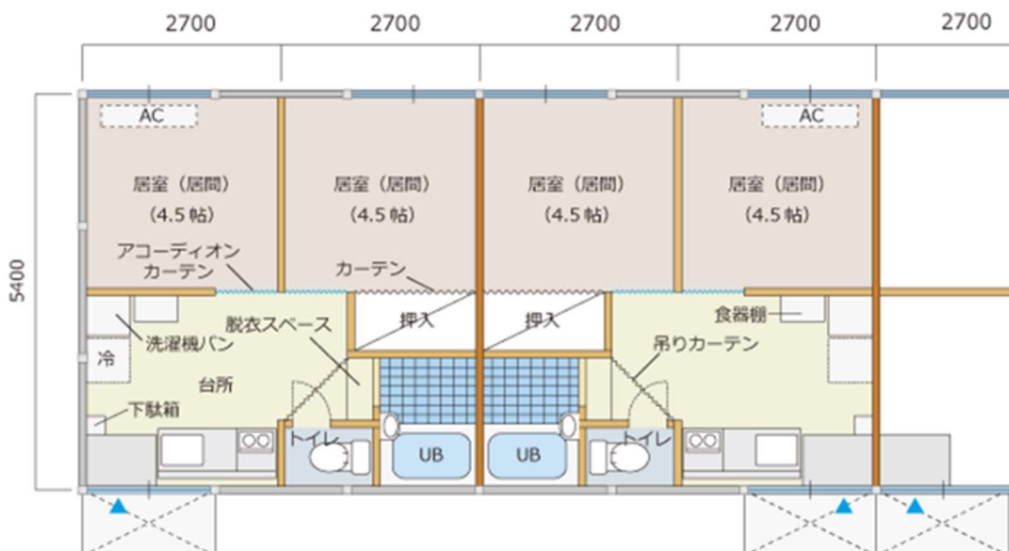
参考図面

標準プラン ※メーカーによりモジュールが異なる為、標準的な寸法を記載しています。

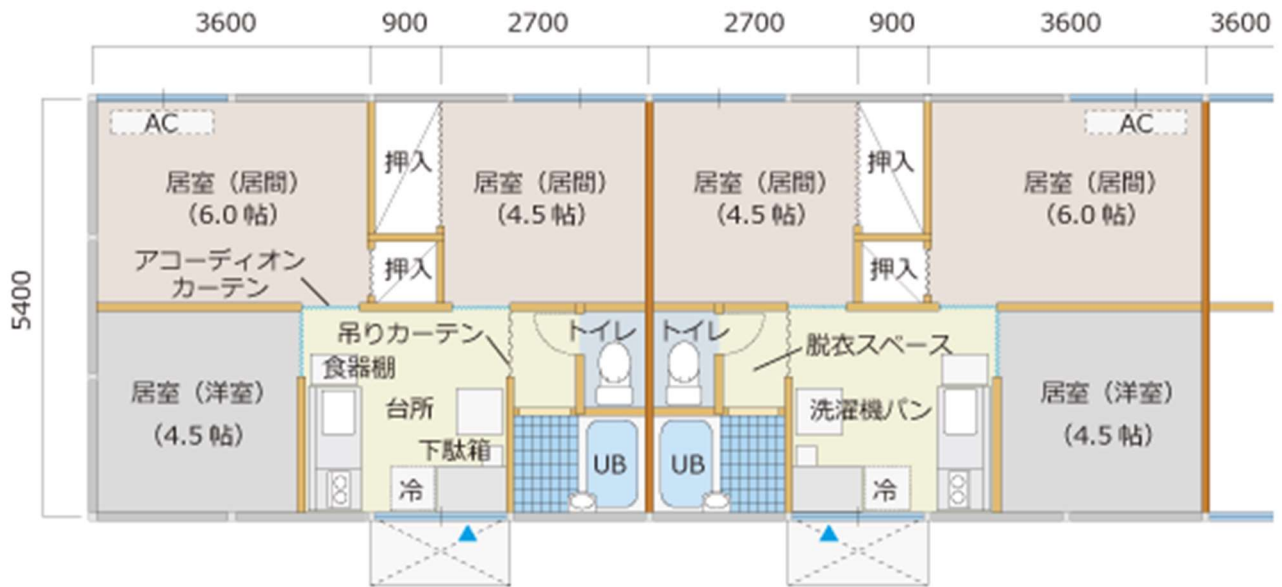
単身用 1DK（約 19.8m²）



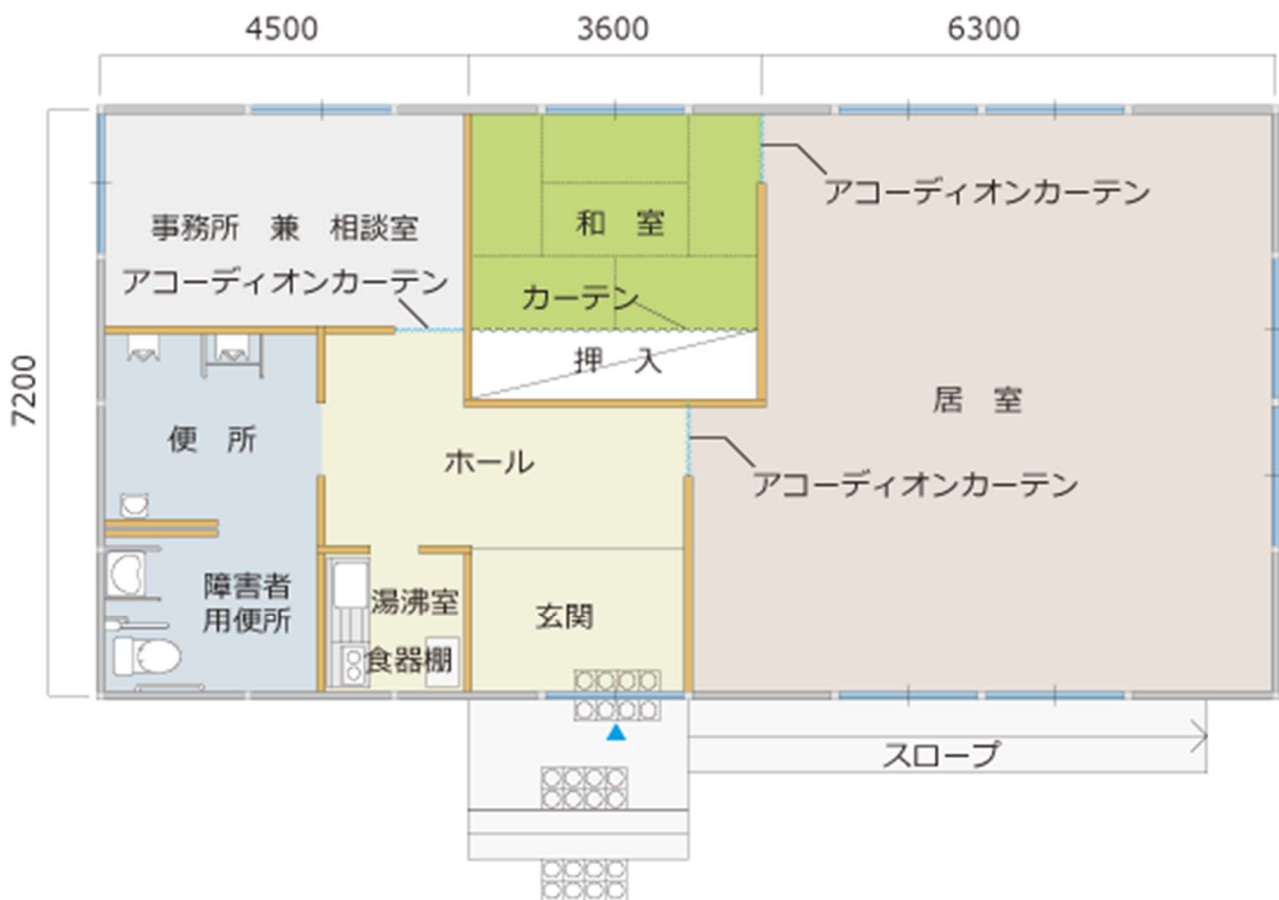
小家族用 2～3人用（約 29.7m²）



大家族用 4人以上 3K (約 39.6m²)



集会所 (約 100m²)



談話室 (約 40m²)



第3部 条例・規則等

34. 海陽町介護保険条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 115 号

最終改正 平成 27 年 3 月 17 日

条例第 17 号

(海陽町が行う介護保険)

第 1 条 海陽町が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(保険料率)

第 2 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 33,600 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 50,400 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 50,400 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 60,480 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 67,200 円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 80,640 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 87,360 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 100,800 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 114,240 円

2 平成 27 年度から平成 29 年度までの令 38 条第 1 項第 6 号の第 1 基準所得金額は、令 38 条第 6 項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「規則」という。）第 143 条の規定にかかわらず、120 万円とする。

3 平成 27 年度から平成 29 年度までの令 38 条第 1 項第 7 号の第 2 基準所得金額は、令 38 条第 7 項の規定に基づく規則第 143 条の 2 の規定にかかわらず、190 万円とする。

4 平成 27 年度から平成 29 年度までの令 38 条第 1 項第 8 号の第 3 基準所得金額は、令 38 条第 8 項の規定に基づく規則第 143 条の 3 の規定にかかわらず、290 万円とする。

5 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第 1 項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 28 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず 30,240 円とする。

(普通徴収に係る納期)

第 3 条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第 1 期 7 月 1 日から同月 31 日まで

第 2 期 9 月 1 日から同月 30 日まで

第 3 期 11 月 1 日から同月 30 日まで

第4期 1月1日から同月31日まで

- 2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は当該第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯の世帯主に対してその納期を通知しなければならない。
- 3 次条の規定により保険料の額の算定を行ったときは、納期を定め、これを通知しなければならない。
- 4 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分担金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

- 第4条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。
- 2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。
 - 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するために至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合計額とする。
 - 4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に円未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料額の通知)

- 第5条 保険料の額が定まったときは、町長は、速やかに、これを第1号被保険者及び第1号被保険者の属する世帯の世帯主に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(保険料の督促手数料)

- 第6条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(延滞金)

- 第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 町長は、特別の理由があると認めるものについては、第1項に規定する延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
 - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第10条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで(保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他町長が必要と認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(罰 則)

第11条 第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第12条 法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。

第13条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

第14条 偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第15条 第11条から前条までの過料の額は、情状により、町長が定める。

2 第11条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の海南町介護保険条例(平成 12 年海南町条例第 19 号)、海部町介護保険条例(平成 12 年海部町条例第 9 号)又は穴喰町介護保険条例(平成 12 年穴喰町条例第 2 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成 17 年度までの分として賦課すべき保険料に係る保険料率の適用及び保険料額の算定については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(平成 18 年度における保険料率の特例)

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成 18 年政令第 28 号。この条例において「平成 18 年介護保険等改正令」という。)附則第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 18 年度の保険料率の月額は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区税を含むものとし、同法第 328 条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号に該当するもの 2,376 円

(2) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 2 号に該当するもの 2,376 円

(3) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 2,988 円

(4) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)附則第 6 条第 2 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 2 項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号に該当するもの 2,700 円

(5) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 2 号に該当するもの 2,700 円

(6) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 2 項経過措置対象者に限る。)が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 3,276 円

(7) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第

2 項経過措置対象者に限る。) が平成 18 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 4 号に該当するもの 3,888 円

(平成 19 年度における保険料率の特例)

6 平成 18 年介護保険等改正令附則第 4 条第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 19 年度の保険料率の月額、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号に該当するもの 2,988 円

(2) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 2 号に該当するもの 2,988 円

(3) 第 2 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 3,276 円

(4) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律附則第 6 条第 4 項の適用を受けるもの(以下この項において「第 4 項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 1 号に該当するもの 3,600 円

(5) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 2 号に該当するもの 3,600 円

(6) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 3 号に該当するもの 3,888 円

(7) 第 2 条第 5 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第 4 項経過措置対象者に限る。)が平成 19 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第 2 条第 4 号に該当するもの 4,176 円

(延滞金の割合の特例)

7 当分の間、第 7 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日条例第 11 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 21 年度以降の年度分の介護保険料から適用し、平成 20 年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 26 日条例第 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 24 年度以降の年度分の介護保険料から適用し、平成 23 年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 16 日条例第 28 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の海陽町介護保険条例第 7 条及び附則第 7 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日条例第 17 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の海陽町介護保険条例第 2 条の規定は、平成 27 年度分の保険料から適用し、平成 26 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

3 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 29 年 4 月 1 日から行うものとする。

4 法第 115 条の 45 第 2 項第 4 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 4 月 1 日から行うものとする。

5 法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 4 月 1 日から行うものとする。

6 法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間には行わず、平成 30 年 4 月 1 日から行うものとする。

35. 海陽町国民保護協議会条例

平成 18 年 6 月 26 日

条例第 202 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、海陽町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、25 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹 事)

第 5 条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑 則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

36. 海陽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 6 月 26 日

条例第 203 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき海陽町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の名を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会 議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準 用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、海陽町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

37. 海陽町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 17 号

最終改正 平成 24 年 9 月 19 日

条例第 24 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、海陽町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

38. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 96 号

最終改正 平成 24 年 9 月 19 日

条例第 25 号

(目 的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下次条から第 10 条までにおいて単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ウ 住居が半壊した場合 270万円
- エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
- イ 住居が半壊した場合 170万円
- ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
- エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(委 任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 62 年海南町条例第 11 号）、海部町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 59 年海部町条例第 7 号）又は穴喰町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年穴喰町条例第 13 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

39. 海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 44 号

(目 的)

第 1 条 この規則は、海陽町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年海陽町条例第 96 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を、借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の海南町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和62年海南町規則第2号)、海部町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成13年海部町規則第4号)又は穴喰町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和57年穴喰町規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名		負傷発病 年 月 日		年 月 日						
障害の部位		負傷年月日		年 月 日						
既 往 症		既存 障害	治癒年月日	年 月 日						
療養の 内容及び 経過										
障害の 詳細状態の	(図で示すことができるものは図解すること)									
関節運動範囲	種類範囲									
	部 位									
		右								
		左								
		右								
		左								
上記のとおり診断します。										
年 月 日			郵便番号		電話番号		局 番			
病院又は 診療所の			所 在 地							
			名 称							
			診療担当者							
			氏 名							
			印							

様式第2号（第6条関係）

災 害 援 護 資 金 借 入 申 込 書

※受付日		※受付番号		※受付者		※受付番号			
被災日時		年 月 日 時		災害名					
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所					
返す方法		1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか					
借入申込者について	フリガナ				男・女		年 月 日生 (歳)		
	氏名								
	フリガナ				郵便番号		電話番号		
	現住所						局 番		
	本 籍				勤務先の名 称と所在地				
	職 業								
	世帯の状況と収入	氏 名	世帯主との 続柄	年齢	健否	職 業	収 入 (月収)	勤務先・学校名	
収入合計				円		支出合計 円			
資産の状況	土 地	(1) 住宅 (2) 田畑 (3) 山林	m ² m ² m ²	住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居				
	建 物	(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²	生活保護	年 月 日より受給 (生住教医)				
	負 債	(内容)		(金額)		円			
(保証人が 連帯保証人 が書いてください)	氏 名				男 ・ 女		年 月 日生 (歳)		
	現住所				本籍地				
	職 業		月収 円		申込者との関係		家族数 人		
	資 産	土 地	(1) 住宅 (2) 田畑 (3) 山林	m ² m ² m ²	勤務先	名 称			
		建 物	(1) 自宅 (2) その他	m ² m ²		所 在 地		電話 局 番	

この災害の前一年以内の被災したことの有無及びその状況			(状 況) (有 ・ 無)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無			(有 ・ 無)				
資金の用途	資金の使い方総額		円	資金の内訳		合計	円
	に		円	災害援護資金で			円
	に		円	手持資金で			円
	に		円	その他()で			円
	に		円				円
被害の状況	被災時の具体的状況				負傷	全治	箇月
	住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊		
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		和だんす		円	婦人用腕時計		円
		整理だんす		円	畳(畳中で畳が被害)		円
		洋服だんす		円			
		鏡台		円	障子		円
		腰掛・机		円	ふすま		円
		本箱・本棚		円			円
		食器・戸棚		円			円
		食卓・茶ぶ台		円	小計		円
		げた箱		円	その他被害のあった家財		
		照明用具		円			
		じゅうたん		円	品名	現在購入に要する費用	被害額
		扇風機		円			円
		石油ストーブ		円			円
		電気やぐらこたつ		円			円
		電気冷蔵庫		円			円
		電気・ガス炊飯器		円			円
		電気洗濯機		円			円
		ミシン		円			円
		電気アイロン		円			円
		自転車		円			円
		テレビ		円			円
		ラジオ		円			円
		柱時計		円			円
目覚まし時計			円		小計	円	
紳士用腕時計			円		合計	円	

上記のとおり災害援護資金を借りたいので申し込みます。

年 月 日

借入申込者

㊟

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人

㊟

海陽町長 様

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号	第	号			
貸付金額		円			
据置期間	年	月	日から	年	月 日まで
償還期間	年	月	日から	年	月 日まで
償還方法	年賦 ・ 半年賦				
利 子	年3パーセント				

資金をお渡しする日と手続きについて

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なされるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号

号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦 ・ 半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所
借受人氏名

印

住 所
保証人氏名

印

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

月 月 日

借受人 住所

氏名

印

海陽町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

様式第7号（第13条関係）

償 還 金 支 払 猶 予 申 請 書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

月 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

印

海陽町長 様

申 請 の 理 由 (具 体 的 に)						
貸 付 け の 件 貸 条	借入金額			円	貸付番号	
	据置期間	1 2	3年 5年		希望猶予 期間等	箇月
	償還方法	1 2	年賦 半年賦			ただし 年 月 日 第 回償還以降
	償還期間	年 年	月 月	日から 日まで	変更後の 償還期間	年 年 月 月 日から 日まで
支払猶予期間の 根 拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)					

様式第8号 (第13条関係)

第 号

年 月 日

海陽町長



様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認と
なったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月		
変更後の償還期間	年	月	日から	年	月	日まで

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

海陽町長



様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（ 不承認の理由 ）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

月 月 日

借 受 人 住 所

氏 名

印

連 帯 保 証 人 住 所

氏 名

印

海陽町長 様

記

貸付番号		第 号						
支払免除を申請する違約金の金額				円				
内 容	回	数	期	別	元	金 利	子	申 請 日 ま だ の
			年 月 期					違 約 金
違約金の支払免除を要する具体的な理由								

第 号

年 月 日

海陽町長



様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、
下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年	月	日償還予定の第	回償還金元金	円、利子	に係る
年	月	日における違約金	円の支払を免除いたします。		

様式第 12 号 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

海陽町長



様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出がありました違約金の支払免除につきましては、
次の理由で不承認となりましたので、お知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の
第 回償還金 (元利合計 円) に係る違約金は、
年 月 日現在 円となっておりますので
至急償還を願います。

様式第 13 号 (第 15 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸番	付号	第	号				
借受人氏名				貸付けを受けた日	年 月 日	貸金付額	円
償還方法	年賦 ・ 半年賦			償還期	年 月 日	償金還額	円
免除申請額	円（償還未済額の 全部一部 で						円）
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間							
免除申請者	フリガナ				男・女	年 月 日生	
	氏名						
	現住所						
	本籍						
	借受人との関係					職業	
	勤務先及び所在地						
借受人又はその相続人	フリガナ				男・女	年 月 日生	
	氏名						
	現住所				借受人との続柄		
	職業				勤務先及び所在地		
保証人	フリガナ				男・女	年 月 日生	
	氏名						
	現住所				借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地				
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。							
				年 月 日	免除申請者		印
海陽町長				様			

様式第 14 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり
行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全額免除 ・ 一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還を免除した額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の
率で違約金が更に加算されます。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

海陽町長



様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金がさらに加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 16 号 (第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸 番	付 号	第	号		
借 受 人	氏 名			住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名			住 所	
○で囲むこと		(変更の内容)			
1 住 所 変 更					
2 改 姓 又 は 改 名					
3 死 亡 又 は 行 方 不 明					
4 そ の 他					
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人（又は同居の親族）</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ⑩</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ⑩</p> <p>海陽町長 様</p>					

様式第 1 号 (第 5 条関係)
様式第 2 号 (第 6 条関係)
様式第 3 号 (第 8 条関係)
様式第 4 号 (第 8 条関係)
様式第 5 号 (第 9 条関係)
様式第 6 号 (第 12 条関係)
様式第 7 号 (第 13 条関係)
様式第 8 号 (第 13 条関係)
様式第 9 号 (第 13 条関係)
様式第 10 号 (第 14 条関係)
様式第 11 号 (第 14 条関係)
様式第 12 号 (第 14 条関係)
様式第 13 号 (第 15 条関係)
様式第 14 号 (第 15 条関係)
様式第 15 号 (第 15 条関係)
様式第 16 号 (第 17 条関係)

40. 海陽町消防団の設置等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 190 号

最終改正 平成 21 年 6 月 29 日

条例第 18 号

(趣 旨)

第 1 条 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称及び区域については、この条例の定めるところによる。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 法第 9 条第 3 号の規定に基づき、次の消防団を設置する

名称	管轄区域
海陽町消防団	海陽町全域

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 29 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

41. 海陽町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 191 号

最終改正 平成 27 年 3 月 17 日

条例第 18 号

(通 則)

第 1 条 非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

(定 員)

第 2 条 団員の定数は、565 人とする。

(任 用)

第 3 条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任用する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢 18 歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 第 6 条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分 限)

第 5 条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 3 号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に転住し、又は転勤したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員には、次により報酬を支給する。

- 団長 年額 96,000円
- 副団長 年額 66,000円
- 分団長 年額 43,000円
- 副分団長 年額 31,000円
- 部長 年額 29,000円
- 班長 年額 28,000円
- 団員 年額 23,000円

(費用弁償)

第13条 団員が警戒等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

- 訓練の場合 1回につき 2,500円夜警の場合 1回につき 2,500円
- 機械器具の整備(1分団につき) 年額 50,000円

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合、費用弁償を支給する。

3 費用弁償の支給方法については、海陽町職員の旅費に関する条例（平成 18 年海陽町条例第 47 号）の例による。

（公務災害補償）

第 14 条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

（退職報償金）

第 15 条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

（委任）

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の海南町消防団員の定員・任免・給与・服務に関する条例（昭和 40 年海南町条例第 15 号）、海部町消防団条例（昭和 40 年海部町条例第 49 号）又は穴喰町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 40 年穴喰町条例第 22 号）（次項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成 21 年 6 月 29 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 17 日条例第 18 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

4 2. 海陽町消防団組織等に関する規則

平成 18 年 3 月 31 日

規則第 90 号

最終改正 平成 27 年 3 月 31 日

規則第 16 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、消防団の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織等)

第 2 条 消防団の内部組織及び所掌事務は、法令又は条例に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(組 織)

第 3 条 消防団に、団本部（以下「本部」という。）及び分団を置く。

2 分団には、必要に応じて部を置くものとする。

3 消防団の組織は、別表第 1 のとおりとし、必要な設備資材を配置する。

4 消防団に団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長を置き、団員をもってこれに充てる。

(本 部)

第 4 条 本部に団長、副団長及び本部機動分団並びに本部員を置く。

2 機動分団及び分団の管轄区域は、別表第 2 のとおりとする。

(団 長)

第 5 条 団長は、団の事務を統括し、団員を指揮し、法令、条例及び規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責めに任ずる。

2 副団長、分団長、副分団長、部長及び班長は、団員の中から団員として 2 箇年以上経たものにつき団員が互選したものを団長が任命する。

3 団長は、消防庁の定める規準にのっとり、定期的に消防訓練を行い、団員の品性の陶冶及び実地に役立つ技能の練磨に努めなければならない。

4 団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ団長が定める順序に従い副団長が団長の職務を行う。

(団長推薦)

第 6 条 消防団が団長を推薦する場合は、団員総数の 3 分の 2 以上の同意のあることを要する。

2 団長の任期は 4 年とする。ただし、再任することを妨げない

(分 団)

第7条 分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

- 2 分団長は上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。
- 3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け分担事務を処理する。

(文書、簿冊)

第8条 消防団には、次の文書、簿冊を備え常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地理、水利要覧
- (7) 給与品貸与品台帳
- (8) 消防法規綴
- (9) 雑書綴

(表 彰)

第9条 町長は、分団若しくは班又は団員が、その任務の遂行に当たって、その功労が特に顕著である場合は、これを表彰することができる。

- 2 前項の規定により団員を表彰する場合は、団長が行うことができる。

(表彰の種別)

第10条 表彰は、表彰状又は賞状及び記念品を授与して行う。

- 2 表彰状は、消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団又は班に対してこれを授与し、賞状は、消防団員として功労があると認められるものに対しこれを授与するものとする。

(感謝状の贈呈)

第11条 町長は、個人又は団体で次の各号のいずれかに該当する事項につき、その功績顕著な者に対し感謝状及び記念品を贈与することができる。

- (1) 水火災の予防又は鎮圧
- (2) 消防設備強化拡充についての協力
- (3) 水火災現場等における人命救助
- (4) 火災その他の災害時における警戒防禦
- (5) 救助に関し消防団への協力

(表彰期日)

第12条 表彰は、毎年1回定期に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りでない

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

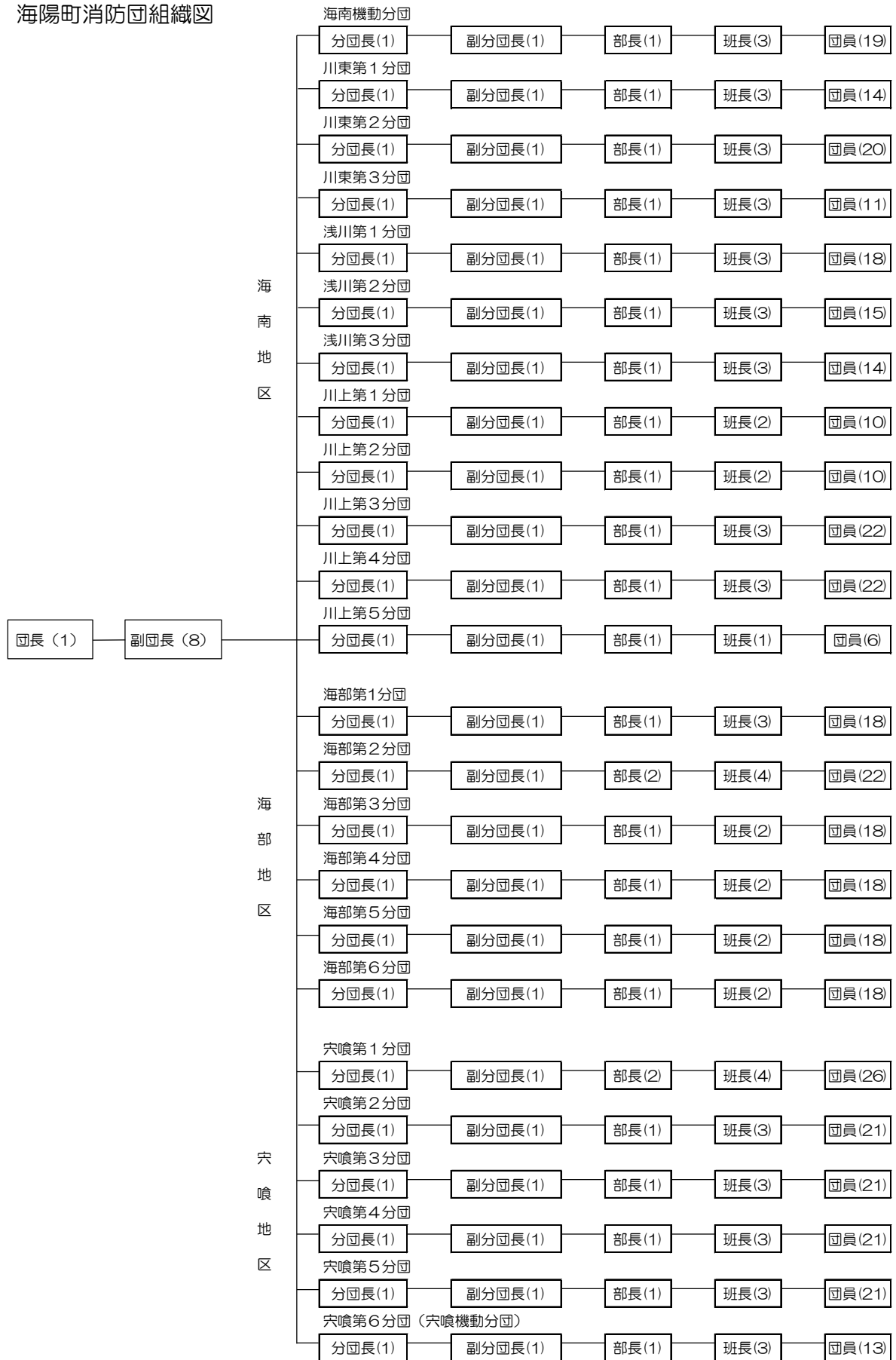
附 則（平成21年6月29日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第16号）

この規則は、平成27年4月1日より施行する。

別表第1 (第3条関係)
海陽町消防団組織図



備考 職名中の () 書きの数字は、定数の上限をいう。ただし、海南地区、海部地区及び穴喰地区において、それぞれの地区に属する分団の団員の定数の上限を加えた人数を超えない範囲内において、分団の団員の定数の上限を増減させることができる。

別表第2（第4条関係）

海南地区

海南機動分団	海南地区全域
川東第1分団	五反田・松原・浜崎・中小路地区
川東第2分団	四方原・飯持・前田・多良地区
川東第3分団	吉野・熟田地区
浅川第1分団	浦上・西・東・浜・イナ地区
浅川第2分団	大田・栗ノ浦・鯖瀬地区
浅川第3分団	伊勢田地区
川上第1分団	神野地区
川上第2分団	若松地区
川上第3分団	相川地区
川上第4分団	小川地区
川上第5分団	平井地区

海部地区

海部第1分団	鞆奥地区
海部第2分団	奥浦地区
海部第3分団	高園地区
海部第4分団	野江・芝地区
海部第5分団	吉田・富田・大井地区
海部第6分団	中山・櫛川地区

穴喰地区

穴喰第1分団	西町地区
穴喰第2分団	久保・那佐・安養寺地区
穴喰第3分団	日山地区
穴喰第4分団	浜・竹ヶ島・金目地区
穴喰第5分団	中里地区以西
穴喰第6分団（穴喰機動分団）	穴喰地区全域

43. 海陽町防災会議条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 16 号

最終改正 平成 24 年 9 月 19 日

条例第 23 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、海陽町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 海陽町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に依りて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 海部消防組合の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、海陽町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委 任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4.4. 海陽町防災行政無線通信施設の管理に関する規則

平成18年3月31日

規則第16号

最終改正 平成27年3月31日

規則第8号

(趣 旨)

第1条 この規則は、海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（平成18年海陽町条例第19号。以下「条例」という。）の規定に基づき、電波法令に定めるもののほか、海陽町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）の適正な管理、運用及び保全その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通報 無線通信によって送受される文言をいう。
- (2) 同報無線 特定の2以上の拡声子局に対し、同時に同一内容の通報を送信する通信をいう。
- (3) 移動無線 基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間において行う通信をいう。
- (4) 親局 拡声子局に対し、同報無線を行うため、町役場に設置された防災無線をいう。
- (5) 基地局 陸上移動局と通信するため、町役場に設置された防災無線をいう。
- (6) 役場局 親局及び基地局の総称をいう。
- (7) 拡声子局 親局からの通報を受信し、放送する無線設備をいう。
- (8) 戸別受信機 親局からの通報を受信し、放送する屋内拡声子局をいう。
- (9) 中継局 通信の中継を行う防災無線をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中に通信する防災無線をいう。

(役場局の組織)

第3条 役場局に無線管理者、無線担当者、通信担当者及び通信取扱者を置く。

(無線管理者)

第4条 無線管理者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

2 無線管理者は、無線局を統括し、その運用を管理する。

(無線担当者)

第5条 無線担当者は、無線管理者が任命する。

2 無線担当者は、無線管理者の命を受け、無線局の無線設備及び法定書類等の管理並びに通信の運用に当たる。

(通信担当者)

第6条 通信担当者は、電波法(昭和25年法律第131号)第40条第1項に規定する無線従事者の資格を有する者(以下「無線従事者」という。)のうちから無線管理者が任命する。

2 通信担当者は、無線担当者の命を受け、無線局の無線設備の操作及び無線業務日誌の記録等の業務に従事する。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、職員のうちから無線管理者が任命する。

2 通信取扱者は、通信担当者の管理の下に、法令に基づいた無線局の操作を行う。

(通信の原則)

第8条 通信は、防災、行政事務及び広報以外の用に使用してはならない。

2 通信は、簡潔かつ明りょうに行わなければならない。

(乱用の禁止)

第9条 通信は、これを乱用してはならない。

(秘密の保持)

第10条 通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第11条 通信の種類は、次のとおりとする。

- (1) 緊急通信 非常又は緊急の場合に行う通信
- (2) 一般通信 平常時に行う普通通信
- (3) 通信訓練 総合訓練及び定期訓練
- (4) その他 防災無線の試験に関する通信

(同報無線の種類)

第12条 同報無線の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一斉放送 親局から全拡声子局に対して行う放送
- (2) 選択放送 親局から複数の拡声子局群を選択して行う放送
- (3) 個別放送 親局から特定の拡声子局に対する放送
- (4) 単独放送 拡声子局からその域内に対する放送

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、緊急通信及び一般通信の順位により行う。

2 同一種類の通信の取扱いは、通報の受付順位により行うものとする。ただし、無線管理者が特別の理由があると認めるときは、取扱順位を変更することができる。

3 条例第2条に規定する業務の円滑な運営を期するため、一般通信については放送番組を編成して行うものとし、その順位及び時間については、無線管理者が定める。

(平常時の運用)

第14条 平常時の通信は、次のとおりとする。

- (1) 同報無線 防災無線からの定時放送の回数は、1日3回を原則とするが、急を要するものは、その都度行うものとする。
- (2) 移動無線 必要に応じ随時行うものとする。

(災害時の事前措置等)

第15条 無線管理者は、台風等により災害の発生が予想される場合には、無線設備が完全に機能し、通信が円滑に運用できるよう、必要な措置を無線担当者に講じさせなければならない。

(通信統制)

第16条 無線管理者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信を統制及び制限することができる。

(同報無線の申込み)

第17条 同報無線を利用しようとする者は、同報無線利用票(様式第1号。以下「利用票」という。)に必要事項を記載し、無線管理者に申し込まなければならない。

- 2 無線管理者は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容が第8条の規定に違反しないと認めるときは、無線担当者に前項に規定する利用票を回付するものとする。
- 3 無線担当者は、前項の規定による利用票の回付を受けたときは、利用票に必要事項を記入し、受付処理を行うものとする。

(業務日誌)

第18条 通信担当者は、無線業務日誌(様式第2号)により、毎日の通信状況等必要事項を記入し、決裁を受けなければならない。

(日誌抄録の提出)

第19条 無線管理者は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第41条に規定する無線業務日誌抄録(様式第3号)を作成させ、四国総合通信局長に提出しなければならない。

(無線従事者の選任及び解任届)

第20条 無線管理者は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、電波法第51条の規定により、無線従事者選(解)任届(様式第4号)を四国総合通信局長に提出しなければならない。

(備付け業務書類)

第21条 防災無線に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則第2章第7節に定めるところによるものとする。

- 2 無線管理者は、前項に規定する書類等を紛失しないよう十分な保管措置を講じなければならない。

（無線設備管理台帳）

第22条 無線管理者は、無線設備管理台帳（様式第5号）を作成し、無線設備の善良な管理を行わなければならない。

（戸別受信機の貸与）

第23条 町長は、必要と認める世帯主に対し、戸別受信機を1台貸与する。

2 戸別受信機の貸与を受けようとする者は、防災無線戸別受信機貸与申請書（様式第6号）により町長の承認を受けなければならない。

（保管証書の提出）

第24条 前条の規定により貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、保管証書（様式第7号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（保管責任）

第25条 使用者は、貸与に係る戸別受信機を善良な管理義務をもって運用し、管理し、及び保管しなければならない。

（戸別受信機の返還）

第26条 条例第9条及び第12条の規定に該当するに至った使用者は、速やかに防災無線戸別受信機返還書（様式第8号）により戸別受信機を町長に返還しなければならない。

（転貸の禁止等）

第27条 使用者は、貸与に係る戸別受信機を他に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

（滅失又は損傷）

第28条 町長は、使用者が貸与品を滅失し、又は損傷したときは、代品を貸与することができる。ただし、貸与品の滅失又は損傷が使用者の故意又は過失によると認められる場合は、その代品又は実費を弁償させることができる。

（保守の区分）

第29条 無線設備の保守点検は、日常点検及び定期点検に区分して行う。

2 無線管理者は、無線担当者に、日常点検を行わせなければならない。

3 無線管理者は、無線設備の機能を正常に維持するため、年1回定期点検を無線業者に委託して実施させるものとする。

4 前項に規定する委託業務の内容等詳細については、別途業務委託契約書で定める。

（異状発生時の措置）

第30条 無線担当者は、無線設備に異状を発見したとき、又は故障等障害が発生したときは、速やかに無線管理者にその状況等を報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた無線管理者は、その復旧に関し、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(障害の記録)

第31条 無線管理者は、無線局に障害記録簿(様式第9号)を備え付け、無線設備の障害の事実、措置等を記録し、及び保管させなければならない。

(その他)

第32条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の穴喰町防災行政無線通信施設管理運用規程(平成4年穴喰町規程第1号)又は穴喰町防災行政無線個別受信機保守管理規程(平成4年穴喰町規程第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年3月31日規則第8号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

同報無線利用票

年 月 日

無線管理者	無線担当者	通信担当者	所属長	起案者氏名	
				課	⑩
				係	
件名					
通信日時	年 月 日 時 分				
通信区域	A 一斉 B 選択（地区別） C 個別（地域名） D 単独				
<p>通信文</p> <p>こちらは、ぼうさいかいようちょうやくばです。</p> <p>以上でぼうさいかいようちょうやくばからのお知らせを終わります。</p>					
1 通信文は簡潔に表現すること。				※ 処理	通信番号
2 ※印欄は記入しないこと。					担当者

様式第2号（第18条関係）

無線業務日誌				無線管理者	無線担当者
年 月 日 曜 天気			通信担当者		
局名	親 局				
	基地局				
通信回数	同報無線			移動無線	
	時 報		回	送 信	回
	定時放送		回	受 信	回
	その他の放送		回		
	計		回	計	回
通信状況	同報無線			移動無線	
機器の状況	親 局		中継局		移動局
その他 非常通信					

番 号
年 月 日

四国総合通信局長 様

免許人 住所
氏名

印

無線業務日誌抄録

次のとおり、電波法施行規則第41条の規定により提出します。

呼出名称					防災無線の種別		親局・基地局	
	無線従業者の 資格別員数	資格		員数		異動		
		計 人						
毎月の 延べ通信回数	同報通信系				移動通信系			
	月	回数	月	回数	月	回数	月	回数
	1月		7月		1月		7月	
	2月		8月		2月		8月	
	3月		9月		3月		9月	
	4月		10月		4月		10月	
	5月		11月		5月		11月	
	6月		12月		6月		12月	
	合計 回				合計 回			
機器の故障の事実 及びこれに対する 措置概要	同報無線系				移動無線系			
空電、混信及び 受信感度の 減退等不良の 通信状態の概要								
その他								

番 号
年 月 日

四国総合通信局長 様

免許人 住所
氏名

印

無線従事者選（解）任届

次のとおり、無線従事者を選（解）任したので、電波法第51条の規定により届けます。

選任又は解任の別			
同上年月日			
資 格			
免許証の番号			
無線従事者の免許の年月日			
(ふりがな) 氏 名			
無線設備の操作に関する業務 経歴の概要			
従事する防災無線の免許番号、 呼出符号又は呼出名称及び 無線設備の設置場所			

様式第5号（第22条関係）
（その1）

無線設備管理台帳

（同報無線及び移動無線用）

整理番号	設置場所	機器名	製造番号	製造年月	設置年月日	記事

様式第5号（第22条関係）

（その2）

無線設備管理台帳

（戸別受信機用）

整理番号	責任者（借受人）	住所	電話番号	製造番号	群名	貸与年月日	記事

様式第6号（第23条関係）

年 月 日

海陽町長 様

申請者 住所 海陽町 番地
氏名 ⑩

防災無線戸別受信機貸与申請書

防災行政無線送受信機の貸与を受けたいので、海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、貸与を承認くださるよう申請いたします。

保管証書

品名	製造者名	製造番号	製造年月	備考

上記の物件を確かに受領しました。

年 月 日

住所

氏名

電話番号

海陽町長 様

年 月 日

海陽町長 様

申請者 住所 海陽町 番地
氏名 ⑩

防災無線戸別受信機返還書

この度戸別受信機の設置の必要に供しなくなったので、海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、戸別受信機を添えて返還いたします。

1 設置していた場所

海陽町 番地

世帯主

(又は名称)

2 戸別受信機の型式番号等

型式 型

製造番号

附带設備

3 その他

様式第9号（第31条関係）

障害記録簿		無線管理者	無線担当者	通信担当者
障害発生	年 月 日 天候			
障害機器名				
障害の状況				
原因				
処置状況				
記事	発見者	究明者	処置者	

様式第1号 (第17条関係)

様式第2号 (第18条関係)

様式第3号 (第19条関係)

様式第4号 (第20条関係)

様式第5号 (第22条関係)

様式第6号 (第23条関係)

様式第7号 (第24条関係)

様式第8号 (第26条関係)

様式第9号 (第31条関係)

45. 徳島県排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

(1) 排出油等の防除計画の策定

- イ 情報の共有化
- ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
- ハ 出動船艇相互間の通信連絡
- ニ その他必要事項

(2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

(3) 排出油等の防除活動の連携の推進

(4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

(6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。

4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

- 2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。
- 3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。
- 4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。
- 5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(4月1日現在)会長へ提出する。ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ①設備及び資機材の整備並びに保有状況
- ②情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間時の連絡先)
- ③その他必要な事項

- 2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会(以下「隣接協議会」という。)にも配付する。

(訓練)

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

(情報提供)

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(防除活動等)

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(隣接協議会等との協力)

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

- 2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者(保険査定人を含む。)、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

(活動状況の連絡)

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

(災害対策本部等との連携)

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

(経費の求償)

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

(災害補償)

第16条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるができるものとする。

(経 費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会 計)

- 第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。
 - 3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶 務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協 議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

46. 徳島県排出油等防除協議会運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

(1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。

(2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。

(3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

(1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。

(2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。

(3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関係）

(1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。

(2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

(1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

① 情報の収集及び伝達

イ 事故に関すること

ロ 付近海域及び地域に関すること

ハ 原因者の措置等に関すること

ニ その他排出油等防除活動に必要なこと

- ② 警戒区域の安全
 - イ 警戒区域の設定
 - ロ 火気使用の制限
 - ハ 航行の制限、管制、立入禁止
 - ニ 移動命令、避難命令
- ③ 広報活動
 - イ 沿岸住民、漁業関係者及び船舶等への広報
 - ロ 報道機関への広報
- ④ 排出油等防除資材の提供及び輸送
 - オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の提供及び輸送
- ⑤ 排出油等防除作業
 - イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
 - ロ オイルフェンス等の展張作業
 - ハ 油処理剤、油吸着材等による排出油等の除去作業
 - ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
 - ホ 砂浜、構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業
- ⑥ 廃棄物等の処理
 - イ 使用済み吸着材等の処理
 - ロ 回収油等の処理
- ⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は、使用する資機材の量、出勤人員及び船艇名、出勤予定時間、現場到着時間、現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等、排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお、出勤勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は、総合調整本部と逐次連絡をとり、現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに、必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。なお、会長は、通信手段を有しない船艇等に対しては、海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により、連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

(1) 設置場所は、徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

(2) 構成は、原則として出勤機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが、必要に応じ、会員以外の者を参画させることができる。

(3) 総合調整本部では、次の業務を行う。

- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
- ② 排出油等防除活動計画に関する調整
- ③ 排出油等防除活動の把握、調整、推進及び記録
- ④ 会員以外の機関等との調整
- ⑤ 広報に関する事項
- ⑥ その他必要な事項

(4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

(1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

(2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

(1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。

(2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

47. 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会	鳴門地区協議会
//	徳島地区協議会
//	小松島地区協議会
//	阿南地区協議会
//	海部地区協議会

2 各地区の区域は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
- (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
- (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
- (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
- (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

3 地区協議会は、次の業務を行う。

- (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
- (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
- (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
- (4) 排出油等防除の実施
- (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。

6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

48. 徳島県排出油等防除協議会海部地区排出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、各地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

各地区協議会に、図1（*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照）のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット（iファックス）による一斉同時通報により行なうものとする。なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（*「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

- イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。
 - a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
 - b. 排出した油等の量及び拡散の状況
 - c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
 - d. 当該船舶又は施設の破損状況等
 - e. その他参考事項
- ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。
- ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長
- ヘ 事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

- イ 防除資機材の確保
 - ①総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。
 - ②報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。
- ロ 防除資機材の運搬
 - 防除資機材の運搬は、原則として表1（*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。なお、搬送先は、別紙2-1記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。
- ハ 防除活動
 - 排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。
 - ①拡散防止
 - 排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。
 - ②排出油等の回収及び処理
 - 排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行なう。
 - a. 油回収船及び回収器等による回収

- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

③その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表3へ記録する。

5 その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先（携帯電話の番号等）を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙2-2記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油等防除協議会事務局 あて
 (FAX 0885-33-2245)

機関名

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等

1 出動可能人数 (名)

(1) 代表者

(2) 通信手段

① 携帯電話 (電話番号) _____

② 無線機 (周波数) _____

2 救出可能資機材等

(1) トラック _____台 (トン積み) _____台 (トン積み)

(2) 船 舶 _____ 隻 (用途) _____

(3) 資機材等

① オイルフェンス _____ 型 _____ M

② 吸着マット _____ 枚

③ 油処理剤 _____ L

④ ひしゃく _____ 本

⑤ その他 _____

50. 油防除資機材等保有量及び供給計画表（全域所属）

平成26年4月1日現在 No.1

機 関 名	油 防 除 資 機 材 保 有 量 等							車両又は船艇	備 考
	オイルフェンス	油処理剤（乳化剤）	油ゲル化剤（凝固剤）	油吸着材	油回収器	ひしゃく等	ドラム缶		
徳島海上保安部	A型 B型 その他 保所： A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法：	品名： シーグリーン805等 保有量： 119 缶、2,142 L 保管場所： 小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量： 119 缶、2,142 L 輸送方法： 船艇（可）	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： タフネルオイルプロッター等 保有量： 300 枚、 51 kg 保管場所： 油処理剤に同じ 提供量： 300 枚、 51 kg 輸送方法： 船艇（可）	品名： 高粘度油回収ネット 保有量： 3 式 保管場所： 同左 提供量： 3 式 輸送方法： 船艇（可）	保有量： 2 m 13 本、 0.5 m 14 本、ムシロ 枚 保管場所： 同左 提供量： 2 m 13 本、0.5m 14 本 輸送方法： 船艇（可）	保有量： L 本 L 本 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	普通車： 3 台 巡視船： 3 隻 12時間以内に集積可能な資機材 オイルフェンス（B型） 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着材 4,000 kg	
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	A型 B型 200 その他 保所： 北島町 A型 短期 長期 B型 短期 200 長期 200 他型 短期 長期 輸送方法： トラック協会に委託	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： カクイオイルキャッチャー 保有量： 3,400 枚、 170 kg 保管場所： オイルフェンスに同じ 提供量： 3,400 枚、 170 kg 輸送方法： トラック協会に委託	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、ムシロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	防除作業要員数 （防除作業要員 については事案 の規模により決 定）	
国土交通省 四国地方整備局 那賀河川事務所	A型 220 B型 その他 保所： 事務所管内 A型 短期 長期 B型 短期 長期 他型 短期 長期 輸送方法：	品名： ACクリーン 保有量： 10 缶、 40 L 保管場所： 事務所管内 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： 吸着マット K-50 シートタイプ 保有量： 1,950 枚、 kg 保管場所： 事務所管内 提供量： 枚、 kg 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、ムシロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	防除作業要員数	
国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所	A型 B型 その他 140 保所： 金機事務所 A型 短期 長期 B型 短期 長期 他型 短期 長期 輸送方法： 船舶可	品名： シーグリーン805 保有量： 缶、 32 L 保管場所： 金機事務所 提供量： 4 缶、 32 L 輸送方法： 船舶（可）	品名： αゲル1000、1650 保有量： 20 缶、 190 kg 保管場所： 金機事務所 提供量： 20 缶、 190 kg 輸送方法： 船舶（可）	品名： タフネルオイルプロッター等 保有量： 100 枚、 kg 保管場所： 金機事務所及び船舶 提供量： 1216 枚、 130 kg 輸送方法： 船舶（可）	品名： 小型油回収器 保有量： 1 台 保管場所： 金機事務所 提供量： 1 台 輸送方法： 船舶（可）	保有量： 3 m 1 本、2 m 2 本 1.5 m 2 本、ムシロ 枚 保管場所： 金機事務所 提供量： 3 m 1 本、 2 m 2 本、1.5m 2 本 輸送方法： 船舶（可）	保有量： 200 L 2 本 100 L 4 本 保管場所： 金機事務所 提供量： 200 L 2 本 100 L 4 本 輸送方法： 船舶（可）	1トン車： 1 隻 港灣業務艇： 1 隻 防除作業要員数 6 名 事故の規模による	
徳 島 県	A型 40 B型 2,300 その他 保所： 各事務所倉庫等 A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法： 船舶及びトラック	品名： カクタスクリーン等 保有量： 97 缶、1,728 L 保管場所： 各事務所倉庫等 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： オイルプロッター 保有量： 3,000 枚、 413 kg 保管場所： 各事務所倉庫等 提供量： 枚、 kg 輸送方法： トラック及び船舶	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、ムシロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	船舶： 2 隻 普通車： 5 台 1トン車： 1 台 防除作業要員数 （防除作業要員 については事案 の規模により決 定）	
徳島県警察本部	A型 B型 その他 保所： A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： 保有量： 枚、 kg 保管場所： 提供量： 枚、 kg 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、ムシロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	防除作業要員数 事案により人数 を決定	
徳島県漁業協同組合連合会	A型 260 B型 その他 保所： 長原油槽所 A型 短期 260 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法： トラック可	品名： シーグリーン800 保有量： 14 缶、252 L 保管場所： 長原油槽所 提供量： 14 缶、252 L 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 缶、 L 輸送方法：	品名： タフネルオイルプロッター-BL65 保有量： 18 箱 枚、306 kg 保管場所： 長原油槽所 提供量： 18 箱 枚、306 kg 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	保有量： 2 m 本、 1.6 m 3 本、ムシロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、1.6m 3 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	防除作業要員数 名	

徳島県地域防災計画（資料編）より

機 関 名	油 防 除 資 機 材 保 有 量 等							車両又は船艇	備 考
	オイルフェンス	油処理剤（乳化剤）	油ゲル化剤（凝固剤）	油吸着材	油回収器	ひしゃく等	ドラム缶		
排17 徳島県内航海運組合	A型 B型 その他 保所： A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 消防組合 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 枚、 kg 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、△シロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 保管場所： 提供量： L 本 L 本 輸送方法：		
排18 全日本内航船主海運組合 徳島県支部	A型 B型 その他 保所： A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 枚、 kg 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、△シロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 保管場所： 提供量： L 本 L 本 輸送方法：		
排19 一般社団法人 徳島県トラック協会	A型 B型 その他 保所： A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 枚、 kg 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、△シロ 枚 保管場所： 構内倉庫 9本 及び栈橋 4本 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 保管場所： 提供量： L 本 L 本 輸送方法：	4トン車 20台 10トン車 30台 クレーン車 5台	基
排20 徳島県石油商業組合	A型 B型 その他 保所： A型 短期 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法：	品名： 保有量： 10 缶、 180 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 缶、 L 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 枚、 kg 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 2 m 本、 0.5 m 本、△シロ 枚 保管場所： 提供量： 2 m 本、0.5m 本 輸送方法：	保有量： L 本 L 本 保管場所： 提供量： L 本 L 本 輸送方法：		
排21 海水油濁処理協力機構 徳島支部	A型 260 B型 その他 保所： 栈橋巻取機 A型 短期 160 長期 B型 短期 長期 その他 短期 長期 輸送方法： 船舶可	品名： Ycc-ブルークリーン 保有量： 20 缶、 360 L 保管場所： 構内倉庫 提供量： 輸送方法：	品名： dGel 1650 保有量： 5 缶、 50 L 保管場所： 構内倉庫 油ゲル化剤噴霧器 提供量： 輸送方法：	品名： スーパーアタック・タフネル 保有量： 枚、 262 kg 保管場所： 構内倉庫・栈橋 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 保管場所： 提供量： 輸送方法：	品名： 保有量： 2 m 本、 13 本 1.3 m 本、△シロ 枚 保管場所： 構内倉庫・栈橋 提供量： 2 m 本、1.5m 本 1.3 m 本、△シロ 枚 輸送方法：	品名： 保有量： L 本 200 L 9 本 保管場所： 構内倉庫 提供量： L 本 L 本 輸送方法： 同左	船舶 1 隻	測定装置 (ガス検知器等) GX-2009×2 防除作業要員数 2名
合 計	保有量：A型 780 m B型 2,500 m その他 140 m 合 計 3,420 m 提供量： 短期 A型 420 m B型 200 m その他 0 m 合 計 620 m 長期 A型 0 m B型 200 m その他 0 m 合 計 200 m	総保有量 4,734 L 総提供量 2,516 L	総保有量 240 L 総提供量 190 L	総保有量 1,202 kg 総提供量 657 kg	総保有量 4式 総提供量 4式 (高粘度油回収ネット)	総保有量 2m未満 47 本 2m以上 3 本 本 本 合 計 50 本 総提供量 2m未満 19 本 2m以上 15 本 本 本 合 計 34 本	総保有量 100 L 4 本 200 L 11 本 合 計 15 本 総提供量 100 L 4 本 200 L 0 本 合 計 4 本		防除作業要員数 100名 (事案の規模に より増員可能) 12時間以内に 集積可能な 資機材 オイルフェンス (B型) 2,900 m 油処理剤 20,000 L 油吸着材 4,000 kg

5 1. 指定各機関

1. 指定行政機関（災害対策基本法第2条第3号）（平成24年9月14日内閣府告示第263号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2. 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号）（平成19年10月1日内閣府告示第634号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

3. 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号）（平成25年10月1日内閣府告示第231号）

独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人水資源機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人原子力安全基盤機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

4. 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号）（平成25年9月30日徳島県告示第569号）

四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会徳島県支部、一般社団法人徳島県歯科医師会

52. 海陽町災害見舞金等支給条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 97 号

最終改正 平成 26 年 9 月 17 日

条例第 13 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、暴風雨、豪雨、地震、津波その他異常な自然現象又は火事（自己放火による火災は除く。）若しくは爆発等により、災害を受けた住民に対して、見舞金を支給することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 前条の見舞金の支給範囲は、被災家屋の居住者とする。ただし、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）によるその発動があったときは、この限りでない。

(見舞金の種類及び金額)

第 3 条 見舞金の種類及びその金額は、次のとおりとする。ただし、家屋の所有権を有しない借家等については、第 1 号及び第 2 号の適用については、2 分の 1 の額とする。

- (1) 全壊（全焼、流失倒状） 1 世帯について 50,000 円
- (2) 半壊（半焼） 1 世帯について 25,000 円
- (3) 全壊（全焼、流失倒状） 居住者 1 人について 10,000 円
- (4) 半壊（半焼） 居住者 1 人について 5,000 円
- (5) 床上浸水 1 世帯について 15,000 円

(死亡者に対する弔慰金)

第 4 条 第 1 条に規定する災害により死亡した者については、第 2 条の規定にかかわらず次の弔慰金を支給する。

死亡者 1 人について 50,000 円

(災害程度の認定)

第 5 条 見舞金及び弔慰金の支給基準となる災害の程度、規模等は、町長の定めるところによる。

(届 出)

第 6 条 見舞金又は弔慰金の支給を受けようとする者は、災害による被害の状況を町長に届け出なければならない。

(災害見舞金又は弔慰金の返還)

第7条 町長は、偽りその他不正な手段により災害見舞金又は弔慰金の支給を受けたものがある場合は、その者が受けた災害見舞金又は弔慰金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南町災害見舞金等支給条例(昭和40年海南町条例第17号)、海部町小規模災害見舞金等支給規程(平成13年海部町規程第1号)又は穴喰町小規模災害に対する町長見舞金贈呈要綱(昭和54年穴喰町要綱第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成26年9月17日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

53. 海陽町災害見舞金等支給条例施行規則

平成26年9月17日

規則第6号

(趣 旨)

第1条 この規則は、海陽町災害見舞金等支給条例（平成18年海陽町条例第97号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害見舞金等の給付手続)

第2条 条例第3条に規定する災害見舞金等の給付を受けようとする者は、被災した日から起算して13ヶ月を経過する日までに、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1) 災害認定届書（別記様式）

(2) 町が発行する罹災証明書、若しくは、官公署の発行する災害による被害に係る証明書

(災害程度の認定)

第3条 条例第5条に規定する災害の程度、規模等は、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日付府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）通知）の定めるところによる。

(雑 則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

別記様式（第2条関係）

災 害 認 定 届 書

このたび、次のように災害を受けましたので、海陽町災害見舞金等支給条例施行規則の規定により災害見舞金（弔慰金）を支給願いたいので、申請いたします。

年 月 日

海 陽 町 長 様

住 所

氏 名

㊞

災 害 年 月 日				
災 害 名				
災 害 の 程 度				
死 亡 の 原 因				
災 害 の 場 所				
被 災 者 又 は 死 亡 者 の 氏 名 等	氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日
被 災 の 状 況				
認 定 事 項				
振 込 先 〇 座	金融機関名	支店名	預金種別	
	銀行	支店	1 普通	
	金庫	支所	2 当座	
	組合	出張所	3 その他	
	〇座番号 (7桁)			
	〇座	カナ		
	名義人	漢字		

54. 海陽町水防協議会設置条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 18 号

(設 置)

第 1 条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、海陽町水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長及び委員)

第 2 条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、水防管理者をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の任命、委嘱は、水防法第 33 条第 4 項の定めるところにより会長が任命、委嘱する。

6 委員の定数は、15 人以内とする。

(委員の代理)

第 3 条 関係行政機関の委員又は関係団体の代表者である委員に事故があるときは、当該行政機関又は団体の指名した者にその職務を代理させることができる。

(委員の任期)

第 4 条 関係行政機関の委員又は関係団体の代表者たる委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

2 会長において、特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は罷免することができる。

(会 議)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 6 条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委 任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

55. 海陽町総合災害補償規程

平成 18 年 3 月 31 日

訓令第 6 号

最終改正 平成 22 年 4 月 13 日

訓令第 3 号

(趣 旨)

第 1 条 この訓令は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、町が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、社会文化活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入通院した場合の補償について定める。

(補償する対象)

第 2 条 町は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会文化活動、社会奉仕活動、社会福祉活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」という。)に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害(身体の一部を失い又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。)を生じた場合又は入通院した場合、当該参加者又はその者の相続人(以下「被災者」という。)に対し、この訓令に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)を含む。ただし、細菌性中毒及びウイルス性食中毒は含まない。

3 本訓令において「参加中」とは、次の各号の要件を満たす、行事等の所定の集合・解散場所と被災者の通常の経路往復中を含む。

(1) 行事に参加する目的をもって住居を出発する前に、町が備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者

(2) 所定の集合・解散場所は、町の備える資料により確定しているもの

(補償金額と補償基準)

第 3 条 町は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。ただし、学校管理下にある児童・生徒については、入通院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 町は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意

(2) この訓令に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

- (3) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為
 - (4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
 - (5) 被災者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療処置。ただし補償すべき障害を治療する場合は、この限りでない。
 - (6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合には、この限りでない。
 - (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
 - (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
 - (9) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
 - (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
 - (12) 被災者が法令によって定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいう。）を持たないで、又は道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間の事故
- 2 前項のほか、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見のないものに対しては、補償金を支払わないものとする。

（この訓令の適用除外）

第5条 この訓令は、次に該当する者には適用しない。

- (1) 町の業務に従事中の町の使用人（町が町の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
- (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で、高等学校、高等専門学校若しくは大学（短期大学を含む。）の学生・生徒により、又は官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

（準用規定）

第6条 この訓令にない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約及び災害補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ災害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」、「施設災害補償特約条項」及び「入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払いに関する特約条項」の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成18年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の穴喰町総合災害補償規程（平成3年穴喰町規則第

号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 22 年 4 月 13 日訓令第 3 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

区分	給付額	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円	
医療補償給付金	入院日数 1日以上 5日まで 20,000円	通院日数 1日以上 5日まで 5,000円
	入院日数 6日以上15日まで 60,000円	通院日数 6日以上15日まで 20,000円
	入院日数16日以上30日まで 120,000円	通院日数16日以上30日まで 60,000円
	入院日数31日以上60日まで 180,000円	通院日数31日以上60日まで 90,000円
	入院日数61日以上90日まで 240,000円	通院日数61日以上 120,000円
	入院日数91日以上 300,000円	

56. 海陽町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例

平成18年3月31日

条例第19号

(設置)

第1条 海陽町における災害に関する情報の伝達及び収集を迅速かつ正確に行うとともに、平常時における一般行政通信業務を円滑に行い、住民の福祉増進に資することを目的として、海陽町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）を設置する。

(業務)

第2条 防災無線による通信の業務は、電波法（昭和25年法律第131号）に定める範囲内で、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) 行政事務の連絡
- (5) その他町長が必要と認める事項の周知、伝達

(業務区域)

第3条 防災無線により通信を行う区域は、町の全域とする。

(親局及び拡声子局の設置)

第4条 親局は、町役場敷地内に置き、拡声子局は、広報事項等が伝達し得る範囲において設置するものとする。

2 拡声子局は、屋外拡声局と屋内戸別局からなり、屋内戸別局（以下「戸別受信機」という。）は、町内に住居を有する者の世帯及び町長が指定する場所を単位として設置する。

(中継局の設置)

第5条 通信業務の効率化を図るため、中継局を町長が指定する場所に設置する。

(基地局及び陸上移動局の設置)

第6条 災害等緊急事項について町役場に設置する基地局と現場の相互交信を行うとともに平常時は、行政事務の効率化を図るため、陸上移動局を設置して町長が必要と認める場所に配置するものとする。

(戸別受信機の貸与)

第7条 戸別受信機は、第4条設置場所の所有者又は管理者の申請に基づき、貸与する。

2 前項の規定に基づき貸与を受けた者（以下「使用者」という。）は、速やかに規則で定める保管証書を町長に提出しなければならない。

3 貸与する戸別受信機の数は一世帯又は町長が指定する場所にそれぞれ 1 台とし、その使用料は無償とする。ただし、戸別受信機の維持管理に要する費用は使用者の負担とする。

(戸別受信機の管理)

第8条 使用者は、戸別受信機の善良な管理に努め、異常を認めたときは、直ちにその旨を町長に届け出てその指示に従わなければならない。

2 戸別受信機の補修は、町長の指定する者以外の者が行うことができない。

(戸別受信機の返還)

第9条 使用者が海陽町に住所を有しなくなったとき、又は町長がその指定の必要を認めなくなったときは、速やかに規則の定めるところにより返還しなければならない。

(移譲等の禁止)

第10条 使用者は、戸別受信機を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(戸別受信機の損害弁償)

第11条 使用者は故意又は重大な過失によって戸別受信機を紛失又は損傷したときは、町長が定める損害額を弁償しなければならない。ただし、町長が損害額を弁償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(承認の取消し)

第12条 使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、貸与の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) 送信及び受信を妨害したとき。
- (3) 設備を故意に損壊したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が貸与の承認を取り消す必要があると認めるとき。

(台帳の整備)

第13条 町長は、戸別受信機の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の海南町岡本山移動通信用施設設置に関する条例（平成 11 年海南町条例第 13 号）又は防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例（昭和 58 年海部町条例第 4 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

57. 海陽町防災対策施設の設置及び管理に関する条例

平成 24 年 9 月 19 日

条例第 22 号

(設 置)

第 1 条 地震・津波の早期検知と地震予測モデルの高度化を図り、防災・減災対策の推進に寄与するとともに、住民等に対し防災意識の高揚及び防災知識の普及を図ることを目的として防災対策施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 防災対策施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
海陽町防災対策施設	海陽町浅川字西福良 43 番地

(業 務)

第 3 条 海陽町防災対策施設（以下「防災対策施設」という。）は、次の業務を行う。

- (1) 地震・津波観測監視システムの設置
- (2) 防災に関する意識の啓発及び知識の普及
- (3) その他、防災対策施設の設置の目的を達成するために必要な事業

(委 任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

58. 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条の三の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

（1）要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（2）要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3）応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4）応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

（1）大規模な地震、風水害等の自然災害

（2）山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

（3）高層建築物の火災

（4）航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

（5）その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

（1）調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 要請先市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第一号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第二号から第四号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制

- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知については、前二項を準用する。この場合において、第六項第一号中「前項」とあるのは「第五項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第四号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運航が可能であると認めるときは直ちに」と、同項第五号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第七項第一号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは、「通知するものとする。」と、同項第二号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前二号により広域航空消防応援を中断したときは、第七項又は前項において準用して適用する第七項に準じてその連絡を行うものとする。

10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第二号及び第三号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

11 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

13 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項についてあらかじめ応援側都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表一及び別表二のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

1.5 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第十三項第二号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

1.6 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村(都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。)の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議して定めるものとする。

1.7 要請側市町村及び応援側市町村(都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。)は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

1.8 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

(別表及び実施細目省略)

59. 公益社団法人日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会徳島県支部（以下「県支部」という。）の会員が非常災害により水道施設に被害を受けた場合、罹災会員が速やかに給水能力を回復できるようにするため、県支部内各会員の相互応援について必要な事項を定める。

(水道災害救援本部)

第2条 非常災害による災害の状況に応じ、相互応援事務を迅速かつ適切に処理するため、県支部に水道災害救援本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は、県支部長をもって充て、副本部長は県支部幹事より互選し本部長を補佐するものとする。

4 本部員は、本部長が会員から任命するものとする。

5 本部長は、罹災会員の水道災害の救援事務を統括し、本部員は本部長の命により、罹災会員の責任者と協議し罹災現地の水道災害救援の指揮にあたるものとする。

(相互応援計画)

第3条 本部長は、会員と協議し、災害時における相互応援計画を定めるものとする。

2 相互応援計画は、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 災害時における罹災会員への応援態勢

(2) 各会員における応援隊の組織及び責任者氏名

(3) 各会員において備蓄すべき資材の種類及び数値の基準

(4) 各会員における動員数及び提供可能な機械・器具及び車輛の種類及び数量

(5) 前各号に掲げるもののほか、相互応援に関する必要な事項

(応援隊の派遣要請)

第4条 罹災会員の水道災害対策責任者は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、有効な通信手段により本部長に派遣要請するものとする。

(1) 災害発生の日時、場所及び状況

(2) 必要とする応援の内容

職種別人数・機械・器具・車輛の種類及び数量・資材の種類及び数量

(3) 応援隊及び機械器具等の受入れ場所

(4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第5条 本部長は、前条の規定による罹災会員からの要請を受けたときは、直ちに被害の状況、地域等を考慮したうえ、相互応援計画に基づき応援隊を編成し、会員に応援隊の派遣を支持するものとする。

- 2 前項の規定により、応援隊派遣の指示を受けた会員は、速やかに応援態勢を組織し、現地に応援隊を派遣し、罹災会員に全面的に協力するものとする。
- 3 前項の規定により応援隊を派遣するときは、罹災会員及び本部長に、その出発時刻、出勤人員、責任者氏名及び到着予定時刻等を通知するものとする。
- 4 応援隊を派遣するときは、被害状況に応じ給水用具、作業用工具、衣類食糧その他日用品のほか野外で宿営できるよう天幕、寝袋、携行電灯、携帯電話、カメラなどを携行させる。
- 5 応援会員は、都市名及び災害復旧応援である旨を記載した旗若しくは幟等を適当な方法で明示し、応援隊員には会員名入りの腕章を着用させる。

（費用の負担）

- 第6条 応急給水の応援に要する費用は、応援会員が負担する。ただし、災害救助法の適用を受けた場合には、罹災会員が応援会員に費用弁償をする。
- 2 応急復旧の応援に要する費用は、罹災会員が負担するものとするが一時的には、応援会員が負担し、後日、罹災会員が派遣会員に費用弁償をする。

（会員以外の都市への応援）

- 第7条 会員以外の都市から応援要請を受けたときは、この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

（その他）

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、相互応援に関し必要な事項は、本部長が会員と協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会の設立の登記の日から施行する。
- 2 日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱（平成7年9月4日）は、公益社団法人日本水道協会定款の実施日の前日をもって廃止する。

公益社団法人日本水道協会徳島県支部

徳島市水道局	三好市水道課	つるぎ町水道課
阿南市水道部	藍住町水道課	美波町水道課
小松島市水道部	石井町水道課	東みよし町環境課
鳴門市企業局水道事業課	板野町水道課	松茂町水道課
吉野川市水道部	海陽町上下水道課	牟岐町水道課
美馬市水道部	上板町水道課	
阿波市水道課	北島町水道課	

60. 海陽町救助・捜索に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、海陽町の実難事故及び山岳事故等における救助捜索に關し必要な事項を定めるものとする。

(出動要請)

第2条 町長は、救助捜索の依頼があったときは、消防団長等関係機関に出動を要請することができる。

(救助・捜索)

第3条 救助捜索は、現場の状況に應じ可能な範囲で行うものとする。ただし、海難事故の救助捜索は、原則として1日とする。

2 捜索期間の延長については、被災者側の要請がある場合及び周囲の状況からして必要がある場合には延長することができる。ただし原則として7日以内とする。

(関係機関との連絡調整)

第4条 救助捜索活動にあたっては、必要に應じ小松島海上保安部美波分室、牟岐警察署等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(経費負担)

第5条 救助捜索活動に要する経費は、次の経費を除くほか依頼者の負担とする。

(1) 緊急救助措置に要する経費

(2) 救助捜索の開始から3日目(救助捜索の対象となる者が町外の者の場合は1日目)までの救助捜索活動に要する経費

(3) 特に町長が必要と認めた経費

(災害補償)

第6条 救助捜索活動に従事した消防団員及び一般協力者にかかる災害補償については、消防組織法第15条の7及び災害対策基本法第84条第1項の規定に基づき支給する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

個人の経費負担(4日目以降)

1. 消防団員の日当は、原則一人6,000円とする。
2. 捜索に必要な重機・船舶等その他の経費は原則個人で支払うものとする。
3. 町外の者の経費は、その都度話し合いにより決定する。

61. 徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波襲来時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。 (2) 港内仮置の材木を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。 (3) 入港予定船舶（避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。）は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。 (2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。 (3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

別表2

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類		津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船（□：船舶対応、○：乗組員等の人命対応を示す。）			錨泊船、浮標係留船	航行船	
				大型船、中型船（漁船を含む）		小型船		大型船、中型船（漁船を含む）	小型船（プレジャーボート、小型漁船等）
				危険物積載船	一般船舶（荷役・作業船含む）	（プレジャーボート、小型漁船等）			
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	巨大 10m超、 10m、 5m	無し	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	— ○陸上避難	機関使用	港外避難	港外避難
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止 —	□陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難) ○陸上避難又は船内避難	港外避難		港外避難又は着岸のうえ 陸上避難
	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	高い 3m	無し	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	□荷役中止 ○陸上避難又は船内避難	— ○陸上避難	機関使用	港外避難準備	港外避難
			有り	□荷役中止・港外避難 —	□荷役中止・港外避難 ・係留強化 ○陸上避難又は船内避難	□陸揚げ固縛 (場合によっては港外避難) ○陸上避難	港外避難		港外避難又は着岸のうえ 陸上避難
津波警戒体制	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	1m		□荷役中止・係留強化 又は港外避難準備	□荷役中止・係留強化 又は港外避難準備	□陸揚げ固縛又は係留強化	港外避難準備 (場合によっては、 港外避難、機関使用)	港外避難準備 (場合によっては 港外避難)	陸揚げ固縛又は港外避難 又は係留強化
備考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。			事業者側で予め 対応マニュアルを作成	事業者側で予め 対応マニュアルを作成	平常時から流出防止対策を留意しておくこと 小型船でも十分に津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外避難でも可	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		

【津波来襲までの時間的余裕】

- 無し : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
- 有り : 津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合

【□：船舶対応】

- 港外避難 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
- 係留強化 : 増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 機関使用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

【○：乗組員等の人命対応】

- 陸上避難 : 船舶での安全な港外避難を行う余裕が無い場合、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 船内避難 : 船舶の港外避難、乗組員等の陸上避難を行う余裕がない場合、自船の船内に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。

小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）をいう。

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれの地域（港）の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

別表3

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法	
注意喚起	Fネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。	
警戒体制	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
避難勧告	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。	
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。	
解除	Fネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。	
	注意喚起を除く	旗りゆう信号 (津波、台風等)	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
		ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「Fネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、Fネット、それ以外の日時又はFネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/O5kanku/tokushima/>

別表4

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先：徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

第4部 協 定

6 2. 災害時における救援物資提供に関する協定書

海陽町（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期 間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協 議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年8月11日

- 甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海陽町
海陽町長 五軒家 憲次
- 乙 香川県高松市春日町 1378 番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長 大内 喬

63. 災害時における救援物資提供に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と徳島ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 徳島県海陽町に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

乙は、第1項の要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害対応型自動販売機（緊急時飲料提供ベンダー）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

前項の解消の申し出は、相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき又はこの協定を変更する必要が生じたときは、そのつど甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年4月10日

甲	徳島県海部郡海陽町大里字上中須128	乙	徳島県徳島市川内町旭野82番地7
	海陽町		徳島ペプシコーラ販売株式会社
	海陽町長	五軒家 憲次	代表取締役 友成 勝

6 4. 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

海陽町内で発生した大規模な災害に対して、有限会社壮成建設の情報提供及び保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、海陽町（以下「甲」という。）と有限会社壮成建設（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、大規模災害時等における混乱した初期段階において、乙の情報や保有する資機材、技術者等の提供による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、海陽町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要と認めた場合

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）被災情報の収集、整理、提供
- （2）甲が管理する、道路、河川、砂防、漁港等（以下、「公共土木施設等」という。）の機能を保持するための緊急を要する応急復旧作業
- （3）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- （4）技術者の確保及び派遣
- （5）その他甲が必要と認める緊急作業

（支援の要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策のために緊急に支援活動の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は甲の協力要請を受けたときは、特別な事情がある場合を除き協力するものとする。

3 通信手段が断たれた場合で、かつ人命や財産を守るうえで公共土木施設等の機能を保全するため緊急を要する場合は、乙の独自の判断で行った支援活動も甲からの支援の要請があったものと見なすことができる。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条第1項の規定により乙に対し協力を要請するときは、文書により次の事項について、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は、電話等の通信手段または口答により行い、その後速やかに要請書を交付するものとする。

なお、乙は前条第3項に基づく支援活動を行ったときは、速やかに甲に電話等で報告するものとし、甲は後日、当該活動を写真等で確認し要請書を交付するものとする。

- (1) 支援活動の場所、期間及び内容
- (2) 支援活動に従事した人員数及び建設資機材の内訳
- (3) その他必要事項

(乙の準備)

第6条 乙は甲の要請に対し速やかに対応するため、次の項目について事前に整備するものとする。

- 2 会社内の支援体制の整備
- 3 社員等からの情報収集体制等の整備
- 4 出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

(完了報告)

第7条 乙は、甲から要請された支援活動が完了したときは、文書により次の事項について、甲に報告するものとする。

- (1) 支援活動の場所、期間及び内容
- (2) 支援活動に従事した人員数及び建設資機材の内訳
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙に責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は締結日から1年とする。

ただし、有効期限満了日までに双方又は何れか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して解決する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年8月1日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海陽町長 五軒家 憲次

乙 徳島県海部郡海陽町浅川字一宇谷24番地2
有限会社 壯成建設
代表取締役 山口 晃

65. 大規模災害発生時における支援活動に関する協定

海陽町内で発生した大規模な災害に対して、徳島県建設業協会海部支部会員等からの情報提供及び会員等が保有する資材、機材、技術者等の出動等により、初期の支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、海陽町（以下「甲」という。）と社団法人徳島県建設業協会海部支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時等における混乱した初期段階において、乙に所属する会員等の情報や保有する資機材、技術者等の提供による支援活動を受けることにより、甲における迅速な被災状況の把握や災害対応を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は次のとおりとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、海陽町災害対策本部が設置された場合
- （2）その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力が必要と認めた場合

（支援活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- （1）被災情報の収集、整理、提供
- （2）甲が管理する、道路、河川、砂防、漁港等（以下、「公共土木施設等」という。）の機能を保持するための緊急を要する応急復旧作業
- （3）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送
- （4）技術者の確保及び派遣
- （5）その他甲が必要と認める緊急作業

（支援の要請）

第4条 甲は、災害時における応急対策のために緊急に支援活動の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙は甲の協力要請を受けたときは、特別の事情がある場合を除き協力するものとする。

3 通信手段が断たれた場合で、かつ人命や財産を守るうえで公共土木施設等の機能を保全するため緊急を要する場合は、乙の独自の判断で行った支援活動も甲からの支援の要請があったものと見なすことができる。

（要請の方法）

第5条 甲は、前条第1項の規定により乙に対し協力を要請するときは、文書により次の事項について、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、甲は、電話等の通信手段または口答により行い、その後速やかに要請書を交付するものとする。

なお、乙は前条第3項に基づく支援活動を行ったときは、速やかに甲に電話等で報告するものとし、甲は後日、当該活動を写真等で確認し要請書を交付するものとする。

- (1) 支援活動の場所、期間及び内容
- (2) 支援活動に従事した人員数及び建設資機材の内訳
- (3) その他必要事項

(乙の準備)

第6条 乙は甲の要請に対し速やかに対応するため、次の項目について事前に整備するものとする。

- 2 支部内の支援体制の整備
- 3 会員等からの情報収集体制等の整備
- 4 出動可能な資材、機材、技術者等についての実態把握

(完了報告)

第7条 乙は、甲から要請された支援活動が完了したときは、文書により次の事項について、甲に報告するものとする。

- (1) 支援活動の場所、期間及び内容
- (2) 支援活動に従事した人員数及び建設資機材の内訳
- (3) その他必要事項

(経費の負担)

第8条 乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

(損害の負担)

第9条 支援活動時に生じた損害については、原則として甲が負担するものとするが、乙に所属する会員等の責に帰すべき事由により生じた損害については、適用外とする。

(経費の請求)

第10条 乙は、支援活動完了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定の有効期限は締結日から1年とする。

ただし、有効期限満了日までに双方又は何れか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して解決する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年7月1日

甲 海陽町長 五軒家 憲次

乙 社団法人徳島県建設業協会海部支部
支部長 戎谷 一平

66. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 緑風会 介護老人保健施設 ジャンボ緑風会（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海陽町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
海陽町久保字板取 243 番地 310	介護老人保健施設 ジャンボ緑風会

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月1日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海陽町長 五軒家 憲次

乙 徳島県海部郡海陽町久保字板取 243 番地 310
社会福祉法人 緑風会
介護老人保健施設 ジャンボ緑風会
管理者 寶井 正裕

67. 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海陽町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者への避難援護について、甲が乙に対して福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができること及びその場合の手続きを定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象者となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れ要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
海陽町大里字松原 33 番地 3	海部郡特別養護老人ホーム事務組合 海南荘

（手続き）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（経費の負担）

第6条 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した経費については、甲が所要の実費を負担するものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族と支援者が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第8条 甲は、日常生活用品、食料等福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第9条 甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(受入可能人数の把握)

第10条 甲は、平常時から乙の施設における受入可能人数を把握しておくものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成24年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2箇月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年7月1日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海陽町長 五軒家 憲次

乙 徳島県海部郡海陽町大里字松原 33 番地 3
海部郡特別養護老人ホーム事務組合
管理者 海陽町長 五軒家 憲次

68. 海部郡市町村消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、海部郡内において災害が発生した場合に、海部郡内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の実施区域は、海部郡全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（支援の種類）

第5条 支援の種類は次のとおりとする。

- （1）食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- （4）救援、応急普及等に必要な職員の派遣
- （5）児童、生徒の受入
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、被災町の要請があった事項

（応援要請）

第6条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- （1）災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認めた場合
- （2）要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項の規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、事後、速やかに文書を応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

- （1）災害の種別及び被害の状況
- （2）災害の発生日時及び場所
- （3）災害現場の気象状況

- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる支援を要請する場合は、物資・車両及び資機材等の種類、品名、数量等
- (6) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (7) 支援場所の所在地及び支援場所への経路
- (8) 支援期間
- (9) その他必要な事項

(業 務)

第7条 支援を要請された町は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 支援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は支援を行う町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか支援物資の調達その他支援に要する経費は原則として要請市町村が負担するものとする。

(支援の自主出動)

第9条 災害が発生し、要請市町村との連絡がとれない場合で、支援を行おうとする町が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の支援に要した費用の負担については、第8条の規定を準用する。ただし被災地の情報収集活動に要する経費は、支援を行おうとする町の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 協定町は、支援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(他市町村の災害に対する支援の協力)

第11条 協定町は、それぞれ姉妹都市、友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する物資及び資機材等の調達が困難である場合、特別の事情があるときは、協定町に対して協力を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第12条 協定町は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関する必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

(適用)

第14条 この協定は平成10年8月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各市町村等の町が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年8月1日

由岐町長 松村 静夫

日和佐町長 近藤 和義

牟岐町長 皆谷 又男

海南町長 五軒家 憲次

海部町長 三浦 治

穴喰町長 多田 保政

海部消防組合管理者 近藤 和義

69. 海部郡消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、海部郡内において災害が発生した場合に、海部郡内の町がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、海部郡全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の町の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、町の長が別に消防組織法第39条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した町（以下「要請町」という。）の長が次の各号のいずれかに該当する場合に、他の町の長に対して行うものとする。

(1) 災害が他の町に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合

(2) 要請町の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別及び被害の状況

(2) 災害の発生日時及び場所

(3) 災害現場の気象状況

(4) 支援内容

(5) 必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員

(6) 応援隊の希望到着日時及び集結場所

(7) 支援期間

(8) 災害現場の最高責任者の職・氏名及び連絡方法

3 要請町の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請した町の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）の長は、特別の理由がない限り、その所管する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援町の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を遅滞なく要請町の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の最高責任者の職・氏名及び連絡方法
- (2) 派遣する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (3) 出発時刻

3 応援町の長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請町の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請町の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

- 2 要請町は、応援隊に対して十分に情報を提供することとする。
- 3 応援隊の長は、要請町と連絡を密にし、調整に努めることとする。

(報告)

第8条 応援町の長は、応援活動の結果を速やかに要請町の長に報告するものとする。

- 2 要請町の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援町の長に報告するものとする。

(経費負担)

第9条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援町の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請町の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係町の長が協議の上、定める。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、町間における連絡会議を開催するものとする。

(改 廃)

第11条 この協定の改廃は、町の長が協議の上、行うものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、平成25年2月1日から適用する。

この協定を締結するため、本書3通を作成し、町の長が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年2月1日

美波町長 影 治 信 良

牟岐町長 福 井 雅 彦

海陽町長 五軒家 憲次

70. 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

(カウンターパート方式)

第2条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

(ブロックの設置)

第3条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ3つのブロックに分け、原則としてブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥 取 県	徳 島 県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 若桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

2 前項のブロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調整にあたるものとする。

3 幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町村との連絡及び情報収集
- (2) 他のブロックへの応援要請
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第4条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

- (5) 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ
- (6) その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第5条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容(人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量)
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものでない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成25年6月6日

鳥取県
鳥取県町村会 会長 石 操

徳島県
徳島県町村会 会長 川原 義朗

71. 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

那賀町（以下「甲」という。）、海陽町・牟岐町・美波町（以下「乙」という。）及び海部郡衛生処理事務組合（以下「丙」という。）は災害発生時における一般廃棄物処理等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により、甲、乙及び丙が実施する一般廃棄物処理業務を、独自では適正に遂行できない場合において、協定者間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定町等）

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、甲と乙及び丙の相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援要請する甲と乙及び丙と要請を受け応援を実施する甲と乙及び丙の合意が整ったときに限るものとする。

（応援要請等）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請甲、乙、丙の長が応援甲、乙、丙の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- （1）災害の発生日時、場所、災害の状況
- （2）必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- （3）必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- （4）応援の場所及び期間
- （5）連絡責任者
- （6）その他必要事項

3 甲、乙、丙は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

（応援の責務）

第5条 応援の要請を受けた甲、乙、丙の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた甲、乙、丙の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請甲、乙、丙の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請甲、乙、丙がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 甲、乙、丙は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書5通を作成し協定甲、乙、丙の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年7月1日

甲	那賀町 那賀町長	坂口 博文
乙	海陽町 海陽町長	五軒家 憲次
	牟岐町 牟岐町長	福井 雅彦
	美波町 美波町長	影治 信良
丙	海部郡衛生処理事務組合 管理者	福井 雅彦

72. 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

海部町（以下「甲」という。）と社団法人海部郡医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海部町地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害等時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害等時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、海部町地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護等を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 死亡の確認

(6) 遺体の検案への協力(状況に応じて)

(7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第5条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第7条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者(被災者)の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者(被災者)負担とする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第9条 乙は、海部町地域防災計画に基づき甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、会員に対し、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第10条 第7条及び第8条の規定は、災害等の発生に係る責任者(債務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期 間)

第13条 この協定の有効期間は、平成16年11月1日から平成18年10月30日までとする。

ただし期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされない時は、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成16年11月1日

甲 海 部 町
海部町長 濱 皓三

乙 社団法人 海部郡医師会
会 長 居和城 武

73. 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要の職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

（自主応援の実施）

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

（県の役割）

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成25年4月5日

徳島県 徳島県知事	飯泉 嘉門	美馬市 美馬市長	牧田 久
徳島市 徳島市長	原 秀樹	三好市 三好市長	俵 徹太郎
鳴門市 鳴門市長	泉 理彦	勝浦町 勝浦町長	中田 丑五郎
小松島市 小松島市長	濱田 保徳	上勝町 上勝町長	笠松 和市
阿南市 阿南市長	岩浅 嘉仁	佐那河内村 佐那河内村長	原 仁志
吉野川市 吉野川市長	川真田 哲哉	石井町 石井町長	河野 俊明
阿波市 阿波市長	野崎 國勝	神山町 神山町長	後藤 正和
那賀町 那賀町長	坂口 博文	板野町 板野町長	玉井 孝治
牟岐町 牟岐町長	福井 雅彦	上板町 上板町長	納田 伸春
美波町 美波町長	影治 信良	つるぎ町 つるぎ町長	兼西 茂
海陽町 海陽町長	五軒家 憲次	東みよし町 東みよし町長	川原 義朗
松茂町 松茂町長	広瀬 憲発		
北島町 北島町長	古川 保博		
藍住町 藍住町長	石川 智能		

74. 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と海陽町長（以下「乙」という。）は、海陽町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、海陽町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1）被害状況の把握及び提供
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、海陽町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 海陽町の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128
海陽町長 五軒家 憲次

75. 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と徳島南部電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の町有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、海陽町内において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という）が発生した場合に、町有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、海陽町内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

- （1）町有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること
- （2）応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- （3）その他甲が特に必要と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 海陽町
海陽町長 五軒家 憲次

乙 徳島県阿南市富岡町滝の下2の1
四国電力阿南営業所内
徳島南部電気工事業協同組合
理事長 湯浅 将器

自治体 ⇒ 工事組合

様式第 1 号（第 2 条第 2 項関係）

平成 年 月 日

徳島南部電気工事業協同組合理事長 殿

海陽 町長

応急復旧対策業務要請書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第 2 条の規定に基づき、次のとおり要請いたします。

復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 要 請 期 間		
業 務 要 請 内 容		
施設担当責任者	氏 名	
	連絡先	

工事組合 ⇒ 自治体

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

海陽町長 殿

徳島南部電気工事業協同組合理事長

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第4条の規定により、応急復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 完 了 年 月 日		
施 設 担 当 責 任 者 名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

76. 災害時の協力に関する協定書

海陽町（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（災害拠点病院）、災害復旧対策の中核となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月22日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128
海陽町長 五軒家 憲次

乙 徳島県徳島市寺島本町東2丁目29
四国電力株式会社
常務執行役員 徳島支店長 岡川 和彰

77. GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と海陽町長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するGPS 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しGPS 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、危機及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「GPS 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において海陽町の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで海陽町の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により海陽町の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

- 2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年2月26日

甲	国土交通省	四国地方整備局		
	次長		守屋	正平
乙	海陽町長		前田	恵

78. 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、海陽町内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、海陽町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資)

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

(要請手続及び連絡責任者)

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災課長、乙においては地区長とする。

(費用等の負担)

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月20日

甲 海 陽 町
海陽町長 五軒家 憲次

乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会海部・那賀地区会
地 区 長 三 浦 佳 展

別記 1

応急生活物資

- 1 LP ガス及び容器
- 2 燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記 2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
 - （1）LP ガスの費用
 - （2）燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
 - （3）単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
 - （1）配送費用
 - （2）取付け費用
 - （3）その他甲が負担する費用以外の費用

79. 災害時における施設の利用及び物資の供給に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と株式会社丸本（以下「乙」という。）は、災害時における施設の利用及び物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、海陽町に災害が発生した場合において、甲と乙が町民生活の早期安定を図るため相互に協力して行う施設の利用及び物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請）

第2条 甲は、災害時において、施設の利用及び物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その利用が可能な施設及び調達可能な物資の供給を申請するものとする。

2 前項の要請は、施設の名称、物資名および数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡先等の指定）

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（施設の優先利用及び物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、施設の優先利用及び物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は施設の利用及び物資の供給を実施したときは、その実施状況について施設の名称、物資名および数量等を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

（施設利用及び調達物資の範囲）

第5条 施設の名称及び物資の種類は次のとおりとする。又、物資の数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

（1）別表に掲げる施設及び物資

（2）その他甲が指定し、乙が所有する施設及び物資

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(代金及び支払い)

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受領した場合には、災害による混乱が沈静化した後、速やかに甲が乙に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協議書に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方又はいずれか一方から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成24年7月5日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海 陽 町
海 陽 町 長 五軒家 憲次

乙 徳島県海部郡海陽町大井字大谷 41 番地
株式会社 丸本
代表取締役 丸本 敦

別表
施設一覧

建物の名称	使用可能場所	使用目的
本社事務所	大会議室	宿 泊
第1工場	休憩室	宿 泊
第2工場	休憩室	宿 泊
第2工場	話し合い室	宿 泊
ペットフードB	休憩室①	宿 泊
ペットフードB	休憩室②	宿 泊
ペットフードC	休憩室	宿 泊
第3工場	休憩室	宿 泊
第5工場	休憩室	宿 泊
開発営業	プレゼン室	宿 泊
開発営業	商談室①	宿 泊
開発営業	商談室②	宿 泊
旧資材事務所	給湯室	宿 泊
旧資材事務所	部 屋	宿 泊
ナンチク	シャワー室	シャワー
大成寮	シャワー室	シャワー
旧協会プレハブ	倉 庫	倉 庫
資材倉庫	倉 庫	倉 庫
食 堂	食 堂	倉 庫

物資の範囲

- (1) 食料品
- (2) 飲料品
- (3) 衣類
- (4) 日用生活品
- (5) 燃料（ガソリン・軽油等）
- (6) その他甲が指定する物資

80. 災害時における物資の供給に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と株式会社ザグザグ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、海陽町に災害が発生した場合において、甲と乙が町民生活の早期安定を図るため物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（甲の要請）

第2条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、調達が可能な物資の供給を申請するものとする。

2 前項の要請は、物資名および数量等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、急を要するときは電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（連絡先等の指定）

第3条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡先等を定め文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、前項の連絡先等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、物資の優先供給について努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その実施状況について物資名および数量等を記載した文書をもって甲に報告するものとする。

（調達物資の範囲）

第5条 物資の種類は、甲が指定し、乙が所有する物資とする。又、物資の数量は、現に乙が備蓄保有するもの又は調達確保できる範囲のものとする。

（物資の引渡し等）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により乙が運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（代金及び支払い）

第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する代金は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの適正な請求書を受領した場合には、災害による混乱が沈静化した後、速やかに甲が乙に支払うものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この協議書に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方又はいずれか一方から文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所有するものとする。

平成25年10月7日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海 陽 町
海 陽 町 長 五軒家 憲次

乙 岡山県岡山市中区清水 369-2
株式会社 ザグザグ
代表取締役 藤井 孝洋

81. 災害時の配置薬等活用に関する協定書

海陽町（以下「甲」という。）と徳島県医薬品配置協議会（以下「乙」という。）は、災害時に配置薬等を活用するため、次のとおり協定を締結する。

（配置薬の範囲）

第1条 この協定における配置薬等とは、甲と乙が協議の上、乙の指定する配置販売業者が配置する医薬品等をいう。

（配置する事業所及び事業所管理者）

第2条 甲は、災害時に配置薬等を活用する事業所を指定し、かつ各事業所で医薬品等を実地に管理する者（以下「管理者」という。）を指定する。

（配置薬等の情報提供）

第3条 乙が指定した配置販売業者は、各事業所の管理者に対し、配置薬等に関する必要な情報提供を適切に行うとともに、医薬品等に関する相談のための連絡先を明示する。

（配置医薬品の管理）

第4条 乙が指定した配置販売業者は定期的に各事業所を訪問し、各事業所の管理者と連携して配置薬等を管理し、業務に関する記録等、医薬品配置販売業者としての業務を適正に実施することとし、乙はその業務全般について、指導、監督する役割を有するものとする。

（価格）

第5条 配置薬等の価格は、災害発生前の平常時に通常取引されている価格とする。使用した配置薬等について甲は実費を負担するものとする。

（代金の支払い）

第6条 使用した医薬品等代金は甲が負担するものとし、甲は乙の請求に基づき乙の指定した配置販売業者に速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第7条 甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、この協定の効力は継続する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び乙が指定した配置販売業者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月14日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128 番地
海 陽 町
海陽町長 前 田 恵

乙 徳島県鳴門市大麻町桧字西山田 1-123
徳島県医薬品配置協議会
会 長 芋 出 和 利

82. 災害発生時における海陽町と海陽町内郵便局及び阿南郵便局の協力に関する協定

徳島県海部郡海陽町（以下「甲」という。）と海陽町内郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）及び阿南郵便局（以下「丙」という。）は、海陽町内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、海陽町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲、乙又は丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲	海陽町	危機管理課長
乙	日本郵便株式会社	海南郵便局長
丙	日本郵便株式会社	阿南郵便局長

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の三者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年6月15日から2016年3月31日までとする。ただし、甲、乙又は丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、各自1通を保有する。

2015年6月15日

甲	徳島県海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町 代表 海陽町長	前田 恵
乙	徳島県海部郡海陽町四方原字町西132 海陽町内郵便局 代表 日本郵便株式会社 海南郵便局長	柿原 憲
丙	徳島県阿南市富岡町滝の下4-2 日本郵便株式会社 阿南郵便局長	山田 正雄

『別表』

海陽町内郵便局

海南郵便局	〒775-0299	海部郡海陽町四方原町西 132
海部郵便局	〒775-0399	海部郡海陽町奥浦町内 165
穴喰郵便局	〒775-0599	海部郡海陽町穴喰浦穴喰 350
浅川郵便局	〒775-0101	海部郡海陽町浅川カミノ 8
芝郵便局	〒775-0307	海部郡海陽町芝居内 58-3
川上郵便局	〒775-0413	海部郡海陽町神野西ノ前 13-2

83. 東洋町・海陽町災害時応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号第21条）の規定に基づき、東洋町・海陽町内で発生した場合に、東洋町及び海陽町がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互の応援を行うことにより、災害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の区域は、東洋町及び海陽町の全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（支援の種類）

第5条 支援の種類は次のとおりとする。

- （1）食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被害者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- （4）救援、応急普及等に必要な職員の派遣
- （5）児童・生徒の受入
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、被災町の要請のあった事項

（応援要請）

第6条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した町（以下「要請町」という。）の長が次の各号のいずれかに該当する場合に、他の町長に対して行うものとする。

- （1）災害が他の市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認めた場合。
- （2）要請町の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合。

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして電話等により要請し、事後、速やかに文書を応援要請した町長に提出するものとする。

- （1）災害の種別及び被害の状況
- （2）災害の発生日時及び場所
- （3）災害の現場の気象

- (4) 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡方法
- (5) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる支援を要請する場合は、物資・車両及び資機材等の種類、品名、数量等
- (6) 前条第4号に掲げる支援を要請する場合は、職種及び人員
- (7) 支援場所の所在地及び支援場所への経路
- (8) 支援期間
- (9) その他必要な事項

(業務)

第7条 支援要請された町は、極力これに応じ救援に努めることとする。

(経費の負担)

第8条 支援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがある場合を除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は支援を行う町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか支援物資の調達その他支援に要する経費は原則として要請町が負担するものとする。

(支援の自主出動)

第9条 災害が発生し、要請町との連絡が取れない場合で支援を行おうとする町が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

(連絡担当者)

第10条 協定町は、支援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当者をあらかじめ定めておくものとする。

(他市町村の災害に対する支援協力)

第11条 協定町は、それぞれの姉妹都市、友好都市又は相互応援協定締結市町村において災害が発生し、応援を要する場合において、提供する資機材等の調達が困難である場合、特別の事情があるときは、協定町に対して協力を求めることができるものとする。

(情報の交換)

第12条 協定町は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関する必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定町が協議して定めるものとする。

(適用)

第14条 この協定は平成20年9月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、各町は記名押印の上各1通を保有する。

平成20年9月1日

高知県安芸郡東洋町

東洋町長 澤山 保太郎

徳島県海部郡海陽町

海陽町長 五軒家 憲次

84. 徳島県市町村消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- （1）災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- （2）要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別及び被害の状況
- （2）災害の発生日時及び場所
- （3）必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- （4）応援隊の到着希望日時及び集結場所
- （5）その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

(1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改 廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適 用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝	勝男
鳴門市市長	山本幸政	善靖
小松島市長	西川村口田	一男
阿南市市長	野川山楠坂高小生助久和中藤松近皆五三多犬吉竹板水安戸	宏之輔一章則通二延惠夫義男次治政昭人美正夫清稔
勝浦町長		
上勝町長		
佐那河内村長		
石井町長		
神山町長		
那賀川町長		
羽ノ浦町長		
鷺敷町長		
相生町長		
上那賀町長		
木沢村長		
木頭村長		
由岐町長		
日和佐町長		
牟岐町長		
海部町長		
海部町長		
穴喰町長		
板上野町長		
上板野町長		
吉野町長		
土成町長		
市場町長		
阿波島町長		

川島町	長	内山	田内	正	昇晴
山川郷	長	伊佐	井藤		昇
美脇	長	立佐	道藤	里	淨
一穴	長	西竹		宏	見
木三	長	真丸	重鍋	正義	史二
三三	長	西中	岡		博
池山	長	檜出		敬	晃
井川	長	尾野	瀧	清	幸
三東	長	坂近		惠	徹
西祖	長	堀犬	口	光	文一
阿南	消防組合管理者	戸佐	茂村		操
名西	消防組合管理者	藤丸	東藤	忠	男
海部	消防組合管理者		江伏	和	靖
板野	消防組合管理者		田	長	之
板野	消防組合管理者		藤	正	義
阿北	消防組合管理者		田		男
美馬	消防組合管理者		岡	利	昭
美馬	消防組合管理者			敬	稔
三好	郡行政組合管理者				淨
					胤
					幸

85. 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- （1）災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- （2）要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- （3）その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害の種別及び被害の状況
- （2）災害の発生日時及び場所
- （3）災害現場の気象状況
- （4）災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- （5）飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6）応援に要する資機材の品目及び数量等
- （7）その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動(以下「消防活動」という。)を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県(以下「県」という。)が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島県

徳島県知事 圓 藤 寿 穂

徳島市

徳島市長 小 池 正 勝

鳴門市

鳴門市長 山 本 幸 男

小松島市

小松島市長 西 川 政 善

阿南市

阿南市長 野 村 靖

勝浦町			川口	幸一
勝浦町	長			
上勝町			山田	良男
上勝町	長			
佐那河内村			楠	崇宏
佐那河内村	長			
石井町			坂東	忠之
石井町	長			
神山町			高山	橋宏輔
神山町	長			
那賀川町			小泉	隆一
那賀川町	長			
羽ノ浦町			生野	善章
羽ノ浦町	長			
鷺敷町			助岡	克則
鷺敷町	長			
相生町			久龍	直通
相生町	長			
上那賀町			和田	淳二
上那賀町	長			
木沢村			中東	利延
木沢村	長			
木頭村			藤田	惠
木頭村	長			
由岐町			松村	靜夫
由岐町	長			
日和佐町			近藤	和義
日和佐町	長			
牟岐町			皆谷	又男
牟岐町	長			
海南町			五軒家	憲次
海南町	長			
海部町			三浦	治
海部町	長			
穴喰町			多田	保政
穴喰町	長			
松茂町			広瀬	憲堯
松茂町	長			
北島町			齋藤	武尚
北島町	長			

藍住町	長	堀江	長	男
藍住町	長	堀江	長	男
板野町	長	犬伏	正	昭
板上町	長	吉岡	義	人
上板町	長	吉岡	義	人
吉野町	長	竹重	敦	美
吉野町	長	竹重	敦	美
土成町	長	板東		正
土成町	長	板東		正
市場町	長	水田	文	夫
市場町	長	水田	文	夫
阿波町	長	安友		清
阿波町	長	安友		清
鴨島町	長	戸田		稔
鴨島町	長	戸田		稔
川島町	長	内田		昇
川島町	長	内田		昇
山川町	長	山内	正	晴
山川町	長	山内	正	晴
美郷村	長	伊井		昇
美郷村	長	伊井		昇
脇町	長	佐藤		淨
脇町	長	佐藤		淨
美馬町	長	藤田	利	胤
美馬町	長	藤田	利	胤
半田町	長	逢坂		亘
半田町	長	逢坂		亘
貞光町	長	南		豐
貞光町	長	南		豐
一宇村	長	立道	里	見
一宇村	長	立道	里	見
穴吹町	長	佐藤	宏	史
穴吹町	長	佐藤	宏	史
木屋平村	長	西	正	二
木屋平村	長	西	正	二
三野町	長	竹重	義	博
三野町	長	竹重	義	博
三好町	長	真鍋		晃
三好町	長	真鍋		晃

池田町				
池田町長	丸岡	敬	幸	
山城町				
山城町長	西		徹	
井川町				
井川町長	中瀧	清	文	
三加茂町				
三加茂町長	檜	惠	一	
東祖谷山村				
東祖谷山村長	出口		操	
西祖谷山村				
西祖谷山村長	尾茂	光	男	
徳島県阿南市富岡町トノ町12番地の3				
阿南消防組合管理者	野村		靖	
徳島県名西郡石井町高川原字高川原66の8				
名西消防組合管理者	坂東	忠	之	
徳島県海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1				
海部消防組合管理者	近藤	和	義	
徳島県板野郡松茂町広島字西川向25番地の1				
板野東部消防組合管理者	堀江	長	男	
徳島県板野郡板野町羅漢字前田35				
板野西部消防組合管理者	犬伏	正	昭	
徳島県麻植郡鴨島町上下島431番地の17				
阿北消防組合管理者	戸田		稔	
徳島県美馬郡脇町字拝原1742番地の1				
美馬東部消防組合管理者	佐藤		浄	
徳島県美馬郡美馬町字天神119番地				
美馬西部消防組合管理者	藤田	利	胤	
徳島県三好郡池田町字サラダ1612-14				
三好郡行政組合管理者	丸岡	敬	幸	

86. 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と海陽町立海南病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- （1）可能な限りの傷病者受入
- （2）自己完結型の医療救護班派遣
- （3）重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- （4）広域患者搬送への対応
- （5）医療物資等の確保供給活動
- （6）災害医療情報の収集・発信
- （7）その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合であっても、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- （1）医師 1名
- （2）看護師 2名
- （3）連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費(日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費)については、徳島県災害救助法施行細則(昭和38.6.4徳島県規則第37号)の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約(以下「契約」という。)を締結している病院について、災害救助法(昭和22年法律第118条)第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期 間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳 島 県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷16番地1
海陽町立海南病院
院 長 小 原 卓 爾

87. 災害時備蓄医薬品の保管管理に関する協議書

徳島県（以下「甲」という。）と海陽町立海南病院（以下「乙」という。）が、災害時備蓄医薬品の保管管理について協議した結果は、次のとおりです。

- 1 甲は、災害発生時の医療救護活動に必要な医薬品の供給を効率的に行うため、乙に医薬品の備蓄を依頼する。
 - （1）医薬品の品目及び数量は、別紙のとおりとする。
 - （2）医薬品の調達については、甲の負担とし、保管管理に要する経費は乙の負担とする。
 - （3）医薬品の品目及び数量については、必要に応じ、甲乙協議の上、変更する。
- 2 医薬品の備蓄場所は、海陽町立海南病院 災害備蓄倉庫とする。
- 3 乙は、医薬品を常に良好な状態で備蓄場所において保管管理する。
 - （1）災害時の救護活動のために医薬品を消費したときは、甲の負担により補てんする。
 - （2）乙が、通常の病院事業のために医薬品を消費したときは、乙の負担により補てんする。
- 4 災害の発生に際し、医薬品を供給する必要がある場合、医薬品の輸送などに関しては、甲が行う。
- 5 この協議書に定めのない事項又はこの協議書に疑義が生じたときは、甲乙間で協議して定める。

上記のとおり相違ないことを確認したので、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成22年9月16日

甲	徳島県 徳島県保健福祉部薬務課長	尾崎 史郎
乙	海陽町立海南病院 院長	小原 卓爾

(別紙)

医薬品の品目及び数量一覧表

(海南病院保管分)

H27.10.1現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	備考
注射薬	輸液製剤	大塚糖液5% ソリパック	大塚製薬(株)	輸液製剤 (500ml×20)	5 箱	使用期限2017.7月②箱 2017.8月③箱
	輸液製剤	ソリタT3	味の素製薬(株)	輸液製剤 (200ml×20)	5 箱	使用期限 2017. 2②箱 2015.12③箱
	輸液製剤	ソリタT3	味の素製薬(株)	輸液製剤 (500ml×20)	5 箱	使用期限 2017.2⑤箱
	輸液製剤	ヴィーンD	興和創薬(株)	輸液製剤 (500ml×20)	5 箱	使用期限2017. 5①箱 2017. 6④箱
	輸液製剤	大塚生食注	大塚製薬(株)	輸液製剤 (500ml×20)	5 箱	使用期限2017. 6①箱 2017. 7①箱 2017. 9③箱
	抗生物質	スルペラゾン静注液1g	ファイザー(株)	抗生物質 (10V入)	15 箱	使用期限2017. 7⑤箱 2017. 8⑩箱
	抗生物質	硫酸アミカシン注射液100mg	日医工(株)	抗生物質 (10A入)	3 箱	使用期限2015.12⑤箱
外用剤他	殺菌・消毒剤	バンクロジド5%液	マイラン製薬(株)	殺菌・消毒剤 (500ml×10本)	5 箱	使用期限 2017.8⑤箱
	殺菌・消毒剤	オキシドール	丸石製薬(株)	殺菌・消毒剤 (500ml)	8 本	使用期限 2018.6⑧本
	殺菌・消毒剤	ポビラール液	丸石製薬(株)	殺菌・消毒剤 (250ml)	8 本	使用期限 2016.2⑧本
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	丸石製薬(株)	殺菌・消毒剤 (500ml)	30 本	使用期限2017. 4⑧本 2017. 9②本
	輸液セット	輸液セットNIA-20IE・OOZ PVC フリー	ニプロ(株)	輸液セット (50本入)	3 箱	使用期限 2018.8③箱
	シリンジ	プラスチックシリンジ5ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	(株)トップ	シリンジ(100本入)	2 箱	使用期限 2018.4②箱
	シリンジ	プラスチックシリンジ20ml 特浦 塑膠注射筒 針なし	(株)トップ	シリンジ(50本入)	2 箱	使用期限 2018.4②箱
	注射針	注射針 18G×1 1/2	(株)トップ	注射針(100本入)	1 箱	使用期限 2018.4②箱
	注射針	注射針 22G×1 1/4	(株)トップ	注射針(100本入)	8 箱	使用期限 2018.4②箱

88. 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、海陽町（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会海部地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱(平成7年11月1日施行)第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

(協力要請)

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 海陽町で震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から乙に対して協力要請を行ったとみなすものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

(報 告)

第5条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- (4) その他必要な事項

(協力のための準備)

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(支援体制の整備)

第7条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

(訓練への協力)

第8条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、自動的に1年延長され、以降同様とする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月4日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須 128
海 陽 町
海陽町長 前 田 恵

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村 10-10
有限会社ココ才建築工房内
公益社団法人徳島県建築士会海部地域会
会 長 横 尾 政 明

丙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
公益社団法人徳島県建築士会
会 長 佐 藤 幸 好

89. 火葬場相互協力協定書

(目的)

第1条 海陽町（以下「甲」という。）と牟岐町（以下「乙」という。）との火葬場の相互協力については、この協定の定めるところによる。

(協力の区分)

第2条 海陽町内斎場（那佐斎場・穴喰斎場）（以下「丙」という。）及び牟岐町斎場（以下「丁」という。）は、甲又は乙の区域内において火葬の業務が発生したときには、次の区分によりそれぞれ相互に協力するものとする。

(1) 甲又は乙の区域内において、火葬場の処理能力の限界又は施設の使用が不能となった場合は、丙又は丁の処理能力の範囲内で受け入れるものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、災害時その他特別の事情により丙又は丁から要請があった場合には、それぞれの要請に応じ、適切な方法で業務を遂行するものとする。

2 前項において処理可能の範囲とは以下に定める内容とする。

丙・丁火葬場施設使用状況

町名	海陽町		牟岐町
名称	穴喰斎場	那佐斎場	牟岐斎場
火葬炉基数	1基	1基	1基
処理件数/1日	2件	3件	2件
火葬場職員数	1名	1名	1名
火葬場受付時間	午前9時～午後5時		午前7時30分～午後5時
火葬場の休日	年始3日間		年始1日間
火葬場管理形態	民間委託		指定管理

(使用料の請求)

第3条 火葬場使用手数料については、丙丁とも次のとおりと定め、火葬申請者より請求するものとする。

(1) 海陽町斎場の設置及び管理に関する条例第6条の町内居住者使用料（別表1）とする。牟岐斎場の設置及び管理条例第5条の町内在住者使用料（別表2）とする。

(2) 前各号のほか、必要な経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(協議)

第4条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方誠意をもって協議して決定するものとする。

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

- 2 前項の期間が満了の1ヶ月前に甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間の有効期間の延長をするものとし、以後この例による。
- 3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定を改定することができる。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 徳島県海部郡海陽町大里字上中須128
海陽町長 五軒家 憲次

乙 徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町長 福井 雅彦

両町斎場の設置及び管理条例の使用料

(別表1) 海陽町斎場の設置及び管理に関する条例第6条

区 分	使用料(1体につき)	
	海陽町居住者	町外居住者
満12歳未満	10,000円	20,000円
満12歳以上	20,000円	40,000円
死産児	10,000円	20,000円
身体の一部	10,000円	20,000円

(別表2) 牟岐斎場の設置及び管理条例第5条

区 分	使用料	
	町内在住者	町外在住者
満12歳以上(小学校卒業以上) 1体につき	20,000円	40,000円
満12歳未満(小学校在学以下) 1体につき	10,000円	20,000円
死産児 一体につき	10,000円	20,000円
身体の一部	10,000円	20,000円

90. 一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定書

那賀町（以下「甲」という。）、海陽町・牟岐町・美波町（以下「乙」という。）及び海部郡衛生処理事務組合（以下「丙」という。）は災害発生時における一般廃棄物処理等の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生により、甲、乙及び丙が実施する一般廃棄物処理業務を、独自では適正に遂行できない場合において、協定者間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、一般廃棄物の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

（協定町等）

第2条 この協定は、災害時のし尿及びごみ処理業務に関し、甲と乙及び丙の相互間において締結するものとする。

（相互応援の範囲）

第3条 この協定における相互応援は、災害の発生に起因して、し尿又はごみの収集・運搬に支障が生じたとき、一般廃棄物処理施設の損傷によりし尿又はごみ処理が不能となったとき、あるいは当該処理施設の処理能力を著しく超えるし尿又はごみが発生したとき等で、応援要請する甲と乙及び丙と要請を受け応援を実施する甲と乙及び丙の合意が整ったときに限るものとする。

（応援要請等）

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請甲、乙、丙の長が応援甲、乙、丙の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、次の事項をできるだけ明確にし、とりあえず電話等により行い、後に、速やかに文書で行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 甲、乙、丙は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請するものとする。

（応援の責務）

第5条 応援の要請を受けた甲、乙、丙の長は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援の要請を受けた甲、乙、丙の長は、前条の応援の要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請甲、乙、丙の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、原則として要請甲、乙、丙がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第7条 甲、乙、丙は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者の活用を図るものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めのない事項、又は、疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証明するため、本書5通を作成し協定甲、乙、丙の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成25年7月1日

甲	那賀町 那賀町長	坂口 博文
乙	海陽町 海陽町長	五軒家 憲次
	牟岐町 牟岐町長	福井 雅彦
	美波町 美波町長	影治 信良
丙	海部郡衛生処理事務組合 管理者	福井 雅彦

91. 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県環境保全協会（以下「乙」という。）及び徳島県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）とは、大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、徳島県内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「災害し尿等」という。）の収集運搬について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、被災地域の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下「被災市町村」という。）から次に掲げる事業の協力要請があった場合、乙及び丙に対して支援要請をするものとする。

- （1）災害し尿等の撤去
- （2）災害し尿等の収集・運搬
- （3）その他前各号に伴う必要な事業

2 甲は、乙及び丙に対して前項の支援を要請するときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭により通知し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- （1）市町村名
- （2）協力の要請内容
- （3）その他必要な事項

3 甲は、災害し尿等を円滑に処理するために、被災市町村と他の市町村との連絡調整に当たるものとする。

（災害し尿等の収集運搬等の実施）

第3条 乙及び丙は、甲から前条第1項の要請があったときは、乙及び丙はそれぞれ会員の中から必要な人員、車両、資機材を調達し、被災市町村が実施する災害し尿等の収集運搬に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び丙は、被災市町村及び受入市町村の指示に従い、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮して、災害し尿等の処理等を行うものとする。

3 乙及び丙は、協力の内容や方法等について、被災市町村と協議するものとする。

（情報の提供）

第4条 甲は、災害し尿等の収集運搬に円滑な協力が得られるように、乙及び丙に対して被災状況、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、災害が発生した場合に協力が可能な会員の情報を甲に提供するものとする。

(実施報告)

第5条 乙及び丙は、災害し尿等の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 乙及び丙が、第2条に規定する要請に基づき実施する災害し尿等の収集運搬については、原則無償で実施するものとする。ただし、当該事業に要する費用が相当額になるときは、その費用の負担について、被災市町村との協議の上決定するものとする。

(損失補償)

第7条 第2条に規定する要請に基づき実施した災害し尿等の収集運搬により発生した事故の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令によるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては徳島県県土整備部水・環境課、乙においては徳島県環境保全協会事務局、丙においては徳島県環境整備事業協同組合事務局に置くものとする。

(組合員の状況等の報告)

第9条 乙及び丙は、この協定に基づく災害し尿等の収集運搬が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況を甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙及び丙に随時報告を求めることができる。

(協定書の有効期間)

第10条 この協定は、平成26年3月20日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協 議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙及び丙で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書3通を作成し、甲乙及び丙の3者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月20日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県美馬市脇町字拝原2759-1
徳島県環境保全協会
会 長 岩本 武司

丙 徳島県徳島市応神町東貞方字西川淵87-2
徳島県環境整備事業協同組合
理 事 長 中川 幸彦

92. 徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長（以下それぞれ「管理者」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号以下「法」という。）第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

（地域区分）

第3条 協定区域を次のブロックに区分する。

（1）第1ブロック

小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

（2）第2ブロック

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

（3）第3ブロック

美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

（災害等）

第4条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相互応援を必要とするものをいう。

（1）大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。

- ア 林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災
- イ 航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案
- ウ 地震、風水害その他大規模な自然災害
- エ 毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害
- オ 上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

（2）協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等

（3）管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等

(応 援)

第5条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）の管理者又はその委任を受けた消防長（以下「管理者等」という。）は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- 2 応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。
- 3 応援を行う消防本部（以下「応援消防本部」という。）管理者等が、災害等を覚知し、第1項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第6条 応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ブロック内広域応援

被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援

(2) 県内広域応援

県内全域の協定消防本部で行う応援

(3) その他の広域応援

第4条第2項及び第3項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援

(応援要請の方法)

第7条 被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

- (1) 災害等の種別、概要
- (2) 災害等の発生日時、場所
- (3) 応援消防力
- (4) 応援隊の受入れ場所
- (5) その他必要な事項

- 2 被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。
- 3 被災地消防本部の管理者等は、第7条第1項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第8条 応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し、次の事項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。

- (1) 応援隊の出発時刻
- (2) 応援隊の到着（予定）時刻
- (3) 応援隊の隊長名
- (4) 応援隊の消防力

(5) その他必要な事項

2 応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。

(経費の負担)

第9条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。

(改廃等)

第10条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(運用)

第11条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。

(施行日)

第12条 この協定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日協定)

この協定は、昭和55年4月1日から施行する。

昭和51年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (昭和59年12月18日協定)

この協定は、昭和60年1月1日から施行する。

昭和55年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則 (平成6年2月21日協定)

この協定は、平成6年2月28日から施行する。

昭和59年12月18日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成9年3月31日協定）

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

平成6年2月21日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成14年4月30日協定）

この協定は、平成14年5月1日から施行する。

平成9年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成19年3月31日協定）

この協定は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年4月30日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成26年4月1日協定）

この協定は、平成26年4月1日から施行する。

平成19年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成27年12月1日協定）

この協定は、平成27年12月1日から施行する。

平成26年4月1日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳島市長	原秀樹
鳴門市市長	泉理彦
小松島市長	濱田保徳
阿南市市長	岩浅嘉仁
みよし広域連合連合長	川原義朗
美馬西部消防組合管理者	兼西茂
徳島中央広域連合連合長	川真田哲哉
美馬市長	牧田久
板野東部消防組合管理者	石川智能
板野西部消防組合管理者	玉井孝治
名西消防組合管理者 石井町長	小林智仁
海部消防組合管理者	影治信良
那賀町長	坂口博文

93. 災害ボランティアセンター運営支援等に関する協定書

一般社団法人 災害復興支援協議会 ダッシュ隊大阪（以下「甲」という。）と社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時のボランティア活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、海陽町内に地震、津波、風水害等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲ないし乙が実施する被災者に対する支援活動を実効性のあるものとするため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 原則として、災害対策基本法で定められている地震・津波・風水害等で、住民生活に支障が生じた災害を対象とし、その活動場所や活動内容等は、乙の意向によるものとする。

（協力要請）

第3条 乙は、前条の災害による被害に対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関し、甲の支援が必要と認めたときは、甲に協力を要請するものとする。

（連絡責任者の指定）

第4条 甲及び乙は、協力要請の手続きを円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書で報告するものとする。

（協力の内容）

第5条 甲及び乙が相互に協力する活動の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災地の情報提供
- (2) 災害ボランティア活動の広報
- (3) 災害ボランティアの募集・調整
- (4) 災害ボランティアセンターの運営支援、必要な資機材等の提供
- (5) 安全情報、支援情報等、災害ボランティア活動に必要な情報の提供
- (6) 被災者支援のために必要なその他の活動で、甲乙が協議の上、定めたもの。

（報 告）

第6条 甲及び乙は、第3条に定める協力要請を受けたときは、速やかに調整を行い、相手方に対し、対応可能な協力の内容等について報告するものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、第5条に定める協力をするに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

(平時の連携)

第8条 甲及び乙は、平時から災害時の被災者支援活動のための情報交換や研鑽、模擬訓練等を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(経費等の負担)

第9条 第5条及び第8条に基づく活動にかかる経費、謝礼等の負担の有無及び金額については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとし、その後、期間満了の日から1カ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

附 則

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月31日

甲 一般社団法人 災害復興支援協議会
ダッシュ隊大阪
代表理事 中嶋 俊明

乙 社会福祉法人 海陽町社会福祉協議会
会 長 歌 邦夫

94. 災害ボランティアセンター運営支援等に関する協定取扱細目

(目的)

第1条 この取扱細目は、災害ボランティアセンター運営支援等に関する協定書（平成27年7月31日締結。以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、協定の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者等の指定及び報告の方法)

第2条 協定書第4条1項及び2項に規定する連絡責任者等の指定は、連絡責任者等報告書(別紙1)によるものとする。

(協力要請にあたっての手續)

第3条 災害時、協定書第3条及び第6条の規定に基づく協力要請及び報告は、原則として、乙が甲に対し、所定の書面(別紙2)による要請を行ったときをもって発動する。ただし、書面により難しい場合は、口頭により発動するものとし、事後速やかに書面にて通知する。

(協力時の体制)

第4条 協定書第3条及び5条に基づく協力を開始する際には、必要な物品を携行するとともに、名札等によりその身分を明らかにするものとする。

附 則

1 この取扱細目は、協定の発効する日から適用するものとする。

平成27年7月31日

95. 大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書

美波町、牟岐町、海陽町及び海部郡町村会（以下、「甲」という。）と徳島弁護士会（以下、「乙」という。）は、海部郡内に大規模な地震等の災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、海部郡内で大規模災害等が発生した場合において、乙が甲から要請を受けるなどして乙が実施する相談業務等の支援等に関し必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣要請）

第2条 甲が乙に対し、大規模災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下、「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第3条 相談の内容については、大規模災害等に起因して法的知見を要する事項全般についての助言とし、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第4条 乙が第3条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上定めるとともに、甲は、その広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第5条 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第3条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が有する被災者に対する支援情報等の情報が必要となった場合、甲乙協議のうえ、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報 告）

第6条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第7条 甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）

第8条 相談者の相談料は無料とする。ただし、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（謝 礼）

第9条 第3条及び第7条に基づく甲の乙又は従事者に対する謝礼の有無及び金額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（乙独自の相談活動への協力）

第10条 乙が、大規模災害等の状況に照らし、第2条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、第4条及び第5条第2項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であっても、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

（車両の通行）

第11条 甲は、乙が第2条（第10条第2項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを優先通行車両として通行できるよう支援するものとする。

（協定の期間）

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに3年間延長し、以後はこの例によるものとする。

（協 議）

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有する。

平成27年7月8日

甲 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1
美波町
美波町長 影治 信良

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4
牟岐町
牟岐町長 福井 雅彦

徳島県海陽町大里字上中須128番地
海陽町
海陽町長 前田 恵

徳島県海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地1
海部郡町村会
会 長 福井 雅彦

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目31番地
徳島弁護士会
会 長 上地 大三郎

第5部 様 式

96. 罹災届出証明書

罹 災 証 明 書

令和 年 月 日

海陽町長 様

(申請者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

電話番号 _____

下記のとおり被災したことを証明願います。

1. 被災原因 _____

2. 被災時期 令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃

3. 被災場所 徳島県海部郡海陽町 _____

4. 被災状況

被災物件	被害状況 (※該当するものに○を付す)
①	全壊・半壊（大規模半壊）・半壊 一部損壊・床上浸水・床下浸水 その他（ ）
②	全壊・半壊（大規模半壊）・半壊 一部損壊・床上浸水・床下浸水 その他（ ）
③	全壊・半壊（大規模半壊）・半壊 一部損壊・床上浸水・床下浸水 その他（ ）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

海陽町長 三 浦 茂 貴

※ 注意 1 被災状況がわかる写真を添付してください。

※ 注意 2 この証明は固定資産の減免には使用できません。

記入例

罹災証明書

申請年月日記入

令和 年 月 日

2部提出します

ご本人にお渡しするものと
海陽町の控えになります。
コピーして両方に朱肉印を
押印する事

(申請者)

押印

住所 海陽町〇〇字〇〇1-1

氏名 海陽太郎

電話番号 0884-〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり被災したことを証明願います。

- 被災原因 令和2年 台風第〇号
- 被災時期 令和2年8月10日 午前・午後 6時30分頃
- 被災場所 徳島県海部郡海陽町〇〇字〇〇1-1
- 被災状況

できるだけ詳細を記入し、項目ごとに写真を添付してください

被災物件	被害状況 (※該当するものに○を付す)
① 家屋(住宅)	全壊・半壊(大規模半壊)・半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 その他()
②	全壊・半壊(大規模半壊)・半壊 一部損壊・床上浸水・床下浸水 その他()
③	全壊・半壊(大規模半壊)・半壊 一部損壊・床上浸水・床下浸水 その他()

上記のとおり、相違ないことを証明

※この欄は記入しないで下さい

令和 ~~年 月~~ 日

海陽町長 三浦 茂貴

- ※ 注意1 被害状況がわかる写真を添付してください。
- ※ 注意2 この証明は固定資産の減免には使用できません。

97. 自衛隊派遣要請文書様式

令和 年 月 日
第 号

徳島県知事 殿

徳島県海部郡海陽町長

災 害 派 遣 に 関 す る 要 請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊派遣を要請して下さいをお願いします。

1. 災害の状況及び派遣要請を希望する事由

2. 派遣を希望する期間

令和 年 月 日 時 分から
任務終了まで

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣を希望する区域

(2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

98. 自衛隊撤収要請文書様式

第 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

徳島県海部郡海陽町長

災 害 派 遣 部 隊 の 撤 収 に つ い て

令和 年 月 日付け第 号で要請を依頼した、災害派遣部隊については要請目的を達成したので、部隊の撤収を下記により要請して下さい。

記

撤収日時 令和 年 月 日 時 分

99. 災害中間報告・災害確定報告

市町村名 又は部局名				区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部	名 称				
災 害 名 ・ 確 定 日 年 月 日	月 日 時現在		田	流失・埋没	ha			公立文教施設	千円				設置市町村	設 置	月	日	時
				冠 水	ha			農林水産業施設	千円					解散	月	日	時
報 告 者 名			畑	流失・埋没	ha			公共土木施設	千円			災害対策本部					
				冠 水	ha			その他の公共施設	千円								
区 分		被 害		文教施設		箇所		小 計		千円							
人的被害	死 者	人			病 院		箇所	公共施設被害市町村数		団体							
	行方不明者	人			道 路		箇所										
負傷者	重 傷	人			橋りょう		箇所										
	軽 傷	人			河 川		箇所										
住 家 被 害	全 壊		棟			港 湾		箇所									
			世帯			砂 防		箇所									
	半 壊		棟			清掃施設		箇所									
			世帯			崖くずれ		箇所									
	一部破損		棟			鉄道不通		箇所									
			世帯			被害船舶		隻									
	床上浸水		棟			水 道		戸									
			世帯			電 話		回線									
	床下浸水		棟			電 気		戸									
			世帯			ガス		戸									
		棟			ブロック塀等		箇所										
		棟			り災世帯数		世帯										
		棟			り災者数		人										
非住家	公共建物		棟			火災発生											
	その他		棟			建 物		件									
			棟			危 険 物		件									
		棟			そ の 他		件										
								被 害 総 額		千円		災害発生場所					
												災害発生年月日					
												災害の概況					
												消防機関の活動状況					
												消防職員出動延人数		人			
												消防団員出動延人数		人			
												計		団体			
												計		団体			

100. 災害報告記入要領

1 人的被害

- (1)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
- (2)「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3)「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上で治療を要する見込みのものとする。
- (4)「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1)「住家」とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2)「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- (3)「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- (4)「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが枚数破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5)「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することが出来ないものとする。
- (6)「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1)「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2)「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3)「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4)非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1)「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2)「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水がつかったものとする。
- (3)「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4)「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養

護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

- (5)「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
- (6)「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7)「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河川とする。
- (8)「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9)「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10)「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11)「崖くずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものをいう。ただし被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方メートルを超えられるものは報告するものとする。
- (12)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (13)「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (14)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (15)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (16)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (17)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (18)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (19)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊、及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として取り扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (20)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1)「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5)災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農業被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林業被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

101. 消防防災ヘリコプター緊急運航要請書様式

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分	受信者		
1 要請機関名	(電話)	受信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援			
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他()			
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 : (目標が明確となる、地図を添付のこと。) 着陸現場 : (発生時刻) 年 月 日 時 分頃			
5 現地の 気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 気象警報等 (警報・注意報)			
6 現場指揮者	所属・職・氏名			
7 現場との 連絡手段	無線種別(全国波 県波 市町村波) 現場指揮本部・呼出名(コールサイン)			
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人数等も記述すること。			
9 傷病者搬送 の場合	傷病者	氏名	年齢等 歳 男・女	
		氏名	年齢等 歳 男・女	
	症 状			
	着陸現場 の 目 標	出動先	所在地及び目標	
		搬送先	所在地及び目標	
	同乗者 の 氏 名	医 師	関係者	
		看護師		
	病院への 搬送方法	救急車の 手配	病院の 手配	
受入病院	所在地 名 称	連絡先	(電話)	
	搬送先の消防本部 の担当者職・氏名	消防本部(局) 職・氏名	課 (電話)	
10 必要資機材				
11 他航空機への 要請状況	無 : 有 : 要請機関名 要請機数 (機)			
12 その他 必要事項				

※ 以下の事項は、消防防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1 使用無線等	無線種別(全国波 県波 その他) 現場指揮本部(車)・呼出名(コールサイン)		
2 到着予定時刻	年 月 日(曜日) 午前・午後 時 分		
3 活動予定時間	時間 分		
4 燃料の確保	手配必要・手配不要 燃料の量 リットル(ドラム缶 本)		
5 その他 必要事項			

102. 災害等状況報告書様式

令和 年 月 日
第 号

運航管理者
徳島県消防防災航空隊事務所長 殿

徳島県海部郡海陽町長

災 害 等 状 況 報 告 書

徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

発生日時		
発生場所		
災害等の概要		
対応状況	経緯	
	出動機関及び人員	
	出動車両及び機材	
被害の概要		
その他参考となる事項		

103. 緊急消防援助隊応援要請連絡様式

応援等要請のための連絡事項

第		報	
令和	年 月 日	時	分

（消防庁長官 又は 都道府県知事） 殿

（市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日	時 分	
災 害 発 生 場 所	都道 府県	市区 町村	
出動を希望する区域・活動内容			
災 害 の 状 況	原子力施設等	有 ・ 無	被 害 有 ・ 無 ・ 不明
	石油コンビナート等	有 ・ 無	被 害 有 ・ 無 ・ 不明

応 援 等 連 絡 日 時	年 月 日	時 分		
必要とする応援隊 （必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は 隊数を記入。）	出動可能な全隊		特殊 災 害 小 隊	
	指揮支援隊			毒劇物等対応小隊
	指揮隊			N災害対応小隊
	消火小隊			B災害対応小隊
	救助小隊		C災害対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊
	救急小隊		密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		特殊 装 備 小 隊	遠距離大量送水小隊
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊
	水上小隊			水難救助小隊
		その他（ ）		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)				

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

104. 火災・災害等即報要領に基づく様式

第 報

第1号様式（火災）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他	
出火場所							
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)				
出火箇所			出火原因				
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由			
	負傷者	重症	人				
		中等症	人				
		軽症	人				
建物の概要	構造階層		建築面積 延べ面積				
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
		半焼				棟	建物焼損表面積
		部分焼	棟			林野焼損面積	a
		ぼや	棟				
り災世帯数			世帯	気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人			
	消防団		台	人			
	その他			人			
救急・救助活動状況							
災害対策本部等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要		危険物施設 の区分				
事故の概要						
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			重 症 人(人)			
			中 等 症 人(人)			
			軽 症 人(人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				その他	人	
			消防本部(署)		台 人	
			消防団		台 人	
			海上保安庁		人	
			自衛隊		人	
		その他		人		
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急処理事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）		
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽症 人（ 人）		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟	
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟	
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

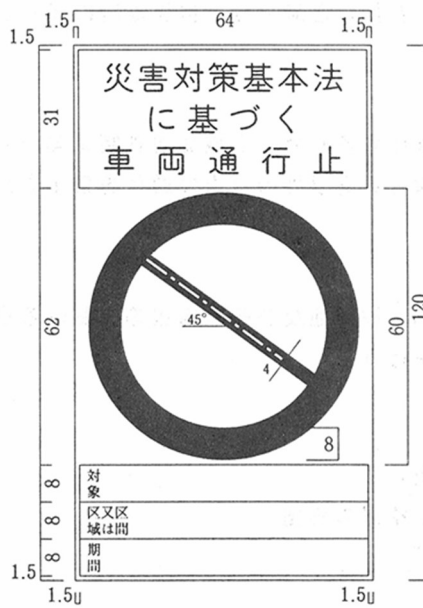
（被害状況即報）

都道府県		区分		被害		区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村											
災害名・報告番号	災害名 報 (月日時現在)	田	流失・埋没 冠水	ha ha		公立文教施設	千円						災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村								
報告者名		畑	流失・埋没 冠水	ha ha		農林水産業施設	千円																
区分		文教施設	箇所			公共土木施設	千円																
区分		病院	箇所			その他の公共施設	千円																
人的被害	死者	人				小計	千円			適用市町村名	計	団体											
	行方不明者	人				公共施設被害市町村数	団体																
	負傷者	重傷	人			農業被害	千円																
	負傷者	軽傷	人			林業被害	千円																
住家被害	全壊	棟				河川	箇所			災害救助法	計	団体											
		世帯				港湾	箇所																
	半壊	棟				砂防	箇所						その他	千円	消防職員出動延人数	人							
		世帯				清掃施設	箇所																
	一部破損	棟				崖くずれ	箇所						被害総額	千円	消防団員出動延人数	人							
		世帯				鉄道不通	箇所																
	床上浸水	棟				被害船舶	隻						備考	災害発生場所	災害発生年月日	災害の種類・概況							
		世帯				水道	戸										119番通報件数	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況	・避難の勧告・指示の状況				
		人	り災世帯数	世帯			電話	回線													・避難所の設置状況	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況	・自衛隊の派遣要請、出動状況
			り災者数	人			電気	戸															
非住家	公共建物	棟			ガス	戸			ブロック塀等	箇所													
	その他	棟			火災発生	建物	件													その他			
					危険物	件			その他	件													

※1 被害額は省略することができるものとする。

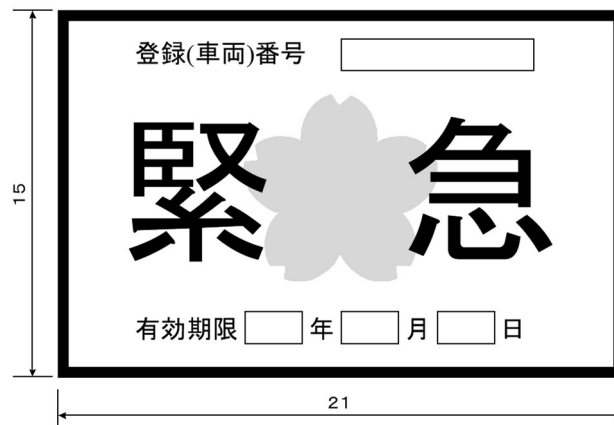
※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

105. 通行の禁止又は制限するときの標識（様式1）



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

106. 緊急通行車両の標章（様式2）



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両番号）並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

107. 緊急通行車両確認証明書（様式3）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては輸送人員又 は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

108. 避難情報の放送依頼様式（放送に係る申し合わせ）

徳島県と日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエムびざんの各社（以下「放送事業者」という。）とは、市町村長が発令する避難準備情報、避難勧告、及び避難指示（以下「避難情報」という。）を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、次のとおり申し合わせる。

市町村長が避難情報を発令した場合において、市町村長から放送事業者への避難情報は放送要請については、次の要領により行うものとする。

1. 市町村長が放送事業者へ避難情報の放送要請を依頼する場合には、別紙1の様式により行うものとする。
2. 放送事業者は、市町村長から放送要請を受けた場合には、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、住民へ放送するものとする。
3. 徳島県、放送事業者及び市町村間の伝達系等は、別紙2のとおりとする。
4. 徳島県は、徳島県、放送事業者及び市町村間の連絡を円滑に行うため、市町村等への周知に努めるとともに、担当者リストを毎年度、作成するものとする。
5. その他
 - (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
 - (2) この申し合わせは、平成18年7月1日から実施する。

(別紙1)

日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
株式会社エフエム徳島 様
株式会社エフエムびざん
徳島県危機管理部
(徳島県南部総合県民局)

海陽町長

印

住民への避難情報(第 号)の周知について(依頼)

当町において避難情報を発令しました(することとしました)ので、貴社(局)より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

市 町 村 名		発令情報の種類 ※注1	<input type="checkbox"/> 避難準備情報 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
所 属 名			<input type="checkbox"/> 避難勧告 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
発信者職・氏名			<input type="checkbox"/> 避難指示 (<input type="checkbox"/> 発令 <input type="checkbox"/> 解除)
電 話 番 号			
発令・解除日時	年 月 日 時 分		
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他()		
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区	世帯	人
	()	
	地区	世帯	人
	()	
地区	世帯	人	
()		
備 考 (発令理由など)			

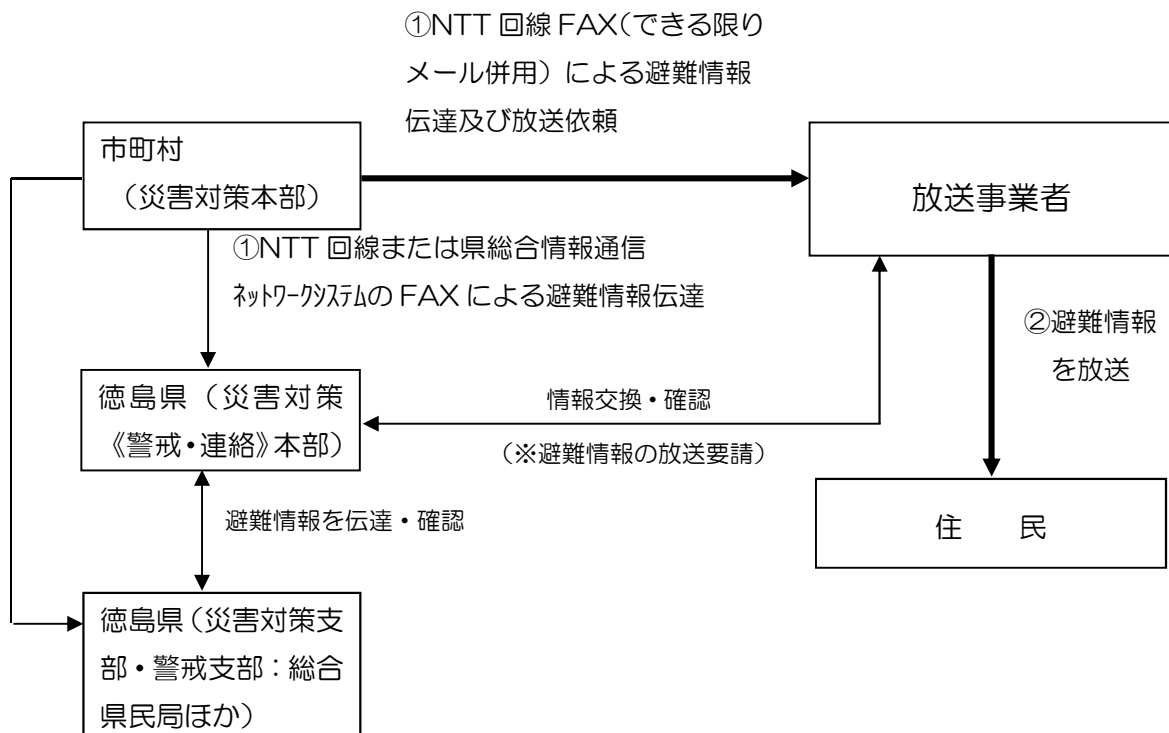
※注1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体名以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数は概数を記すこと。

※注3 市町村長の押印について、緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者(防災主管課長等)の押印に替えることとする。

(別紙2)

放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。
また、同時に、徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）、FAXを送信する。
 - ・市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策〈警戒・連絡〉本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
 - ・市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- ② 放送事業者は、市町村からのFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。
※市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村長に代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

109. 避難行動要支援者名簿様式

(一覧表)

●●年●月●日

民生委員名	
自治会	

台帳登録者情報							緊急時連絡先情報		
NO	登録番号 要支援度	氏名	年齢	性別	住所	電話番号 携帯番号	氏名	住所	電話番号
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(個別カード)

コード					同意 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/>		
ふりがな	性別	生年月日	T S H	/	/	才	
氏名		血液型	型		RH	<input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> -	
住所	TEL						
	FAX						
世帯状況	世帯人数	その他	携帯No.				
			世帯主				
現在の状況	<input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 施設入所 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 死亡			メモ			
医療保険	保険証の種類						
	記号・番号						
障害の種別	障害の種類		等級別・区分		備考		
緊急時の 連絡先	ふりがな			関係			
	氏名						
	住所						
	電話・FAX						
	ふりがな			関係			
	氏名						
	住所						
	電話・FAX						
地域見守り者			住所				
登録No.			電話番号				
必要とする 援助	<input type="checkbox"/> 1.救出・避難 情報提供			居住建物構造：			
	<input type="checkbox"/> 2.避難所生活-トイレ介助 服薬管理			建物着工時期等：			
	<input type="checkbox"/> 3.避難生活-個室			普段いる部屋：			
	<input type="checkbox"/> 4.疾病ゆえの緊急輸送			寝室の位置：			
	要支援度：			特記事項：			
避難支援体制	緊急通報システムの有無：						
	避難支援者	氏名	続柄	住所			

かかりつけの 医療機関等	名称1 所在地 電話/FAX			
	診療科	担当医		
	治療中の 疾病や 治療内容 など			
	名称2 所在地 電話/FAX			
	診療科	担当医		
	治療中の 疾病や 治療内容 など			
医療情報項目				
障害種類内訳				
補装具・ 医療的ケアに 必要な物	<input type="checkbox"/> 1.車いす	<input type="checkbox"/> 2.歩行器	<input type="checkbox"/> 3.ネブライ	
	<input type="checkbox"/> 5.酸素ボンベ	<input type="checkbox"/> 6.透析機器	<input type="checkbox"/> 4.ストマー	
	<input type="checkbox"/> 8.手押し車	<input type="checkbox"/> 9.杖	<input type="checkbox"/> 7.シニアカー	
			<input type="checkbox"/> 10.ストレッチャー	
日ごろ通って いる施設や 家、 また所属して いる団体など	名 称	連絡先		
備 考	担当ヘルパー名：	連絡先電話番号：		
	ケアプラン作成者：	連絡先電話番号：		
民生委員		地区名		
避難勧告等 への対応	避難勧告等の伝達者		福祉避難室	
	避難勧告等の問合せ先		指定避難所	
	避難勧告等その他		避難所の要援護者班	

110. 徳島県管理河川水防警報発表受報用紙

(その1)

() 川 ()
 水防警報第 () 号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

1 待 機	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、なお増水する見込みです。 () から () までの水防団の待機を要します。
2 準 備	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、なお増水する見込みです。 () から () までの水防団の準備を要します。
3 出 動	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mに達し、 はん濫注意水位（警戒水位）を () m超えており なお上昇のおそれがあるので、() から () までの 水防団の出動を要します。
4 解 除 (水防警報)	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mになり、引き続き減少する見込みです。 () から () までの水防警報を解除します。

発 信	年 月 日 時 分	発信者	
受 信	年 月 日 時 分	受信者	

(その2)

() 川 ()
 水防情報第 () 号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

No.	本 文
1	() 日 () 時現在の雨量は、 () { (/ mm) }、() { (/ mm) } () { (/ mm) }、() { (/ mm) } です。
2	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分現在 () mです。
3	引き続き上昇しています。
4	次第に下がっています。
5	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分に () 水位を超えました。
6	() 地点の水位は、() 日 () 時 () 分最高水位 () mに達しました。
7	() 地点の最高水位は、() 日 () 時頃に起こると予想され () mに達する見込みです。
8	() 地点の、() 時間後の水位は、() mと予想され
9	今後も引き続き上昇する恐れがあります。
10	今後次第に下がる見込みです。
11	はん濫注意水位(警戒水位)を相当に上回る恐れがあります。
12	はん濫注意水位(警戒水位)を() 日 () 時頃、下回る見込みです。
13	堤防の低い所では、越水する恐れがあります。
14	() 地点の、() に() 地点の() が発生しました。
15	水防団は、厳重に警戒してください。
16	水防団は、水防体制を強化してください。
17	()

発 信	年 月 日 時 分	発信者	
受 信	年 月 日 時 分	受信者	

111. 徳島県管理河川水防警報（津波）発表受報用紙

（ ）川（ ）
 水防警報（津波）第（ ）号

令和 年 月 日 時 分
 徳島県南部総合県民局

津波に関する情報に十分注意してください。

1 待 機	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に津波警報（大津波・津波）が発表され、〔 ）では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、〔 ）から〔 ）までの水防団の安全な場所での待機を要します。</p>
2 出 動	<p>（ ）日（ ）時（ ）分に津波警報（大津波・津波）が発表され、〔 ）では（ ）mの津波が予想されています。</p> <p>津波到達時刻は（ ）日（ ）時（ ）分頃と予想されています。</p> <p>水防団員の安全確保を前提とし、〔 ）から〔 ）までの水防団の出動を要します。</p> <p>なお、水防作業完了後は、速やかに水防団員の安全確保に努めてください。</p> <hr/> <p>（ ）日（ ）時（ ）分に〔 ）に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、（ ）日（ ）時（ ）分に解除されました。</p> <p>被害等の確認または応急復旧等のため、水防団員の安全確保を前提とし、〔 ）から〔 ）までの水防団の出動を要します。</p>
3 解 除	<p>巡視や点検等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので、〔 ）から〔 ）までの水防警報を解除します。</p>

※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

発 信	年 月 日 時 分	発信者	
受 信	年 月 日 時 分	受信者	

112. ボランティア活動様式集

【様式編】

- (様式1) ニーズ受付票
- (様式2) 活動紹介票
- (様式3) ボランティア受付票 (個人用) [表・裏]
- (様式4) ボランティア受付票 (団体用)
- (様式5) ボランティア活動者名簿
- (様式6) 活動資機材貸出票
- (様式7) ボランティア送迎一覧表
- (様式8) ボランティア活動報告書
- (様式9) ボランティア活動証明書
- (様式10) 災害救援支援物資・見舞品・受付票
- (様式11) 備品管理台帳
- (様式12) 活動物品提供票
- (様式13) 活動日報
- (様式14) 苦情受付票
- (様式15) マスコミ対応記録書
- (様式16) マスコミ発表シート
- (様式17) 班長引継書
- (様式18) 災害アセスメントシート
- (様式19) 事故報告書
- (様式20) ボランティア活動証明書発行申請書

【資料編】

- ニーズ受付票【記載例】…………… (資料編1)
- ボランティア受付票 (個人用) [表・裏]【記載例】 (資料編2)
- 災害ボランティアセンター設置のお知らせ…………… (資料編3)
- ボランティア募集チラシ…………… (資料編4)
- ボランティア依頼募集チラシ…………… (資料編5)
- ボランティアのみなさんへ…………… (資料編6)
- 活動上の注意事項…………… (資料編7)
- 活動上のお願い (リーダーの方へ) …………… (資料編8)
- 災害ボランティア用名札 (登録証)
- お礼状

ニーズ受付票

ニーズ受付 NO	受付日時	受付者名前
	月 日 (曜日) 時 分	

※ここに記載する個人情報 は災害ボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

ボランティアを必要とする人の名前	名前 性別 (男・女) 年齢 (歳)	依頼者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 自治会長 <input type="checkbox"/> 大家 <input type="checkbox"/> その他 ()
家族構成	ひとり暮らし・高齢者世帯・障害者世帯・その他 ()		
活動場所	住所 海陽町 TEL () — — 携帯 — —		
連絡先	<input type="checkbox"/> : 活動場所と同じ <input type="checkbox"/> : 避難所 (施設名) <input type="checkbox"/> : 親戚の家 (住所) <input type="checkbox"/> : その他 (住所)		
依頼内容			
活動資材関係	ボランティア側が持参する物 活動場所にある物		
依頼希望人数	男性 人 ・ 女性 人 →合計 人		
依頼希望日時・期間	依頼希望日時 : 月 日 曜日 : ~ : 依頼希望期間 : <input type="checkbox"/> : 1 回のみ <input type="checkbox"/> : 連日 (日間) <input type="checkbox"/> : 期間指定 () <input type="checkbox"/> : その他 ()		
特記事項			

※必ずお伝えすること。

- 活動当日に、立ち会いができること。
- トイレの使用をお願いする。
- ボランティアの車を駐車させてもらうこと。
- ボランティア活動は無償。心付け・ご飯は不要

海陽町被災者支援ボランティアセンター

活動紹介票

どちらかにマルを		ニーズ受付 NO	作業日時		受付者氏名
新規	継続		月	日 (曜日)	時

依頼者名			
活動内容	住 所：海陽町 TEL： 携 帯： <hr/> 【 具体的な活動内容 】		
人 数	合計	人 (男	人、女 人)
必要資材	<input type="checkbox"/> バケツ () <input type="checkbox"/> 雑巾 () <input type="checkbox"/> 一輪車 () <input type="checkbox"/> デッキブラシ () <input type="checkbox"/> 軍手 () <input type="checkbox"/> その他 (<input type="checkbox"/> ほうき () <input type="checkbox"/> スコップ () <input type="checkbox"/> 土嚢袋 () <input type="checkbox"/> たわし () <input type="checkbox"/> ゴム手袋 ()	<input type="checkbox"/> ちりとり () <input type="checkbox"/> ジョレン () <input type="checkbox"/> モップ () <input type="checkbox"/> ボール ())
特記事項			

※連絡先：海陽町被災者支援ボランティアセンター

① 090-5146-5371

② 080-6383-4795

様式 3

ボランティア受付票（個人用）

受付日	年 月 日 ()	受付 NO	
-----	-----------	-------	--

- 1 このセンターで受付をしたことがある人は、太枠内だけをご記入ください。
- 2 ここに記載する個人情報はボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

このセンターで受け付け → 初めて ・ <u>2</u> 回以上			
フリガナ		性別	男 ・ 女
名 前		生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成 () 才
住 所	〒		
TEL		携帯電話	
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください		
活動予定期間	本日のみ ・ 年 月 日 ~ 年 月 日		
ボランティア 活動保険	加入済 ・ 未加入		
健康チェック	良好 ・ 心配な こと	その他の病気 有 () ・ 無	
	治ってないケガ 有 () ・ 無		
血液型	血液型 <input type="checkbox"/> :A <input type="checkbox"/> :B <input type="checkbox"/> :O <input type="checkbox"/> :AB//Rh <input type="checkbox"/> :+プラス <input type="checkbox"/> :-マイナス		
備 考			

資格・特技等について

資格免許	<input type="checkbox"/> :運転免許 (<input type="checkbox"/> :普通 <input type="checkbox"/> :大型 <input type="checkbox"/> :自二) <input type="checkbox"/> :医師 <input type="checkbox"/> :薬剤師 <input type="checkbox"/> :看護師 <input type="checkbox"/> :保健師 <input type="checkbox"/> :助産師 <input type="checkbox"/> :保育士 <input type="checkbox"/> :救急救命士 <input type="checkbox"/> :社会福祉士 <input type="checkbox"/> :介護福祉士 <input type="checkbox"/> :ホームヘルパー <input type="checkbox"/> :マッサージ師 <input type="checkbox"/> :理美容師 <input type="checkbox"/> :建築士 (級) <input type="checkbox"/> :手話通訳士 <input type="checkbox"/> :調理師 <input type="checkbox"/> :栄養士 <input type="checkbox"/> :アマチュア無線 <input type="checkbox"/> :その他 ()
特技等	<input type="checkbox"/> :災害ボランティアの経験 <input type="checkbox"/> :イラスト <input type="checkbox"/> :パソコン <input type="checkbox"/> :介護 <input type="checkbox"/> :要約筆記 <input type="checkbox"/> :点字 <input type="checkbox"/> :手話 <input type="checkbox"/> :外国語通訳 (語) <input type="checkbox"/> :電気工事関係 <input type="checkbox"/> :建築土木関係 <input type="checkbox"/> :自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> :事務 <input type="checkbox"/> :その他 ()

※これより下には何も記入しないでください。

受付No.		保険処理		受付担当	
備考					

海陽町被災者支援ボランティアセンター

ボランティア受付票（団体用）

受付日	年 月 日（ ）	受付 NO	
-----	----------	-------	--

太枠内のみご記入ください。

このセンターで受付 → 初めて ・ _____回目								
フリガナ					担当者名			
団体名								
団体所在地	〒							
TEL					携帯電話			
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください							
活動希望期間	本日のみ ・ 年 月 日 ~ 年 月 日							
来所方法 到着予定日	バス（ ）台・自動車（ ）台・その他（ ） 到着予定日： 年 月 日							
ボランティア活 動保険	加入済（ ）人 ・ 未加入（ ）人							
活動者名簿 (別紙名簿でも可) ※ボランティア活 動保険未加入者は NOに「O」をし てください。	No.	名前	年齢	性別	No.	名前	年齢	性別
	1				11			
	2				12			
	3				13			
	4				14			
	5				15			
	6				16			
	7				17			
	8				18			
	9				19			
10				20				

ここに記載する個人情報にはボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

備 考	
-----	--

ボランティア活動者名簿

年 月 日

ニーズ受付NO	
訪問先	

リーダー氏名 _____

リーダー携帯番号 _____

メンバー氏名

NO	氏名	NO	氏名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

二一ズNo.

活動資機材貸出票

資機材名	数	資機材名	数

※貸し出した活動資機材は、お忘れのないように、活動資機材担当スタッフに返却してください。

海陽町被災者支援ボランティアセンター

ボランティア送迎一覧表

ニーズ受付 NO	地区	依頼人氏名	依頼人電話番号	作業内容	派遣人数	リーダー 氏名	リーダー 携帯電話	地元案内人	迎え確認
—				()内・外					:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:
—									:

ボランティア活動証明書

令和 年 月 日

住 所 _____

名 前 _____

海陽町災害ボランティアセンター
センター長 塩塚成年 印

上記のものは、海陽町災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアとして次のとおり活動したことを証明します。

1 災害名	令和 年 ○○○災害
2 活動地域・場所	
3 活動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 活動内容	

災害救援支援物資・見舞品・受付票

日付	令和 年 月 日 ()		
寄贈者名			
住所	〒 ー		
電話番号			
寄贈物品	項目	具体的内容	数量
受付者			
備考			

活動物品提供票

(寄付・借用兼用)

日 時	年 月 日 () :				
提供者 お名前	<input type="checkbox"/> :企業 <input type="checkbox"/> :団体 <input type="checkbox"/> :個人 <input type="checkbox"/> :その他 企業・団体名 (代表者)お名前				
連絡先	〒				
	電話	ファックス			
	携帯				
提供品区分	<input type="checkbox"/> :寄付 <input type="checkbox"/> :借用 (<input type="checkbox"/> :無料 <input type="checkbox"/> :有料)				
提供品	品名	規格	数量	確認	管理台帳No.
	1)				
	2)				
	3)				
	4)				
	5)				
寄付品条件	<input type="checkbox"/> :条件なし <input type="checkbox"/> :有り ()				
借用品条件	借用期間 (月 日 ~ 月 日 :) 使用料等				
備 考				受入担当	
返却確認	返却 月 日 :			返却担当	
	※返却先担当者サインをいただくこと				

(注) 1 借用品についてはコピーを返却期日順に重ねて管理すること。

2 返却日には、借用品と共にこの用紙を持参し確認願うこと。

海陽町被災者支援ボランティアセンター

活動報告書（兼県社協報告）

海陽町災害ボランティアセンター活動日報

日時	年 月 日（ ）	活動時間	: ~ :
★本日のニーズ受付状況★			
新規ニーズ（ ）件		継続ニーズ（ ）件	
★ボランティアの受付状況★			
個人受付人数（ ）人	団体受付数（ ）団体 →人数（ ）人	（団体の内訳）	
★本日のニーズ対応・ボランティア派遣状況★			
作業完了（ ）件	継続（ ）件	未対応（ ）件	その他（ ）件
ボランティア派遣人数 （ ）人	（主な活動内容） （課題）		
★本日のセンター全体の動き（概略）★			
★明日へむけた状況整理★			
ニーズ対応予定数（ボランティア派遣数） （ ）件		ボランティア受付数（予想） （ ）人（ ）団体	
（重点活動）			
（特記事項）			

海陽町被災者支援ボランティアセンター

苦情受付票

受付日：令和 年 月 日

氏名	
住所	
連絡先	自宅 携帯
内容	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

受付者氏名	
対応内容 結果	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
特記事項	
対応完了年月日	令和 年 月 日

海陽町被災者支援ボランティアセンター

マスコミ対応記録書

____年 ____月 ____日

海陽町災害ボランティアセンター
(立会者氏名)

____年 ____月 ____日 ____時 ____の取材結果は下記のとおりです。

記

- 1 取材した社名

- 2 記者名

- 3 取材内容

- 4 報道予定日時

- 5 配布した資料の内容

マスコミ発表シート

年 月 日

海陽町災害ボランティアセンター
(立会者氏名)

年 月 日 時 の発表は下記のとおりです。

記

1 件名

2 いつ

3 どこで

4 だれが

5 何を

6 何故

7 どのように

班 長 引 継 書

次の担当者に円滑に引継ぎが行えるようにできるかぎり具体的に記入下さい。

担当班	総務班・ボランティア受付班・ニーズ受付班・マッチング班・資機材班		
活動年月日	年 月 日	報告者氏名	
1日の流れ			
困ったこと 改善策			
意 見 感 想			

災害アセスメントシート

表

実施日時	年 月 日 ()			担当		
方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来訪 <input type="checkbox"/> その他 ()			優先度	<input type="checkbox"/> 高 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 低	
利用者	氏名		住所			
	電話		携帯			
	現在いる場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	最もつながりやすい 連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()				
本人等の自覚 する被害状況	本人		家族 (継続)		家屋状況・周辺	
	○ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位 () ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 () へ)		○ケガの状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒部位 () ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 () へ)		○家屋の破損 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> なし ○ライフラインの状態 電気 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK ガス <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 水道 <input type="checkbox"/> NG <input type="checkbox"/> OK 復旧のめど ()	
	○心理面の変化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 未 済み 受診必要 () へ)		○心理面の変化 <input type="checkbox"/> 落ち込み <input type="checkbox"/> 不安 <input type="checkbox"/> 恐怖心 <input type="checkbox"/> その他 ⇒治療 未 済み 受診必要 () へ)			
	○体調面の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容 () ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 () へ)		○体調面の変化 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒内容 () ⇒治療 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 受診必要 () へ)		○自宅周辺の状況	
避難状況	<input type="checkbox"/> 安全な場所にいる <input type="checkbox"/> 避難したい (必要性あり) ⇒ <input type="checkbox"/> 自力可能 ⇒避難場所 () ⇒何時まで <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> () 日程度 自力不可能 ⇒ あり なし ⇒必要な対応 () <input type="checkbox"/> 避難したくない (必要性あり) <input type="checkbox"/> ⇒理由 () ⇒対応 ()					

年 月 日 () 担当者 (フルネーム)

困っていること	<input type="checkbox"/> 食事づくり <input type="checkbox"/> 掃除・洗濯 <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 薬の管理 <input type="checkbox"/> 病院のことが不安 <input type="checkbox"/> 話し相手 (相談相手) がいない <input type="checkbox"/> 書類の記入 <input type="checkbox"/> 住居のこと <input type="checkbox"/> 今後の生活 <input type="checkbox"/> その他 ()
今後の予定 ※希望	<input type="checkbox"/> このままの状態で過ごしたい <input type="checkbox"/> その他 内容 ()
本人の状況	変化 今 回 の 状 況
	身体面 からだ 食事・服薬・整容・排泄・意思伝達・他の状況
	精神面 こころ 心理面・規則正しい生活サイクル・寂しさ・不安 他の状況
	行動面 うごき 転倒経験・買い物動作・調理の動作・着衣の動作 他の状況
	社会面 かかわり 友人関係・書類金銭管理・近隣関係・情報収集 他の状況
特記事項 ※担当者の所感	
対応欄	状況の変化に応じて、対応した場合に具体的に記入してください
関係機関への連絡	<input type="checkbox"/> 連絡不必要 <input type="checkbox"/> 連絡必要 ⇒誰に () ⇒内容 ()

事故報告票

受付日：令和 年 月 日

事故日	令和 年 月 日 () :		
事故のあった場所			
事故の状況			
被害の状況			
被害者	氏名		
	連絡先	住所	電話番号
加害者	氏名		
	連絡先	住所	電話番号

受付者氏名			
対応内容と結果			
特記事項			

対応完了年月日	令和 年 月 日
---------	----------

海陽町被災者支援ボランティアセンター

ボランティア活動証明書発行申請書

令和 年 月 日

海陽町災害ボランティアセンター長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり、海陽町災害ボランティアセンターで災害ボランティア活動に参加しましたので、ボランティア活動証明書の発行をお願いいたします。

1 災害名	令和 年 災害
2 活動地域・場所	
3 活動期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
4 活動内容	

ボランティア受付票（個人用）【記載例】

受付日	〇〇年 〇月 〇日（ 〇 ）	受付NO	〇〇〇
-----	----------------	------	-----

- このセンターで受付をしたことがある人は、太枠内だけをご記入ください。
- ここに記載する個人情報はボランティアの登録・活動以外の目的で使用しません。

このセンターで受け付け → <u>初めて</u> ・ <u>2</u> 回以上			
フリガナ	トクシマ タロウ	性別	<u>男</u> ・ 女
名 前	徳島 太郎	生年月日	大正 <u>昭和</u> 52年 8月 8日 平成 (〇〇) 才
住 所	〒〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇町〇〇〇 〇〇—〇〇		
TEL	〇〇〇—〇〇〇〇	携帯電話	090—〇〇〇〇—〇〇〇〇
緊急連絡先	上記以外にあれば記入してください 特になし		
活動予定期間	<u>本日のみ</u> 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
ボランティア 活動保険	加入済 ・ <u>未加入</u>		
健康チェック	<u>良好</u> ・ 心配な こと		その他の病気 有 () ・ 無
	治ってないケガ 有 () ・ <u>無</u>		
血液型	血液型 ■:A □:B □:O □:AB//Rh ■:+プラス □:-マイナス		
備 考			

資格・特技等について

資格免許	<input checked="" type="checkbox"/> :運転免許（ <input type="checkbox"/> :普通 <input checked="" type="checkbox"/> :大型 <input type="checkbox"/> :自二 ） <input type="checkbox"/> :医師 <input type="checkbox"/> :薬剤師 <input type="checkbox"/> :看護師 <input type="checkbox"/> :保健師 <input type="checkbox"/> :助産師 <input type="checkbox"/> :保育士 <input type="checkbox"/> :救急救命士 <input type="checkbox"/> :社会福祉士 <input type="checkbox"/> :介護福祉士 <input checked="" type="checkbox"/> :ホームヘルパー <input type="checkbox"/> :マッサージ師 <input type="checkbox"/> :理美容師 <input type="checkbox"/> :建築士（ 級） <input type="checkbox"/> :手話通訳士 <input type="checkbox"/> :調理師 <input type="checkbox"/> :栄養士 <input type="checkbox"/> :アマチュア無線 <input type="checkbox"/> :その他（ ）
特技等	<input type="checkbox"/> :災害ボランティアの経験 <input type="checkbox"/> :イラスト <input type="checkbox"/> :パソコン <input type="checkbox"/> :介護 <input type="checkbox"/> :要約筆記 <input checked="" type="checkbox"/> :点字 <input type="checkbox"/> :手話 <input type="checkbox"/> :外国語通訳（ 語） <input type="checkbox"/> :電気工事関係 <input type="checkbox"/> :建築土木関係 <input type="checkbox"/> :自動車・自転車修理 <input type="checkbox"/> :事務 <input type="checkbox"/> :その他（ ）

※これより下には何も記入しないでください。

受付 NO		保険処理		受付担当	
備考					

海陽町災害ボランティアセンター設置のお知らせ
 ～家の清掃や片付け、生活の困りごとに
 ボランティアがお手伝いします～

このたびの〇〇災害によって、被害を受けられた住民の皆さまには心よりお見舞い申しあげます。

みなさまの生活と海陽町全体の復興に向け、このたび「海陽町災害ボランティアセンター」を設置しました。

ご自宅の清掃や片付け、生活の困りごとなど、お気軽にご相談ください。

また、ご近所に支援が必要な人、困っている人がおられましたらご連絡ください。

★ボランティアの依頼方法★

電話かファックス、E-mailで当センターまでお申し込みください。
 (ファックスまたは、E-mailで申込む場合は、連絡先・詳しい状況・希望日時・希望人数をお知らせください。)

◆受付時間

電話／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

ファックス・E-mail／24時間受付

※ご要望にお応えできない場合もありますのでご了承ください。

お願い

・住民のみなさまで、片付けや炊き出し応援、子どもの遊び相手などお手伝いいただける人は、ぜひボランティアとして力を貸してください。

海陽町災害ボランティアセンター

[住所] 〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇市(町村) 〇〇〇〇〇〇〇—〇〇

[電話番号] 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

[ファックス番号] 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

[メールアドレス] E-mail 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

ボランティアを募集します！

海陽町災害ボランティアセンターでは、

ボランティアを募集しています。

被災者のみなさんが、あなたの応援を待っています！

☆活動の内容☆

民家の清掃、片付け、避難所での炊き出し、話し相手、子どもの遊び相手、引っ越しなどなど住民の皆さまからいただいた「お願いしたい声」に答える活動です。

☆ボランティアに来てくださる皆さんへ☆

- 出かける前に、必ず電話でボランティアの募集状況を確認してください。
- 食事や飲み物は持参してください。
- 無報酬です。交通費も自己負担です。
- 汚れてもよい服装で参加してください。
- ボランティアセンターで受付し、必ずボランティア活動保険に加入してください。
- 派遣の要請の状況により、活動がない場合もあります。
- 危険な作業や、ボランティアセンターで引き受けないように言われた作業は、断りましょう。
- 自分だけで判断せずに、グループで相談しましょう。
- 判断できない時は、ボランティアセンターの指示を求めてください。
- 活動時間は概ね〇〇：〇〇～〇〇：〇〇です。

☆問い合わせ先☆

まずは次の連絡先へご連絡ください。

海陽町災害ボランティアセンター
受付時間／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
住所／〒〇〇〇—〇〇〇〇
〇〇市（町村）〇〇〇〇〇〇〇—〇〇
電話番号／問い合わせ：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
ボランティア希望：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
ボランティア依頼：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

家の清掃や片付け、生活の困りごとに ボランティアがお手伝いします！！

☆こんなお手伝いをします！☆

民家の清掃、片付け、避難所での炊き出し、話し相手、子どもの遊び相手、引っ越しなど住民の皆さまからいただいた「お願いしたい声」に応えるお手伝いをします。

☆派遣を希望される人へ☆

ボランティアの皆さんは、被災者のお手伝いをしたいという気持ちから集まっています。

なんでもできるわけではないということと、次の点をご了承ください。

◎専門的技術を要することや危険を伴う作業など、ご要望にお応えできない場合もあります。

◎ボランティアの参集の都合で、すぐにご要望にお応えできない場合もあります。

◎ボランティアの活動への対価は無料です。食事の用意も不要です。

☆依頼方法☆

◆電話はファックス、E-mailで当センターまでお申し込みください。

(ファックスまたは、E-mailで申し込む場合は、連絡先・詳しい状況・希望日時・希望人数をお知らせください。)

◆受付時間

電話／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

ファックス・E-mail／24時間受付

☆お問い合わせ☆

海陽町災害ボランティアセンター

受付時間／〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

住所／〒〇〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇市(町村) 〇〇〇〇〇〇〇—〇〇

電話番号／問い合わせ：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ボランティア希望：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

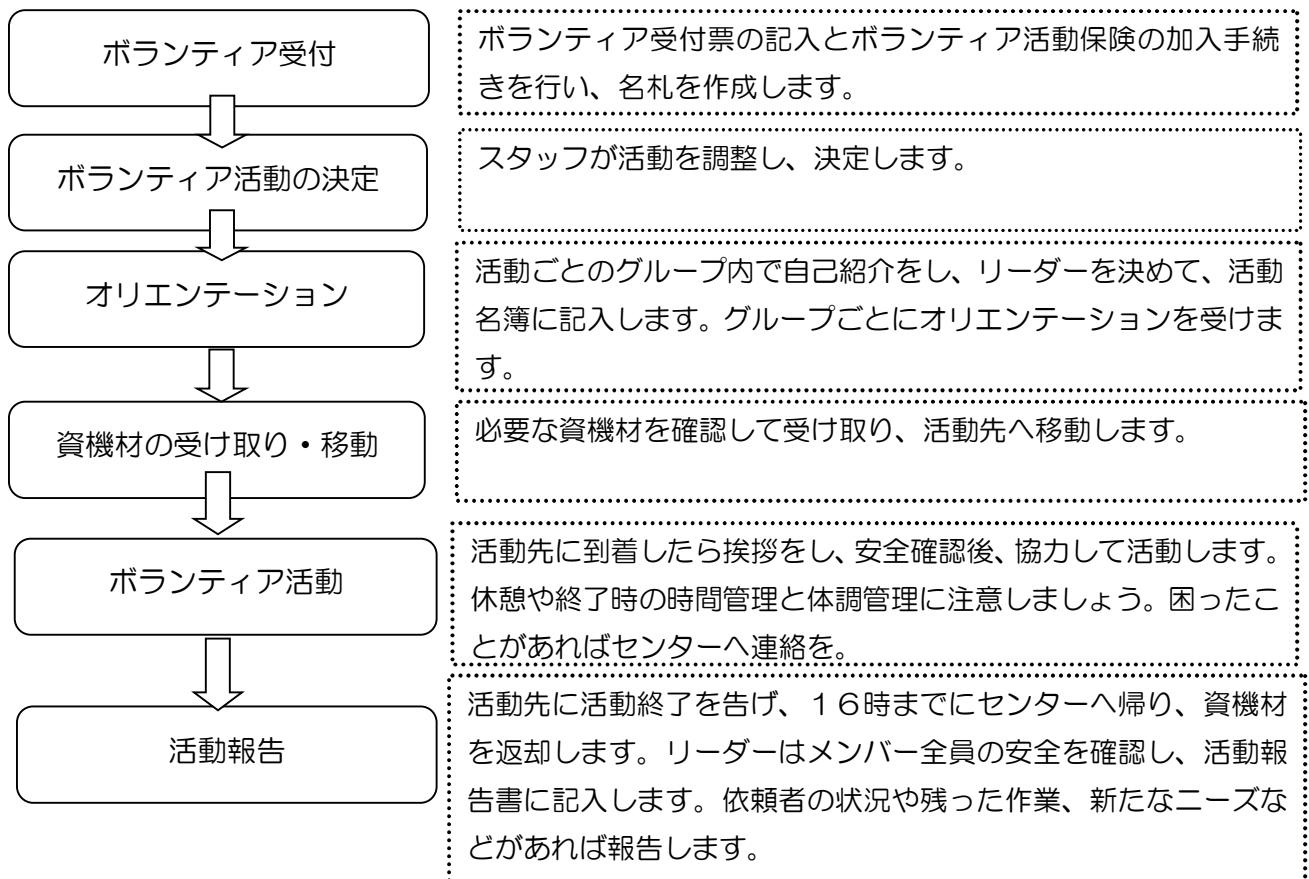
ボランティア依頼：〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

ボランティアの皆さんへ

被災者の生活復旧のために、駆けつけていただきありがとうございます。良い活動になりますよう、オリエンテーションまでに一読ください。今日はよろしく願います。

海陽町社会福祉協議会・被災者支援ボランティアセンターは、被災者に寄り添い、その生活復旧を支援する機関です。復旧の主役は、地域住民（被災者）ですので、ボランティアの皆さんにも被災者の気持ちを大切に活動をお願いします。また、障害のある方や一人暮らし高齢者等、特に支援が必要な方を優先した支援に取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いします。

■ ボランティア活動の流れ ■



■ ボランティアの心得 ■

- * 出かける前の準備をしっかり…情報収集、体調管理、食事や就寝場所の確保、交通費の確保など。
- * 被災者の立場に立った活動を…あいさつや言葉遣い、約束を守るなど、基本的なことを大切に。
- * 自分で考えて…周囲の様子をよく見て、自分ができるところをやる。
- * ルールを守って…勝手な判断はせず、グループで相談する。困ったらボランティアセンターに相談を。
- * 断る勇気を持つ…危険なことやできないことは、できないとはっきりと。
- * 地域住民の自立を支援…被災者に協力して一緒に復旧を目指す。

海陽町社会福祉協議会・被災者支援ボランティアセンター

TEL (0884)73-1980 73-3727

活動上の注意事項

○現地では

現地に着いたら・・・

- * 「海陽町被災者支援ボランティアセンターから来ました」と伝えてください。
- * 作業内容を依頼者に再確認してください。
- * トイレの利用をお願いしてください。
- * 室内の場合は、靴を脱ぐかどうかを確認してください。

○活動（作業）

作業中には・・・

- * 休憩をとりましょう。
- * 安全には十分に注意してください。
- * 活動上知り得た個人情報およびプライバシーは他者漏らさないでください。
- * 危険な作業やできないことは断ってください（後でセンターに報告）。
- * 捨てる前に依頼者に確認しましょう。
- * 傷病者発生時には速やかに、ボランティアセンターに連絡してください。
緊急の場合は、救護を（救急車の要請など）を優先させてください。
- * 熱中症の予防には、こまめな休憩と水分補給をしっかりとってください。
- * 判断に困ったらリーダーに相談し、ボランティアセンターに連絡してください。

○作業終了

終了したら（時間がきたら）・・・

- * 作業は、15時までに終わらせてボランティアセンターにお戻り下さい。
（依頼内容が終わらない場合でも、16時までに本部へお戻り下さい。）
- * 作業終了を依頼者に確認してもらいます。
- * 活動の継続希望を依頼者に確認します。希望があったらセンターに報告します。
- * 持っていった資機材を忘れずに持ち帰ってください。

○センター帰着

センターに帰ったら・・・

- * センターに入る前に、長靴の泥を落とし、手洗い・うがいをします。
- * 持っていった資機材を洗浄して返却してください。
- * 報告書を書いて、提出してください。（提出の際に、活動内容を簡単にお聞きいたします）

お疲れさまでした！気をつけてお帰り下さい。

*途中で帰宅の必要が出た場合などは、必ずボランティアセンターに連絡してください。

海陽町社会福祉協議会・被災者支援ボランティアセンター
TEL (0884) 73-1980 73-3727

活動上のお願い（リーダーの方へ）

●出発前の準備について

1. 出発前にお渡しする書類等

お渡しする書類には、個人情報が含まれていますので取り扱いにご注意ください。

①活動紹介票（様式2）

②ボランティア活動者名簿（一部は本部で保管）（様式5）を記入し、オリエンテーション担当にお渡しください。

③活動資機材貸出票（様式6） ④現地までの地図

2. 災害ボランティアセンターの車両で現地まで向かわれる場合は、車種とナンバーを覚えておいてください。

3. 送迎時間の変更等、災害ボランティアセンターから連絡をさせていただくことがありますので、活動中でも携帯電話に出られるようにご準備ください。

●活動終了後について

1. ボランティアセンターに返却いただく書類等

①、②は、活動報告書と一緒に活動報告担当にご提出ください。

①活動紹介票（様式2） ②ボランティア活動者名簿（様式5）

③活動資機材貸出票（様式6）

※貸し出した資機材は、貸出票と照合し元の場所に返却してください。

2. 提出いただく書類

①ボランティア活動報告書（様式8）をご記入いただき活動報告担当へご報告ください。その際、やり残した活動、依頼主の様子（食事・睡眠等、日常生活で支援が必要ではないか。等）できるだけ、具体的にご記入ください。

海陽町災害ボランティアセンター TEL0884-73-1980

災害ボランティア用名札（登録証）

海陽町社会福祉協議会

災害ボランティアセンター

ボランティア 受付番号 000000



問合せ先 000-0000-0000